

会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて

目次

第1部	本通達の趣旨	1
第2部	株式会社	2
第1	設立	2
1	設立の手續	
2	設立の登記の手續	
第2	株式及び新株予約権	11
1	発行可能株式総数	
2	株式の内容	
3	募集株式の発行等	
4	株式の消却及び併合等	
5	株式に関するその他の改正	
6	新株予約権	
第3	機関	40
1	機関設計の柔軟化	
2	株主総会及び種類株主総会	
3	取締役及び代表取締役	
4	取締役会	
5	特別取締役による議決の定め	
6	会計参与	
7	監査役	
8	監査役会	
9	会計監査人	
10	委員会及び執行役	
11	役員等の損害賠償責任	
第4	計算等	63
1	計算書類の公告	
2	資本金の額	
3	剰余金の配当等	
第5	解散及び清算	69
1	解散	
2	清算	
3	清算の結了	
第3部	有限会社	74
第1	旧有限会社の存続	
第2	株式会社に関する会社法の規定の特則	
1	特例有限会社の特則	
2	特例有限会社の登記の手續の特則	
第3	商号変更による通常の株式会社への移行	

1	移行の手続	
2	移行の登記の手続	
第4部	持分会社・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
第1	合同会社の制度の創設	
第2	設立	
1	設立の手続	
2	設立の登記の手続	
第3	社員の加入及び退社	
1	社員の加入及び退社の手続	
2	社員に関する登記の手続	
第4	計算等	
1	合同会社の設立時の資本金の額	
2	合同会社の資本金の額の増加	
3	合同会社の資本金の額の減少	
第5	持分会社の種類の変更	
1	種類の変更の手続	
2	種類の変更の登記の手続	
第6	解散及び清算	
1	解散	
2	清算	
3	清算の結了	
第5部	組織再編・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
第1	組織変更	
1	組織変更の手続	
2	組織変更の登記の手続	
第2	合併	
1	合併の手続	
2	合併の登記の手続	
第3	会社分割	
1	会社分割の手続	
2	会社分割の登記の手続	
第4	株式交換	
1	株式交換の手続	
2	株式交換の登記の手続	
第5	株式移転	
1	株式移転の手続	
2	株式移転の登記の手続	
第6部	外国会社・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 4
第1	外国会社に関する改正	
1	日本における代表者の住所	
2	擬似外国会社	

第2	外国会社の登記に関する改正	
1	外国会社の登記	
2	外国会社の支配人の登記	
第7部	商業登記に関するその他の改正・・・・・・・・・・・・・・・・	128
第1	類似商号規制の廃止等	
1	類似商号規制の廃止	
2	商号の仮登記制度の廃止	
3	同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止	
第2	会社の目的の具体性	
第3	本店移転の登記等	
1	本店移転の登記	
2	管轄転属の場合の措置に関する改正	
第4	支配人の登記	
1	管轄登記所等	
2	登録免許税額	
3	営業所を移転した場合の支配人の登記の取扱い	
4	一部事項証明書	
第5	後見人の登記	
1	後見人の登記の手続に関する改正	
2	後見人である法人の代表者による印鑑の提出	
第6	登記の嘱託	
1	裁判により登記の嘱託をすべき場合	
2	支店の所在地の登記所に対する登記の嘱託	
第8部	経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第1	株式会社に関する経過措置	
1	旧株式会社の施行日以後の取扱い	
2	旧株式会社の登記の施行日以後の取扱い	
3	経過措置	
第2	特例有限会社に関する経過措置	
1	旧有限会社の施行日以後の取扱い	
2	旧有限会社の登記の施行日以後の取扱い	
3	経過措置	
第3	合名会社及び合資会社に関する経過措置	
1	旧合名会社等の施行日以後の取扱い	
2	旧合名会社等の登記の施行日以後の取扱い	
3	経過措置	
第4	外国会社に関する経過措置	
1	旧外国会社の施行日以後の取扱い	
2	旧外国会社の登記の施行日以後の取扱い	
第5	支配人に関する経過措置	

法務省民商第782号
平成18年3月31日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）

会社法（平成17年法律第86号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）、会社法施行令（平成17年政令第364号）、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備等に関する政令（平成17年政令第366号。以下「整備政令」という。）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成17年政令第367号。以下「経過措置政令」という。）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下「施行規則」という。）、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。以下「計算規則」という。）、電子公告規則（平成18年法務省令第14号）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（平成18年法務省令第15号。以下「改正省令」という。）が本年5月1日から施行されますが、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「有法」とあるのは廃止前の有限会社法（昭和13年法律第74号）を、「特例法」とあるのは廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）を、「商登法」とあるのは改正後の商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「登税法」とあるのは改正後の登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいい、特に改正前の条文を引用するときは、「旧」の文字を冠するものとします。

記

第1部 本通達の趣旨

本通達は、会社法の施行に伴い、株式会社（設立、株式及び新株予約権、機関、計算等並びに解散及び清算）、有限会社、持分会社（設立、社員の加入及び退社、計算等、種類の変更並びに解散及び清算）、組織再編、外国会社、商業登記に関するその他の改正及び経過措置について、登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものである。

なお、会社法の規定による登記に関する登記記録例は、別に定めるところによるものとする。

第2部 株式会社

第1 設立

1 設立の手續

(1) 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項は、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額並びに発起人の氏名又は名称及び住所に限定された（会社法第27条）。

発行可能株式総数、設立時発行株式の数又は会社の公告方法を原始定款で定めていないときは、発行可能株式総数及び設立時発行株式の数については(3)の手續により決定するとされ、会社の公告方法については官報に掲載する方法とされた（会社法第939条第4項）。

(2) 最低資本金制度の廃止

資本の額は1000万円を下ることができないとする最低資本金制度（旧商法（明治32年法律第48号）第168条ノ4参照）は、廃止された。

なお、設立時の資本金の額に関する事項は、発起人の全員の同意により定めなければならない（会社法第32条第1項）、その額は、会社法第445条及び計算規則第74条第1項に定めるところによる（第4の2参照）が、0円となる場合もあり得る。

(3) 設立時発行株式の数及び発行可能株式総数の決定方法

設立時発行株式の数の定めが定款にないときは、発起人全員の同意により、これを定めなければならないとされた（会社法第32条第1項、第58条第1項、第2項）。

発行可能株式総数の定めが定款にないときは、設立過程における株式の引受状況等を踏まえて、会社の成立の時までに、発起設立にあっては発起人全員の同意により、募集設立にあっては創立総会の決議により、定款を変更してその定めを設けなければならないとされた（会社法第37条第1項、第2項、第98条）。

公開会社における設立時発行株式の数は、旧商法と同様に、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない（会社法第37条第3項）。

なお、設立時発行株式の数の決定方法に関する改正に伴い、出資の履行をしない発起人も、払込みをしない設立時募集株式の引受人と同様に、設立時発行株式の株主となる権利を失うとされ（会社法第36条第3項、第63条第3項）、発起人及び会社成立時の取締役の引受・払込担保責任（旧商法第192条第1項、第2項参照）は、廃止された。

(4) 検査役の調査を要しない現物出資財産等の範囲の拡大

ア 現物出資の目的である財産又は会社成立後に譲り受けることを約した財産（会社法第28条第1号、第2号。以下「現物出資財産等」という。）について定款に記載された価額の総額が500万円を超えない場合には、その資本金の額に対する割合を問わず、検査役の調査を要しないとされた（会社法第33条第10項第1号）。

イ 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券について定款に記載された価額が当該有価証券の市場価格（定款の認証の日における最終市場価格（当該日に売買取引がない場合等にあつては、その後最初にされた売買取引の成立価格）又は公開買付け等に係る契約における価格のうちいずれか高い額）を超えない場合には、取引所の相場のあるものでなくても、検査役の調査を要しないとされた（会社法第33条第10項第2号、施行規則第6条）。

市場価格のある有価証券には、証券取引所に上場されているもののほか、店頭登録株式（外国の店頭登録を含む。）、日本証券業協会のグリーンシート銘柄株式等が該当する。

(5) 発起設立の場合における払込金保管証明の義務の廃止

出資に係る金銭の払込みは、旧商法と同様に、発起人が定めた銀行等（以下「払込取扱機関」という。）にしなければならないが、発起設立について、払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された（会社法第34条第2項、第63条第1項、第64条）。

(6) 設立時役員等の選任

設立中の会社における設立時役員等という概念が設けられ、発起設立にあつては発起人の議決権の過半数により、募集設立にあつては創立総会の決議により、1名以上の設立時取締役（取締役会設置会社においては、3名以上の設立時取締役）を選任し、設立しようとする会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社であるときは、それぞれ設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人を選任しなければならないとされた（会社法第38条から第40条まで、第88条）。

また、設立時取締役は、その過半数をもって、設立しようとする会社が、取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）であるときは設立時代表取締役を選定し、委員会設置会社であるときは設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役を定めなければならないとされた（会社法第47条、第48条）。

(7) 創立総会及び種類創立総会

ア 招集手続の簡素化

(ア) 招集通知の発送期限

創立総会（種類創立総会を含む。以下同じ。）の招集通知は、設立しようとする会社が公開会社でない場合には、会日の1週間（取締役会設置会社でない場合において、これを下回る期間を定款で定めたときは、その期間）前までに発すれば足りるとされた（会社法第68条第1項、第86条）。

(イ) 招集地

創立総会の招集地について、原則として本店の所在地又はこれに隣接する地であることを要する旨の制限（旧商法第180条第3項、第233条参照）は、廃止された。

イ 創立総会の議事録

創立総会の議事録は、出席した発起人、設立時取締役その他の役員の氏名又は名称等を内容としなければならないとされ（施行規則第16条第3項、第17条）、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務（旧商法第180条第3項、第244条第3項参照）は、廃止された。

ウ 創立総会の決議の省略の制度の創設

創立総会についても、株主総会と同様に（会社法第319条、旧商法第253条参照）、決議の省略の制度が創設され、発起人が創立総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があったものとみなすとされた（会社法第82条、第86条）。この場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第16条第4項第1号）。

(8) 会社成立前における定款の変更

公証人の認証を受けた定款は、会社の成立前は、次の場合を除き、変更することができないとされた（会社法第30条第2項）。

ア 裁判所が現物出資財産等についての定款の記載事項を不当と認め、これを変更する決定をした場合（会社法第33条第7項）

イ アの決定の確定後1週間以内に、発起人の全員の同意により、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する場合（会社法第33条第9項）

ウ (3)により発行可能株式総数の定めを設け、又は変更する場合（会社法第37条第1項、第2項）

エ 創立総会の決議による場合（会社法第96条）

ただし、発起設立の場合において、変更に係る事項を明らかにし、発起人が署名又は記名押印した書面に公証人の認証を受けたときは、変更後の定款による設立登記の申請を受理して差し支えない（昭和32年8月30日付け法務省民事甲第1661号当職回答参照）。

(9) 設立時取締役及び発起人の権限の見直し

設立中の会社における業務執行の決定は、原則として発起人が行うとされ、定款に別段の定めがない場合には、設立時取締役は、設立時代表取締役又は設立時委員の選定その他会社法に規定のある事項に限り、業務執行の決定を行うとされた。

したがって、会社の成立前は、定款記載の最小行政区画内における本店の所在場所の決定、支店の所在場所の決定、支配人の選任、株主名簿管理人の決定等は、定款に別段の定めがない限り、発起人の議決権の過半数によることとなる。

2 設立の登記の手続

(1) 登記期間

設立の登記は、本店の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内に、支店の所在地においては本店の所在地における設立の登記をした日から2週間以内にしなければならないとされた（会社法第911条第1項、第2項、第930条第1項第1号）。

ア 発起設立の場合

(ア) 設立時取締役等による調査が終了した日（委員会設置会社にあつては、設立時代表執行役が設立時取締役等から調査を終了した旨の通知を受けた日）

(イ) 発起人が定めた日

イ 募集設立の場合

(ア) 創立総会の終結の日

(イ) 会社法第84条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

(ウ) 会社法第97条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日

(エ) 会社法第100条第1項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日

(オ) 会社法第101条第1項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

(2) 登記すべき事項

ア 本店の所在地において登記すべき事項は、次のとおりとされた（会社法第911条第3項）。

(ア) 目的

(イ) 商号

(ウ) 本店及び支店の所在場所

(エ) 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

(オ) 資本金の額

- (カ) 発行可能株式総数
- (キ) 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
- (ク) 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
- (ケ) 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- (コ) 株券発行会社であるときは、その旨
- (サ) 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- (シ) 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項
 - a 新株予約権の数
 - b 新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
 - c 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
 - d c以外の場合には、募集新株予約権の払込金額又はその算定方法
 - e 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - f 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
 - g 当該新株予約権を行使することができる期間
 - h eからgまでのほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
 - i 取得条項付新株予約権については、一定の事由が生じた日に会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由、その取得と引換えに交付する株式の種類及び種類ごとの数又は新株予約権の内容及び数等
- (ス) 取締役の氏名
- (セ) 代表取締役の氏名及び住所（委員会設置会社である場合を除く。）
- (ソ) 取締役会設置会社であるときは、その旨
- (タ) 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の備置き場所
- (チ) 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社を含む。）であるときは、その旨及び監査役の氏名
- (ツ) 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
- (テ) 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- (ト) 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- (ナ) 特別取締役による議決の定めがあるときは、その旨、特別取締役の氏名及

- び取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨
- (ニ) 委員会設置会社であるときは、その旨、取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨、各委員会の委員及び執行役の氏名並びに代表執行役の氏名及び住所
- (ヌ) 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- (ネ) 社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- (ノ) (ネ)の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
- (ハ) (ネ)の定款の定めが社外監査役に關するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨
- (ヒ) 貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第220条第1項第1号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）
- (フ) 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- (ヘ) 電子公告を公告方法とするときは、次に掲げる事項
- a 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（施行規則第220条第1項第2号。具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）
- b 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法について定款の定めがあるときは、その定め
- (ホ) (フ)の定款の定めがないときは、官報により掲載する方法を公告方法とする旨
- イ 支店の所在地において登記すべき事項は、次に掲げる事項（以下「支店登記事項」という。）に限定された（会社法第930条第2項）。
- (ア) 商号
- (イ) 本店の所在場所
- (ウ) 支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- (3) 添付書面
- 本店の所在地における設立の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面及び官庁の許可を要する場合のその許可書（商登法第1

8条,第19条。本店の所在地における申請については原則として妥当するため,以下においては記載を省略する。)のほか,次の書面を添付しなければならないとされた(商登法第47条第2項)。

ア 定款

イ 募集設立の場合には,設立時募集株式の引受けの申込み又は会社法第61条の契約を証する書面

具体的には,株式申込証,払込取扱機関の作成に係る証明書,設立時募集株式の総数の引受けを証する契約書等がこれに該当する。

ウ 定款に会社法第28条各号に掲げる事項(以下「変態設立事項」という。)についての記載があるときは,次に掲げる書面

(ア) 検査役又は設立時取締役(設立しようとする会社が監査役設置会社である場合にあっては,設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面及びその附属書類

これらの書面は,定款に変態設立事項の定めがある場合に限り添付しなければならないとされ,創立総会が検査役を選任した場合におけるその調査報告書(旧商法第184条第3項参照)及び定款に変態設立事項の定めがない場合における設立時取締役等の調査報告書(平成2年12月25日付け法務省民四第5666号当職通達参照)は,添付を要しないとされた。

(イ) 会社法第33条第10項第2号に掲げる場合には,有価証券の市場価格を証する書面

定款の認証の日における最終市場価格(当該日に売買取引がない場合等にあっては,その後最初にされた売買取引の成立価格)又は公開買付け等に係る契約における価格のうちいずれか高い額(施行規則第6条)を証する必要がある,定款の認証の日の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額を証するもの(平成2年12月25日付け法務省民四第5666号当職通達参照)では足りない。

(ウ) 会社法第33条第10項第3号に掲げる場合には,弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

エ 検査役の報告に関する裁判があったときは,その謄本

オ 会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面(募集設立の場合には,払込取扱機関の払込金の保管に関する証明書)

発起設立の場合には,次に掲げる書面をもって,払込みがあったことを証する書面として取り扱って差し支えない。

(ア) 払込金受入証明書(別紙1)

(イ) 設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い

込まれた金額を証明する書面に次の書面のいずれかを合てつしたもの

a 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し

b 取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面

募集設立の場合における払込取扱機関の証明書については、従来の様式（昭和46年6月9日付け法務省民四第302号法務省民事局第四課長通知参照）に代えて、別紙2の株式払込金保管証明書をもって、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

カ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

キ 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

ク 設立しようとする会社が委員会設置会社であるときは、設立時執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

ケ 創立総会の議事録

コ 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（設立しようとする会社が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

サ コの書面の設立時取締役（設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合にあっては、設立時代表取締役又は設立時代表執行役）の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（商登規第61条第2項、第3項）

取締役会設置会社以外の会社にあつては改正前の有限会社と同様に（旧商登規第93条）、取締役会設置会社にあつては改正前の株式会社と同様に（旧商登規第80条第2項）、就任承諾書の印鑑に係る印鑑証明書を添付しなければならないとされた。

シ 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

(ア) 就任を承諾したことを証する書面

(イ) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿からその代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しないものとする（登記事項証明書が添付書面となる場合については原則として妥当するため、以下においては記載を省略する。）。

(ウ) これらの者が法人でないときは、会社法第333条第1項又は第337条第1項に規定する資格者であることを証する書面

公認会計士にあつては別紙3-1又は3-2の証明書をもって、税理士にあつては別紙4の証明書をもって、資格者であることを証する書面として取り扱って差し支えない。

ス 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定

された者が就任を承諾したことを証する書面

具体的には、定款、発起人の同意書等が特別取締役の選定を証する書面に該当する。

セ 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、その同意又は一致があったことを証する書面（商登法第47条第3項）

(7) 次に掲げる場合等には、発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

a 発起人がその割当てを受ける設立時発行株式の数その他の設立時発行株式に関する事項を定めた場合（会社法第32条）

b 発起人が発行可能株式総数を定め、又は変更した場合（会社法第37条）

c 募集設立の場合において、発起人が設立時募集株式の数その他の設立時募集株式に関する事項を定めたとき（会社法第58条第1項）

(i) 次に掲げる場合等には、発起人の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

a 発起設立の場合において、発起人が設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人を選任したとき（会社法第40条第1項）

b 発起人が設立時の本店又は支店の所在場所、株主名簿管理人等を定めた場合（1の(9)参照）

ソ 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）

具体的には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る証明書（計算規則第74条第1項第1号イからハまで及び第2号の額又はその概算額を示す等の方法により、資本金の額が会社法及び計算規則に従って計上されたことを確認することができるもの）等がこれに該当する。

タ 創立総会の決議があったものとみなされる場合（1の(7)のウ参照）には、当該場合に該当することを証する書面（商登法第47条第4項）

この場合にも、創立総会の議事録を作成するとされた（施行規則第16条第4項第1号）ため、当該議事録をもって当該場合に該当することを証する書面として取り扱って差し支えない。

なお、支店の所在地における設立の登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足りる（商登法第48条第1項）。

(4) 登録免許税額

設立の登記の登録免許税額は、改正前と同様に、申請1件につき、本店の所在地においては資本金の額の1000分の7（これによって計算した税額が15万円に満たないときは、15万円）、支店の所在地においては9000円である（登

税法別表第一第19号（一）イ，（二）イ）。

第2 株式及び新株予約権

1 発行可能株式総数

発行可能株式総数は、公開会社にあつては発行済株式の総数の4倍を超えることができないが、この規律は、定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合に適用され、株式の消却又は併合により発行済株式の総数が減少する場合には適用されないとされた（会社法第113条第3項参照）。

2 株式の内容

(1) 発行する全部の株式の内容

ア 全部の株式の内容に係る定め of 創設

会社は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡制限株式、取得請求権付株式又は取得条項付株式に係る事項を定めることができるとされた（会社法第107条第1項）。

これらの事項を定めるときは、次に掲げる区分に応じ、次の事項を定款で定めなければならない（会社法第107条第2項）。

(ア) 譲渡制限株式

- a 株式を譲渡により取得することについて会社の承認を要する旨
- b 一定の場合においては会社が株式の譲渡に係る承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合

(イ) 取得請求権付株式

- a 株主が会社に対して株式を取得することを請求することができる旨
- b 株式1株を取得するのと引換えに株主に対して新株予約権その他の財産を交付するときは、その内容等
- c 株主が会社に対して株式を取得することを請求することができる期間

(ウ) 取得条項付株式

- a 一定の事由が生じた日に会社が株式を取得する旨及びその事由
- b 会社が別に定める日が到来することをもってaの事由とするときは、その旨
- c aの事由が生じた日に株式の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法
- d 株式1株を取得するのと引換えに株主に対して新株予約権その他の財産を交付するときは、その内容等

イ 全部の株式の内容に係る定め of 設定の手続

(ア) 譲渡制限株式の定め of 設定

旧商法と同様に、株主総会の特殊決議を得なければならない（会社法第3

09条第3項第1号)ほか、株券発行会社は、株式の全部について株券を発行していない場合を除き、定款変更の効力発生日までに株券を提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに公告し、かつ、株主及び登録株式質権者に各別に通知しなければならない(会社法第219条第1項第1号)。

なお、将来行使される新株予約権があるときは譲渡制限株式の定めを設定することができないとする制限(旧商法第348条第3項参照)は、廃止され、新株予約権者に一定の保護を与えるものとして、新株予約権買取請求の手続が創設された(会社法第118条)。

(イ) 取得請求権付株式の定めの設定

当該定めを設定するには、株主総会の特別決議を得なければならない(会社法第466条、第309条第2項第11号)。

(ウ) 取得条項付株式の定めの設定

当該定めを設定するには、株主全員の同意を得なければならないとされた(会社法第110条)。

(2) 各種類の株式の内容

ア 各種類の株式の内容に係る定めに関する改正

(ア) 各種類の株式の内容

会社は、各種類の株式の内容として、次に掲げる事項を定めることができるとされた(会社法第108条第1項)。

- a 剰余金の配当
- b 残余財産の分配
- c 株主総会において議決権を行使することができる事項
- d 譲渡制限株式に係る事項
- e 取得請求権付株式に係る事項
- f 取得条項付株式に係る事項
- g 全部取得条項付種類株式に係る事項
- h 株主総会(取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会)において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類株主総会の決議があることを必要とするもの
- i 当該種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

これらの事項を定めるときは、原則として、その具体的内容及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない(会社法第108条第2項)ところ、aからcまで及びiは旧商法第222条第1項の数種の株式に、hは同条第9項の定款の定めに対応し、dからfまでは(1)のアとおおむね同様

であり、新たに創設されたgの事項については、取得対価の価額の決定の方法（株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定めるときは、その条件を含む。）を定めなければならないとされた（会社法第108条第2項第7号）。

なお、株式の買受け又は利益をもってする株式の消却について内容の異なる種類株式の制度（旧商法第222条第1項第3号、第4号参照）は、廃止され、同様の実質は、取得請求権付株式又は取得条項付株式の利用により行うことができるとされた。

(イ) (ア)以外の各種類の株式の内容

会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、原則として、種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じないが、会社は、当該場合における種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができ、この定めも、各種類の株式の内容とされた（同条第2項）。

(ウ) 定款で各種類の株式の内容の要綱を定めれば足りる場合

次に掲げる事項について内容の異なる種類の株式に関しては、その区分に応じ、次の事項の全部又は一部につき、当該種類の株式を初めて発行する時まで、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができ、その場合には、各種類の株式の内容の要綱を定款で定めれば足りるとされた（会社法第108条第3項、施行規則第20条第1項）。

- a 剰余金の配当 配当財産の種類以外の事項
- b 残余財産の分配 残余財産の種類以外の事項
- c 株主総会において議決権を行使することができる事項 当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定める場合におけるその条件
- d 取得請求権付株式に係る事項 次に掲げる事項以外の事項
 - (a) 株主が会社に対して株式を取得することを請求することができる旨
 - (b) 株式1株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類
- e 取得条項付株式に係る事項 次に掲げる事項以外の事項
 - (a) 一定の事由が生じた日に会社が株式を取得する旨
 - (b) 会社が別に定める日が到来することをもって(a)の事由とする場合におけるその事由
 - (c) (a)の事由が生じた日に株式の一部を取得することとする場合におけ

るその旨及び取得する株式の一部の決定の方法（当該種類の株式の株主の有する当該種類の株式の数に応じて定めるものを除く。）

(d) 株式1株を取得するのと引換えに当該種類の株主に対して交付する財産の種類

f 全部取得条項付種類株式に係る事項 当該株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定める場合におけるその条件

g (7)のhに掲げる事項 当該種類株主総会の決議を必要とする条件を定める場合におけるその条件

したがって、会社法に基づき発行される各種類の株式については、定款でその内容の要綱を定めた場合でも、当該種類の株式を初めて発行する時までに具体的な内容を定めることを要するため、1の種類の株式につきその発行時期に応じて異なる優先配当額を定める取扱い（旧商法第222条第3項，平成2年12月25日付け法務省民四第5666号当職通達参照）は，することができない。

イ 各種類の株式の内容に係る定めの設定の手續

(7) 株主総会の特別決議

これらの定めを設定するには，株主総会の特別決議を得なければならない（会社法第466条，第309条第2項第11号）。

(イ) 種類株主総会の特別決議

株式の種類の追加によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には，種類株主総会の特別決議がなければ，その効力を生じない（会社法第322条第1項第1号イ，第324条第2項第4号）。

(ウ) 特則

ある種類の株式につき次の定めを設定する場合については，更に，次の特則が定められた。

a 譲渡制限株式の定めの設定

当該種類の株式の種類株主等を構成員とする種類株主総会の特殊決議がなければ，その効力を生じないとされた（会社法第111条第2項，第324条第3項第1号）ほか，株券発行会社は，当該種類の株式の全部について株券を発行していない場合を除き，当該種類の株式につき，(1)のイの(7)の手續（以下「株券提供公告等の手續」という。）を行わなければならないとされた（会社法第219条第1項第1号）。

b 取得条項付株式の定めの設定

当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならないとされた（会社法第111条第1項）。

c 全部取得条項付種類株式の定めの設定

当該種類の株式の種類株主等を構成員とする種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第111条第2項、会社法第324条第2項第1号）。

d 会社法第322条第2項の定めの設定

当該種類の株式の発行後に定款を変更して会社法第322条第2項の定めを設けようとするときは、当該種類の種類株主全員の同意を得なければならないとされた（会社法第322条第4項）。

(エ) 定款で各種類の株式の内容の要綱を定めた場合

アの(ウ)により定款で各種類の株式の内容の要綱を定めた場合には、当該種類の株式を初めて発行する時まで、その具体的な内容につき、定款の定めに従い、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議を得なければならない（会社法第108条第3項）。

(3) 発行する株式の内容等の登記の手続

ア 登記記録の編成

株式会社登記簿の株式・資本区に、(2)の各種類の株式の内容等を記録すべき「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」欄のほか、(1)の全部の株式の内容を記録すべき「発行する株式の内容」欄が設けられた（商登規則表第5）。

ただし、譲渡制限株式に係る事項は、改正前と同様に、登記記録中「株式の譲渡制限に関する規定」欄に記録するものとする。

イ 変更の登記の手続

(ア) 登記期間

発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数又は発行する各種類の株式の内容）を変更したときは、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項、第911条第3項第7号）。

(イ) 登記の事由

登記の事由は、「会社が発行する株式の内容の変更」、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更」、「株式の譲渡制限に関する規定の設定」等である。

(ウ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会社法第107条第2項各号又は第108条第2項各号に定める事項（会社法第322条第2項の定めを設けた場合にあつてはそ

の定め、会社法第108条第3項後段の要綱を定めた場合にあってはその要綱）及び変更年月日である。

なお、取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに新株予約権を交付する旨の定めがある場合において、これらの株式の内容を登記するときは、会社法第107条第2項第2号ハ又は第3号ホの新株予約権の内容として、当該新株予約権の名称（当該新株予約権を特定するもの）を登記すれば足りる。取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに社債又は新株予約権付社債を交付する旨の定めがある場合も、同様とする。

(エ) 添付書面

登記の申請書には、定款変更の決議機関に応じ、株主総会若しくは種類株主総会の議事録又は株主全員若しくは種類株主全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない（商登法第46条）。

なお、株券発行会社がする譲渡制限株式に係る事項の設定の登記の申請書には、このほか、株券提供公告をしたことを証する書面（当該株式の全部について株券を発行していない場合にあっては、株主名簿その他の当該場合に該当することを証する書面。以下「株券提供公告等関係書面」という。）を添付しなければならない（商登法第62条）。

(オ) 定款で各種類の株式の内容の要綱を定めた場合

(7)から(エ)までにより各種類の株式の内容の要綱を登記した場合において、当該種類の株式を初めて発行する時までにその具体的内容を定めたときは、発行する各種類の株式の内容の変更の登記をしなければならない（会社法第911条第3項第7号）。

登記の申請書には、その決議機関に応じ、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の議事録（登記簿から決議機関が明らかでない場合には、定款を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条、商登規第61条第1項）。

(カ) 登記の方法

新たに種類株式発行会社となった場合又は種類株式発行会社に該当しなくなった場合には、申請に係る登記をした後、登記記録中「発行する株式の内容」欄又は「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」欄における従前の登記事項を抹消するとされた（商登規第69条）。

3 募集株式の発行等

(1) 募集株式の発行の手続

ア 新株発行手続及び自己株式処分手続の一体化

会社の発行する株式の募集の手続及びその処分する自己株式を引き受ける者の募集の手続が、同一の規律に従うものとされた（会社法第199条以下）。

イ 募集事項等

会社は、アの募集をしようとするときは、募集株式について次の募集事項を定めなければならないとされ、(エ)の払込み等の期間の制度が創設された（会社法第199条第1項）。

(ア) 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数）

(イ) 募集株式の払込金額又はその算定方法

(ウ) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

(エ) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は(ウ)の財産の給付の期日又はその期間

(オ) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

また、会社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるときは、募集事項のほか、その旨及び募集株式の引受けの申込みの期日を定めなければならないとされた（会社法第202条第1項）。

なお、新株引受権の譲渡及び新株引受権証書の制度（旧商法第280条ノ2第1項第6号、第7号参照）は、廃止され、同様の実質は、新株予約権の無償割当ての利用により行うことができるとされた。

ウ 募集事項等の決定

(ア) 公開会社以外の会社

a 株主総会の特別決議

募集事項の決定は、原則として株主総会の特別決議によらなければならないとされた（会社法第199条第2項、第309条第2項第5号）。

b 取締役等への委任

株主総会においては、旧商法第280条ノ2第4項と同様に、特別決議によって、委任すべき募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定め、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができ、その場合には、当該決議は、その後1年以内の募集について効力を有する（会社法第200条第1項、第3項、第309条第2項第5号）。

c 種類株主総会の特別決議

種類株式発行会社における譲渡制限株式に関する募集事項の決定又はその取締役等への委任は、定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主総

会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第199条第4項、第200条第4項、第324条第2項第2号）。

d 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合

aからcまでの規律の適用はない（会社法第202条第5項）。

イの募集事項等の決定は、株主総会の特別決議によるが、これを取締役会の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって定めることができる旨の定款の定めがある場合には、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）で足りるとされた（会社法第202条第3項、第309条第2項第5号）。

ただし、募集によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第322条第1項第4号、第324条第2項第4号）。

(イ) 公開会社

a 取締役会の決議

募集事項の決定は、原則として取締役会の決議による（会社法第201条第1項、第199条第2項）。

b 株主総会の特別決議

払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは、募集事項の決定は、株主総会の特別決議による（会社法第201条第1項、第199条第2項、第309条第2項第5号）。

c bの場合における取締役会への委任

株主総会の特別決議により募集事項の決定を取締役会に委任することができることは、(7)のbと同様である（会社法第200条第1項、第3項、第309条第2項第5号）。

d 種類株主総会の特別決議

種類株式発行会社における譲渡制限株式に関する募集事項の決定又はその取締役会への委任について種類株主総会の特別決議が必要とされたことは、(7)のcと同様である（会社法第199条第4項、第200条第4項、第324条第2項第2号）。

e 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合

aからdまでの規律の適用はない（会社法第202条第5項）。

イの募集事項等の決定は、取締役会の決議による（会社法第202条第3項第3号）。

ただし、募集によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないと

された（会社法第322条第1項第4号、第324条第2項第4号）。

エ 募集株式の割当て

会社は、募集株式の総数の引受けを行う契約を締結する場合以外の場合には、募集株式の割当てを受ける者及び割り当てる募集株式の数を決定しなければならないが、譲渡制限株式についてのこれらの事項の決定は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によらなければならないとされた（会社法第204条、第205条、第309条第2項第5号）。

オ 検査役の調査を要しない現物出資財産の範囲の拡大

(ア) 現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、新たに発行する株式の数に対する割合を問わず、検査役の調査を要しないとされた（会社法第207条第9項第1号）。

(イ) 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について募集事項として定められた価額が当該有価証券の市場価格を超えない場合には、取引所の相場のあるものでなくても、検査役の調査を要しないとされた（会社法第207条第9項第3号、施行規則第43条）。

(ウ) 現物出資財産が会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について募集事項として定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役の調査を要しないとされた（会社法第207条第9項第5号）。

カ 払込金保管証明の義務の廃止

募集株式の引受人による金銭の払込みは、旧商法と同様に、払込取扱機関にしなければならないが、当該払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された（会社法第208条第1項、旧商法第280条ノ14第1項、第189条参照）。

キ 株主となる時期

募集事項において、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期間を定めた場合には、引受人は、出資の履行をした日に株主となるとされた（会社法第209条第2号）。

ク 資本金の額

株式の発行に際して増加すべき資本金の額については、会社法第445条及び計算規則第37条第1項に定めるところによる（第4の2参照）。

(2) 募集株式の発行による変更の登記の手続

ア 登記期間

募集株式の発行により登記事項に変更があったときは、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付の期日（一定の期間を定めた場合にあっては、当該期間の末日）から2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項、第2項）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数、資本金の額並びに変更年月日である。

ウ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第56条）。

(ア) 募集事項等の決定機関（募集株式が譲渡制限株式である場合には、その割当ての決定機関を含む。）に応じ、株主総会、種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面（定款の定めがあることを要する場合にあっては、定款を含む。商登法第46条、商登規第61条第1項）

(イ) 募集株式の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面

(ウ) 金銭を出資の目的とするときは、払込みがあったことを証する書面

発起設立の場合における払込みがあったことを証する書面と同様である（第1の2の(3)のオ参照）。

(エ) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

a 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

b 会社法第207条第9項第3号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

c 会社法第207条第9項第4号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類

d 会社法第207条第9項第5号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿（当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を確認することができるもの）

会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を確認することができない場合であっても、会社が期限の利益を放棄していないことが添付書面から明らかな場合を除き、これを受理して差し支えない。

(オ) 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

(カ) 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）

(3) 募集以外の事由による株式の発行

ア 取得請求権付株式の取得

(7) 取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行の手続

取得請求権付株式の株主は、会社に対し、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができ、会社は、当該請求の日に、請求に係る取得請求権付株式を取得するとされた（会社法第166条第1項、第167条第1項）。この場合において、株券発行会社にあつては、当該取得請求権付株式に係る株券が発行されていないときを除き、当該株券を会社に提出しなければならない（会社法第166条第3項）。

また、当該種類の株式1株を取得するのと引換えに株主に対して当該会社の他の株式を交付する旨の定めがあるときは、当該取得の請求をした株主は、当該請求の日に、当該他の株式の株主となるとされた（会社法第166条第2項）。

この場合には、会社が当該他の株式を発行するか、自己株式を処分するかにかかわらず、資本金の額は増加しない（計算規則第38条）。

(イ) 登記の手続

a 登記期間

会社による取得請求権付株式の取得のみによっては、登記すべき事項に変更は生じないが、会社が(7)の当該他の株式を発行した場合には、毎月末日現在により、当該末日から2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第3項）。

b 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに変更年月日である。

c 添付書面

登記の申請書には、旧商法の転換予約権付株式の転換の場合と同様に、取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない（商登法第58条）。

イ 取得条項付株式の取得

(7) 取得条項付株式の取得と引換えにする株式の発行の手続

a 取得する日及び取得する株式の決定

会社が別に定める日が到来することをもって取得事由とする旨の定めがある場合には、会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、その日を株主総会の普通決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により定め、当該日の2週間前までに、取得条項付株式の株主等に対し通知又は公告をしなければならないとされた（会社法第168条）。

取得条項付株式の一部を取得する旨の定めがある場合には、会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の普通決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって当該一部の株式を決定し、直ちに、その株式の株主等に対し通知又は公告をしなければならないとされた（会社法第169条）。

b 株券提供公告

株券発行会社は、取得条項付株式の全部について株券を発行していない場合を除き、当該株式に係る株券提供公告等の手続を行わなければならないとされた（会社法第219条第1項第4号）。

c 会社による取得条項付株式の取得

会社は、一定の事由が生じた日（取得条項付株式の一部を取得する旨の定めがある場合には、当該日又はaの通知若しくは公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）に、取得条項付株式を取得するとされた（会社法第170条第1項）。

d cと引換えにする株式の交付

当該種類の株式1株を取得するのと引換えに株主に対して当該会社の他の株式を交付する旨の定めがあるときは、当該取得条項付株式の株主は、cの日に、当該他の株式の株主となるとされた（会社法第170条第2項）。

この場合には、会社が当該他の株式を発行するか、自己株式を処分するかにかかわらず、資本金の額は増加しない（計算規則第38条）。

(イ) 登記の手続

a 登記期間

会社による取得条項付株式の取得のみによっては、登記すべき事項に変更は生じないが、会社が(7)のdの当該他の株式を発行した場合には、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項）。

b 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに変更年月日である。

c 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第59条第1項）。

(a) (7)のcの一定の事由の発生を証する書面（旧商法の強制転換条項付株式の転換の場合と同様のもの。会社が別に定める日が到来することをもって取得事由とする旨の定めがある場合には、株主総会又は取締役会

の議事録)

(b) 株券発行会社にあつては、株券提供公告等関係書面

(c) 取得条項付株式の一部を取得した場合には、当該一部の株式の決定に係る株主総会又は取締役会の議事録（商登法第46条）

ウ 全部取得条項付種類株式の取得

(7) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の発行の手続

a 取得に関する決定

全部取得条項付種類株式を発行した種類株式発行会社は、株主総会の特別決議によって次の事項を定め、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができるものとされた（会社法第171条）。

(a) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに株式、新株予約権その他の金銭等を交付するときは、その内容等

(b) (a)の場合には、当該金銭等の割当てに関する事項

(c) 会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下「取得日」という。）

b 株券提供公告

株券発行会社は、全部取得条項付種類株式の全部について株券を発行していない場合を除き、当該株式に係る株券提供公告等の手続を行わなければならないとされた（会社法第219条第1項第3号）。

c 会社による全部取得条項付種類株式の取得

会社は、取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得するとされた（会社法第173条第1項）。

d cと引換えにする株式の交付

株主総会において取得対価を当該会社の株式とする旨の決議をしたときは、全部取得条項付種類株式の株主は、取得日に、当該決議による定めに従い、その株式の株主となるとされた（会社法第173条第2項）。

この場合には、会社が当該株式を発行するか、自己株式を処分するかにかかわらず、資本金の額は増加しない（計算規則第38条）。

(イ) 登記の手続

a 登記期間

会社による全部取得条項付種類株式の取得のみによっては、登記すべき事項に変更は生じないが、会社が(7)のdの株式を発行した場合には、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項）。

b 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

並びに変更年月日である。

c 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 株主総会の議事録（商登法第46条）

(b) 株券発行会社にあつては、株券提供公告等関係書面（商登法第60条）

エ 株式無償割当て

株式無償割当てによる株式の発行については、4の(4)参照

オ 新株予約権の行使

新株予約権の行使による株式の発行については、6の(5)参照

カ 取得条項付新株予約権の取得

(ア) 取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の発行の手続

a 取得条項付新株予約権

会社が取得条項付新株予約権を発行するときは、6の(1)のとおり、新株予約権を取得するのと引換えに新株予約権者に対して当該会社の株式を交付する旨を定めることができる。その場合には、一定の事由が生じた日に会社がこれを取得する旨等、取得条項付株式と同様の事項を取得条項付新株予約権の内容としなければならない(会社法第236条第1項第7号、2の(1)のアの(ウ)参照)。

b 取得する日及び取得する新株予約権の決定

会社が取得条項付新株予約権を取得する場合における取得する日及び取得する一部の新株予約権の決定については、取得条項付株式の取得の場合と同様である（会社法第273条、第274条、イの(7)のa参照）。

c 新株予約権証券提供公告

新株予約権証券を発行している会社は、取得条項付新株予約権の取得の効力発生日までに新株予約権証券を提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに公告し、かつ、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し各別に通知しなければならないとされた（会社法第293条第1項）。

d 取得の効果

会社は、一定の事由が生じた日に取得条項付新株予約権を取得し、その取得と引換えに新株予約権者に対して当該会社の株式を交付する旨の定めがあるときは、当該新株予約権者は、その日に株主となるとされた（会社法第275条、イの(7)のc及びd参照）。

取得条項付新株予約権の取得と引換えに株式を発行する場合に増加すべき資本金の額については、会社法第445条及び計算規則第41条第1項

に定めるところによる（第4の2参照）。

(イ) 登記の手続

a 登記期間

会社による取得条項付新株予約権の取得のみによっては、登記すべき事項に変更は生じないが、会社が(7)のdの株式を発行した場合には、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項）。

b 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数、資本金の額並びに変更年月日である。

c 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第59条第2項）。

(a) (7)のdの一定の事由の発生を証する書面（会社が別に定める日が到来することをもって取得事由とする旨の定めがある場合には、株主総会又は取締役会の議事録）

(b) 新株予約権証券提供公告をしたことを証する書面（当該新株予約権について新株予約権証券を発行していない場合にあっては、新株予約権原簿その他の当該場合に該当することを証する書面。以下「新株予約権証券提供公告等関係書面」という。）

(c) 取得条項付新株予約権の一部を取得した場合には、当該一部の新株予約権の決定に係る株主総会又は取締役会の議事録（商登法第46条）

(d) 計算規則第41条第1項の資本金等増加限度額のうち資本金として計上しない額を定めた場合には、取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録（商登法第46条）

(e) 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）

4 株式の消却及び併合等

(1) 株式の消却

ア 株式の消却の手続

会社は、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により、自己株式を消却することができ、その場合には、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならないとされた（会社法第178条、第348条第1項、第2項）。

資本減少の規定に従ってする株式の消却及び定款の規定に基づき株主に配当

すべき利益をもってする株式の消却の制度（旧商法第213条参照）は、廃止された。

イ 株式の消却による変更の登記の手続

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに変更年月日である。

会社が自己株式を消却しても、定款を変更しない限り、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数は、減少しない（1参照）。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条）。

(2) 株式の併合

ア 株式の併合の手続

会社は、株主総会の特別決議によって次の事項を定め、株式の併合をすることができるとされた（会社法第180条、第309条第2項第4号）。ただし、株式の併合によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じない（会社法第322条第1項第2号、第324条第2項第4号）。

(ア) 併合の割合

(イ) 株式の併合の効力発生日

(ウ) 種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類

株券発行会社は、併合する株式の全部について株券を発行していない場合を除き、当該株式に係る株券提供公告等の手続を行わなければならない（会社法第219条第1項第2号）。

株式の併合の効力は、(イ)の効力発生日に生じ、株主は、当該日に、その日の前日に有する当該株式の数に併合の割合を乗じて得た数の株式の株主となるとされた（会社法第182条）。

イ 株式の併合による変更の登記の手続

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに変更年月日である。

会社が株式の併合をしても、定款を変更しない限り、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数は、減少しない（1参照）。なお、発行可能株式総数の減少に係る株主総会の決議がない場合において、株式の併合の決議の趣旨として当該併合の割合に比例して発行可能株式総数を減少する旨の決議を

含むものと解する取扱い（昭和57年11月13日付け法務省民四第6854号法務省民事局第四課長回答参照）は、しないものとする。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- a 株主総会の議事録（種類株主総会の決議を要する場合には、その議事録を含む。商登法第46条）
- b 株券発行会社にあつては、株券提供公告等関係書面（商登法第61条）

(3) 株式の分割

ア 株式の分割の手続

会社は、株主総会の普通決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって次の事項を定め、株式の分割をすることができるとされた（会社法第183条）。ただし、株式の分割によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じない（会社法第322条第1項第2号、第324条第2項第4号）。

(ア) 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあつては、(ウ)の種類発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日

(イ) 株式の分割の効力発生日

(ウ) 種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

株式の分割の効力は、(イ)の効力発生日に生じ、基準日において株主名簿に記載されている株主又は種類株主は、当該日に、基準日に有する当該株式又は種類株式の数に(ア)の割合を乗じて得た数の株式を取得するとされた（会社法第184条第1項）。

この場合には、資本金の額は増加しない（計算規則第36条参照）。

イ 株式の分割による変更の登記の手続

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並びに変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、株主総会又は取締役会の議事録（種類株主総会の決議を要する場合には、その議事録を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条）。

ウ 株式の分割と同時にする発行可能株式総数の増加等の特則

会社は、旧商法と同様に、現に2以上の種類の株式を発行している場合を除き、株主総会の決議に代えて、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、

取締役会の決議)により、株式の分割の効力発生日における発行可能株式総数を当該分割の割合に比例した数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる(会社法第184条第2項、第348条第1項、第2項、第362条第2項第1号)。

なお、株式の分割と同時にする単元株式数の増加に係る定款の変更についても、5の(1)のイの(7)の特則がある。

(4) 株式無償割当て

ア 制度の創設

株式無償割当ての制度が創設され、会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主)に対して新たに払込みをさせないで当該会社の株式の割当てをすることができることとされた(会社法第185条)。

株式無償割当ては、株式の分割と類似するが、株主に異なる種類の株式を取得させることができること、会社の自己株式については割当ての効果が生じないこと、株主に対して会社の自己株式を割り当てることができること等の点において、株式分割とは異なる制度である。

イ 株式無償割当ての手続

会社は、株式無償割当てをするときは、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の普通決議(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、次の事項を定めなければならないとされた(会社法第186条)。ただし、株式無償割当てによりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、株式無償割当ては、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じない(会社法第322条第1項第3号、第324条第2項第4号)。

(7) 株主(当該会社を除く。)に割り当てる株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

(イ) 株式無償割当ての効力発生日

(ウ) 会社が種類株式発行会社である場合には、株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

株式無償割当ての効力は、(イ)の効力発生日に生じ、(7)の株式の割当てを受けた株主は、当該日に、当該株式の株主となるとされた(会社法第187条第1項)。

この場合には、会社が株式を発行するか、自己株式を処分するかにかかわらず、資本金の額は増加しない(計算規則第39条)。

ウ 株式無償割当てによる変更の登記の手続

(7) 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数並

びに変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、株主総会又は取締役会の議事録（種類株主総会の決議を要する場合には、その議事録を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条）。

5 株式に関するその他の改正

(1) 単元株式数

ア 1単元の株式の数

1単元の株式となる株式の数は、1000を超えることはできないが、発行済株式の総数の200分の1を超えることができないとの制限は、廃止された（会社法第188条第2項、施行規則第34条、旧商法第221条第1項参照）。

イ 定款変更手続の特則

(ア) 単元株式数の増加

会社は、次のいずれにも該当する場合には、株主総会の決議に代えて、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により、単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数）を増加し、又はこれについての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる（会社法第191条）。

a 株式の分割と同時にするものであること。

b 定款の変更の前後において各株主の議決権の数が減少しないこと。

(イ) 単元株式数の減少

会社は、旧商法と同様に、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により、定款を変更して単元株式数を減少し、又はこれについての定款を廃止することができる（会社法第195条）。

ウ 端株制度の廃止

端株の制度は、廃止され、単元未満株式の制度に統合された。ただし、整備法の施行の際現に存する端株（端株原簿の名義書換代理人の登記を含む。）については、なお従前の例によるとされた（整備法第86条第1項）。

(2) 株券発行会社

ア 株券の発行に係る定款の定めに関する改正

会社は、株券を発行しない旨ではなく、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができるとされ、株券発行会社である旨が登記すべき事項とされた（会社法第214条、第911条第3項第11号）。

なお、旧商法と同様に、株券発行会社の株主は、株券の所持を希望しない旨

を申し出ることができ、また、株券発行会社は、公開会社でない場合には、株主から請求がある時までは株券を発行しないことができる（会社法第215条第4項、第217条）。

イ 株券を発行する旨の定款の定めを廃止の登記

株券を発行する旨の定款の定めを廃止するには、旧商法における株券を発行しない旨の定款の定めを設定の場合と同様に、株主総会の特別決議を得なければならないほか、株式の全部について株券を発行していない場合を除き、定款変更の効力発生日に株券が無効となる旨を当該日の2週間前までに公告し、かつ、株主及び登録株式質権者に対し各別に通知しなければならない（会社法第466条、第309条第2項第11号、第218条）が、これによる変更の登記の添付書面について改正があり、次の書面を添付しなければならないとされた。

(7) 株主総会の議事録（商登法第46条）

(4) 会社法第218条第1項の規定による公告をしたことを証する書面（株式の全部について株券を発行していない場合にあっては、株主名簿その他の当該場合に該当することを証する書面。商登法第63条）

6 新株予約権

(1) 募集新株予約権の発行

ア 発行の手続

(7) 募集事項等

会社は、新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集新株予約権について次の募集事項を定めなければならないとされた（会社法第238条第1項）。

a 募集新株予約権の内容及び数

b 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

c b以外の場合には、募集新株予約権の払込金額又はその算定方法

d 募集新株予約権の割当日

e 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

f 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、募集社債の総額その他の会社法第676条各号に掲げる事項

g fの場合において新株予約権買取請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

また、会社は、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、

募集事項のほか、その旨及び募集新株予約権の引受けの申込みの期日を定めなければならないとされた（会社法第241条第1項）。

(イ) 新株予約権の内容

(7)のaの新株予約権の内容は、次の事項とされた（会社法第236条第1項）。

- a 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- b 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- c 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- d 当該新株予約権を行使することができる期間
- e 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- f 譲渡による新株予約権の取得について会社の承認を要することとするときは、その旨
- g 取得条項付新株予約権については、次に掲げる事項
 - (a) 一定の事由が生じた日に会社が新株予約権を取得する旨
 - (b) 会社が別に定める日が到来することをもって(a)の事由とするときは、その旨
 - (c) (a)の事由が生じた日に新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法
 - (d) 新株予約権を取得するのと引換えに新株予約権者に対して株式、他の新株予約権その他の財産を交付するときは、その内容等
- h 会社が合併その他の組織再編行為をする場合において、新株予約権者に吸収合併存続株式会社等の新株予約権を交付することとするときは、その旨及びその条件
- i 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨
- j 当該新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）に係る新株予約権証券を発行することとするときは、その旨
- k jの場合において、記名式と無記名式との間の転換請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

(ウ) 募集事項等の決定

(7)の募集事項等の決定機関については、募集株式についてと同様とされた（会社法第238条から第241条まで、3の(1)のウ参照）。

(エ) 募集新株予約権の割当て

会社は、募集新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結する場合以外の場合には、募集新株予約権の割当てを受ける者及び割り当てる募集新株予約権の数を決定しなければならないが、次の場合におけるこれらの事項の決定は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によらなければならないとされた（会社法第243条、第244条、第309条第2項第6号）。

a 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合

b 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合

(オ) 新株予約権者となる時期

募集新株予約権の割当てを受けた申込者又はその総数を引き受けた者は、(ア)のdの割当日に、新株予約権者となるとされた（会社法第245条）。

(カ) 募集新株予約権に係る払込みをすべき時期等

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要する場合でも、新株予約権者は、これを行行使することができる期間の初日の前日（(ア)のeの払込期日を定めた場合にあつては、当該払込期日）までに、払込取扱機関において募集新株予約権の払込金額の全額の払込みをすれば足りるとされた（会社法第246条第1項）。

新株予約権者は、会社の承諾を得て、当該払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は会社に対する債権をもって相殺することができるとされた（会社法第246条第2項）。この場合について、裁判所の選任した検査役による調査の制度は、存しない。

新株予約権者は、払込期日までに払込金額の全額の払込みをしないときは、当該新株予約権を行行使することができず、その場合には、当該新株予約権は消滅するとされた（会社法第246条第3項、第287条）。

イ 募集新株予約権の発行による変更の登記の手続

(ア) 新株予約権の登記の位置付けの変更

新株予約権を発行した場合の登記は、新設合併設立会社等の設立の登記として行う場合を除き、変更の登記とされた（会社法第915条第1項、第911条第3項第12号）ため、同号に掲げる事項のほか、新株予約権の発行年月日（アの(ア)のdの割当日）も、登記すべき事項となる。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないとされた（商登法第65条）。

a 募集事項等の決定機関（アの(エ)のa又はbの場合には、その割当ての決定機関を含む。）に応じ、株主総会、種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面（定款の定めがあることを要する場合にあっては、定款を含む。商登法第46条、商登規第61条第1項）

b 募集新株予約権の引受けの申込み又は総数の引受けを行う契約を証する書面

c アの(7)のeの払込期日を定めたとき（払込期日が割当日より前の日であるときに限る。）は、払込み（金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもってする相殺を含む。）があったことを証する書面

具体的には、金銭の払込みについては、発起設立の場合に添付すべき払込みがあったことを証する書面（第1の2の(3)のオ参照）等が、金銭以外の財産の給付又は相殺については、財産の引継書等がこれに当たる。

(2) 募集以外の事由による新株予約権の発行

ア 取得請求権付株式の取得

(7) 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行の手続

手続は、取得請求権付株式の取得と引換えに株式を発行する場合（3の(3)のア参照）と同様であり、取得請求権付株式1株を取得するのと引換えに株主に対して新株予約権を交付する旨の定めがあるときは、当該取得の請求をした株主は、当該請求の日に、新株予約権者となるとされた（会社法第167条第2項）。

ただし、当該新株予約権の帳簿価額が当該請求の日における分配可能額を超えているときは、株主は、取得請求権付株式の取得を請求することができないとされた（会社法第166条第1項ただし書）。

(イ) 登記の手続

a 登記期間

会社が新株予約権を発行した場合には、毎月末日現在により、当該末日から2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第3項）。

b 登記すべき事項

登記すべき事項は、取得の請求によって初めてする新株予約権の発行にあっては、会社法第911条第3項第12号に掲げる事項及び変更年月日であり、同一の種類の取得請求権付株式についての2回目以後の新株予約権の発行にあっては、新株予約権の数及び当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあっては、その種類及び種類ごとの数）並び

に変更年月日である。

c 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 取得請求権付株式の取得の請求があったことを証する書面（商登法第66条）

(b) (7)のただし書の要件を満たす分配可能額が存在することを証する書面（商登規第61条第6項）。

具体的には、代表者の作成に係る証明書（当該新株予約権の帳簿価額及び会社法第461条第2項各号の額又はその概算額を示す等の方法により、(7)のただし書の要件を満たす分配可能額が存在することを確認することができるもの）等がこれに該当する。

(c) 取得の請求によって初めてする新株予約権の発行による登記にあっては、当該新株予約権の内容の記載がある定款（定款において当該取得請求権付株式の内容の要綱が定められ、その取得と引換えに株主に対して交付する新株予約権の具体的な内容の記載がない場合には、定款のほか、当該内容の決定機関に応じ、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の議事録。2の(2)のアの(ウ)参照）

d 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9万円（同一の種類の取得請求権付株式についての2回目以後の新株予約権の発行による登記にあっては、3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ヌ、ネ）。

イ 取得条項付株式の取得

(7) 取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行の手続

手続は、取得条項付株式の取得と引換えに株式を発行する場合（3の(3)のイ参照）と同様であり、取得条項付株式1株を取得するのと引換えに株主に対して新株予約権を交付する旨の定めがあるときは、当該取得条項付株式の株主は、当該一定の事由が生じた日に、新株予約権者となるとされた（会社法第170条第2項）。

ただし、当該新株予約権の帳簿価額が当該一定の事由が生じた日における分配可能額を超えているときは、会社は、取得条項付株式を取得することができないとされた（会社法第170条第5項）。

(イ) 登記の手続

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会社法第911条第3項第12号に掲げる事項及び

変更年月日（取得条項付株式の一部を取得する場合における２回目以後の新株予約権の発行にあっては、新株予約権の数及び当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、その種類及び種類ごとの数）並びに変更年月日）である。

b 添付書面

添付書面は、取得条項付株式の取得と引換えに株式を発行する場合と同様である（商登法第６７条第１項、３の(3)のイ参照）が、更に、(7)のただし書の要件を満たす分配可能額が存在することを証する書面（商登規第６１条第６項）及び当該新株予約権の内容の記載がある定款等（アの(イ)のcの(c)参照）を添付しなければならない。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請１件につき９万円（取得条項付株式の一部を取得する場合における２回目以後の新株予約権の発行による登記にあっては、３万円）である（登税法別表第一第１９号（一）ヌ、ネ）。

ウ 全部取得条項付種類株式の取得

(7) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の発行の手続

手続は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに株式を発行する場合（３の(3)のウ参照）と同様であり、株主総会において取得対価を当該会社の新株予約権とする旨の決議をしたときは、全部取得条項付種類株式の株主は、取得日に、当該決議による定めに従い、新株予約権者となるとされた（会社法第１７３条第２項）。

ただし、当該新株予約権の帳簿価額の総額は、取得日における分配可能額を超えてはならないとされた（会社法第４６１条第１項第４号）。

(イ) 登記の手続

a 登記すべき事項及び登録免許税額

イと同様である。

b 添付書面

添付書面は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに株式を発行する場合と同様である（商登法第６８条、３の(3)のウ参照）が、更に、(7)のただし書の要件を満たす分配可能額が存在することを証する書面を添付しなければならない（商登規第６１条第６項）。

エ 取得条項付新株予約権の取得

(7) 取得条項付新株予約権の取得と引換えにする新株予約権の発行の手続

手続は、取得条項付新株予約権の取得と引換えに株式を発行する場合（３の(3)のカ参照）と同様であり、取得条項付新株予約権を取得するのと引換

えに新株予約権者に対して当該会社の他の新株予約権を交付する旨の定めがあるときは、当該新株予約権者は、当該一定の事由が生じた日に、当該他の新株予約権の新株予約権者となるとされた（会社法第275条第3項）。

(イ) 登記の手続

a 登記すべき事項及び登録免許税額

イと同様である。

b 添付書面

添付書面は、取得条項付新株予約権の取得と引換えに株式を発行する場合と同様である（商登法第67条第2項、3の(3)のイ参照）が、資本金の額が増加しないため、これに関する書面の添付は要しない。

(3) 新株予約権無償割当て

ア 新株予約権無償割当ての手続

株式無償割当ての制度と同様に、新株予約権無償割当ての制度が創設され、会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の普通決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって次の事項を定め、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで当該会社の新株予約権の割当てをすることができるとされた（会社法第277条、第278条）。ただし、新株予約権無償割当てによりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じない（会社法第322条第1項第6号、第324条第2項第4号）。

(ア) 株主（当該会社を除く。）に割り当てる新株予約権の内容及び数又はその算定方法

(イ) (ア)の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付社債についての社債の種類及び各社債の金額の合計額又はその算定方法

(ウ) 新株予約権無償割当ての効力発生日

(エ) 会社が種類株式発行会社である場合には、新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

新株予約権無償割当ての効力は、(ウ)の効力発生日に生じ、(ア)の新株予約権の割当てを受けた株主は、当該日に、当該新株予約権の新株予約権者となるとされた（会社法第279条第1項）。

イ 新株予約権無償割当てによる変更の登記の手続

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会社法第911条第3項第12号に掲げる事項及び変

更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、株主総会又は取締役会の議事録（種類株主総会の決議を要する場合には、その議事録を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9万円である（登税法別表第一第19号（一）ヌ）。

(4) 新株予約権の消却

ア 新株予約権の消却の手続

会社は、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により、自己新株予約権を消却することができ、その場合には、消却する自己新株予約権の内容及び数を定めなければならないとされた（会社法第276条、第348条第1項、第2項）。

自己新株予約権以外の新株予約権の消却の制度（旧商法第280条ノ36参照）は、廃止された。

イ 新株予約権の消却による変更の登記の手続

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、新株予約権の一部を消却した場合にあつては新株予約権の数、新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、その種類及び種類ごとの数）及び変更年月日であり、新株予約権の全部を消却した場合にあつてはその旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ネ）。

(5) 新株予約権の行使

ア 行使の手続

(ア) 新株予約権の行使の方法

新株予約権の行使は、次の事項を明らかにしてしなければならないとされた（会社法第280条第1項）。この場合においては、証券が発行されていないときを除き、新株予約権証券を提出し、又は新株予約権付社債券を提示しなければならない（同条第2項、第3項）。

- a 行使に係る新株予約権の内容及び数
- b 新株予約権を行使する日

(イ) 行使に際してする払込み及び財産の出資

a 金銭の払込み

金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、(ア)のbの日に払込取扱機関にその全額を払い込まなければならないが、当該払込取扱機関の払込金保管証明の義務は、廃止された（会社法第281条，旧商法第280条ノ37第4項，第189条参照）。

b 金銭以外の財産の出資

新株予約権の行使に際して金銭以外の財産を出資の目的とする制度が創設され、その場合には、新株予約権者は、(ア)のbの日に当該財産を給付しなければならないが、その価額が募集事項における出資すべき財産の価額に足りないときは、払込取扱機関にその差額を払い込まなければならないとされた（会社法第281条第2項）。

金銭以外の財産の給付があった場合には、裁判所の選任した検査役による調査を受けなければならないが、募集株式の発行に際してする現物出資と同様に、新株予約権の行使により交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合、現物出資財産について定められた価額の総額が500万円を超えない場合等については、検査役の調査を要しないとされた（会社法第284条）。

なお、いわゆる代用払込型又は転換社債型の新株予約権付社債に関する規定（旧商法第341条ノ3第1項第7号，第8号参照）の実質については、新株予約権の行使に際して社債の現物出資の方法を利用することに改められた。

(ウ) 株主となる時期

新株予約権を行使した新株予約権者は、当該行使の日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる（会社法第282条）。

(エ) 資本金の額

新株予約権の行使による株式の発行に際して増加すべき資本金の額については、計算規則第40条第1項に定めるところによる。

イ 新株予約権の行使による変更の登記の手続

(ア) 登記期間

新株予約権の行使により登記事項に変更があったときは、毎月末日現在により、当該末日から2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第3項）。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数、資本金の額、新株予約権の数、新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、その種類及び種類ごとの数）並びに変更年月日である。

(ウ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第57条）。

- a 新株予約権の行使があつたことを証する書面
- b 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、払込みがあつたことを証する書面
- c 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、次に掲げる書面
 - (a) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
 - (b) 会社法第284条第9項第3号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
 - (c) 会社法第284条第9項第4号に掲げる場合には、弁護士等の証明を記載した書面及びその附属書類
 - (d) 会社法第284条第9項第5号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿（当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を確認することができるもの）

募集株式の発行の場合における会計帳簿と同様である（3の(2)のウの(エ)のd参照）。
- (e) 払込取扱機関にその差額を払い込まなければならないときは、その払込みがあつたことを証する書面
- d 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- e 募集事項等の決定に際し資本金として計上しない額を定めた場合（会社法第236条第1項第5号参照）には、その決定機関に応じ、株主総会、種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があつたことを証する書面（定款の定めがあることを要する場合にあつては、定款を含む。商登法第46条、商登規第61条第1項）
- f 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）

なお、整備法の施行の際現に発行されているいわゆる代用払込型又は転換社債型の新株予約権付社債に付された新株予約権については、第8部の第1の2の(4)のとおり、社債を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的

とする旨等の変更の登記をしなければならないが、当該新株予約権については会社法第284条第1項の検査役の調査に関する規定の適用がないため（整備法第103条第4項）、その行使による変更の登記についてc及びdの書面の添付は要しない。

第3 機関

1 機関設計の柔軟化

(1) 株式会社の機関

株式会社制度と有限会社制度の統合に伴い、株式会社には、株主総会のほか、1人以上の取締役を置けば足りるとされた（会社法第326条第1項）。

また、株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができるとされ（会社法第326条第2項）、公開会社、大会社等について一定の機関の設置義務等がある場合（会社法第327条、第328条）を除き、機関の設置における定款自治の範囲が拡大した。

(2) 機関設計の在り方

ア 公開会社及び大会社

公開会社とは、その発行する全部の株式の内容として譲渡制限に関する定款の定めを設けている会社以外の会社をいう（会社法第2条第5号参照）。

大会社とは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であり、又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社をいう（会社法第2条第6号）。したがって、特例法と異なり、事業年度の途中で新たに大会社に該当し、又は該当しなくなることはない。

なお、大会社以外の会社について、会社の規模に着目した小会社に関する特例（特例法第3章参照）は、設けられていない。

イ 機関設計の在り方と登記

株式会社は、公開会社又は大会社に該当するか否かの区分に応じ、株主総会以外の機関として、次の機関設計のいずれかを採用することができる（会社法第327条、第328条参照）。また、(ア)のdを除き、いずれにあっても、定款の定めにより会計参与を置くことができる。

なお、株主総会及び取締役以外の機関の設置状況（取締役会設置会社等）は、登記すべき事項である（第1の2の(2)のア参照）。

(ア) 公開会社でない大会社以外の会社

a 取締役

b 取締役+監査役（監査の範囲を会計に関するものに限定することもでき

る。)

- c 取締役+監査役+会計監査人
- d 取締役会+会計参与
- e 取締役会+監査役（監査の範囲を会計に関するものに限定することもできる。）
- f 取締役会+監査役+監査役会
- g 取締役会+監査役+会計監査人
- h 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- i 取締役会+委員会+会計監査人

(イ) 公開会社である大会社以外の会社

- a 取締役会+監査役
- b 取締役会+監査役+監査役会
- c 取締役会+監査役+会計監査人
- d 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- e 取締役会+委員会+会計監査人

(ウ) 公開会社でない大会社

- a 取締役+監査役+会計監査人
- b 取締役会+監査役+会計監査人
- c 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- d 取締役会+委員会+会計監査人

(エ) 公開会社である大会社

- a 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- b 取締役会+委員会+会計監査人

2 株主総会及び種類株主総会

(1) 株主総会の権限

株主総会は、改正前の有限会社の社員総会と同様に、会社に関する一切の事項について決議をすることができるが、取締役会設置会社においては、改正前の株式会社の株主総会と同様に、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるとされた（会社法第295条）。

(2) 招集手続の簡素化

ア 招集通知の発送期限

公開会社でない会社における株主総会（種類株主総会を含む。以下(2)、(4)及び(5)において同じ。）の招集通知は、書面による議決権の行使を認める場合を除き、会日の1週間（取締役会設置会社でない場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに発すれば足りるとさ

れた（会社法第299条第1項、第325条）。

イ 招集地

株主総会の招集地について、原則として本店の所在地又はこれに隣接する地であることを要する旨の制限（旧商法第233条参照）は、廃止された。

(3) 決議要件

ア 特殊決議

発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける場合等における株主総会の特殊決議の決議要件について、総株主の過半数という頭数要件が緩和され、議決権を行使することができる株主の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上であって、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもってするとされた（会社法第309条第3項）。

イ 株主ごとの異なる取扱いに係る決議

公開会社でない会社における株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定め（会社法第109条第2項）に係る定款の変更を行う株主総会の決議は、改正前の有限会社と同様に、総株主の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上であって、総株主の議決権の4分の3（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもってするとされた（会社法第309条第4項）。

(4) 株主総会の議事録

株主総会の議事録は、出席した取締役その他の役員の氏名又は名称等を内容としなければならないとされ（施行規則第72条第3項）、議長及び出席した取締役の署名又は記名押印の法律上の義務（旧商法第244条第3項参照）は、廃止された。

ただし、株主総会の決議によって代表取締役（各自代表の取締役を含む。）を定めた場合（会社法第349条第1項本文、第3項）における当該株主総会の議事録については、3の(2)のアの(i)のcのとおり、議長及び出席した取締役の記名押印を要する場合がある。

(5) 株主総会の決議を省略した場合の議事録の作成

株主総会の決議があったものとみなされる場合（会社法第319条第1項、第325条）についても、決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第72条第4項第1号、第95条）。

この場合には、当該議事録をもって、登記の申請書に添付すべき当該場合に該当することを証する書面（商登法第46条第3項）として取り扱って差し支えない。

(6) 種類株主総会

ア 決議事項

種類株主総会の権限が明確化され、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるとされた（会社法第321条）。

会社法の規定により種類株主総会の決議を要するのは、次の場合である。

(7) 会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき（会社法第322条）

(イ) ある種類の株式の内容として、株主総会等において決議すべき事項について、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合（会社法第323条）

(ウ) 種類株主総会において取締役又は監査役を選任する旨の定めがある場合（会社法第347条）

(エ) ある種類の株式の内容として譲渡制限株式に係る事項の定めを設定する定款の変更をする場合（会社法第111条第2項）

(オ) ある種類の株式の内容として全部取得条項付種類株式に係る事項の定めを設定する定款の変更をする場合（会社法第111条第2項）

(カ) 譲渡制限株式を募集し、又は譲渡制限株式を目的とする新株予約権の募集をする場合（会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項）

(キ) 吸収合併消滅株式会社、新設合併消滅株式会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社において、その株主（譲渡制限株式の株主を除く。）に交付される合併対価等が譲渡制限株式等である場合（会社法第783条第3項、第804条第3項）

(ク) 吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社又は株式交換完全親株式会社において、合併対価等として当該会社の譲渡制限株式を交付する場合（会社法第795条第4項）

イ 決議要件

種類株主総会の決議要件は、次のとおりとされた（会社法第324条）。

(7) アの(イ)又は(ウ)（監査役の解任を除く。）の場合 普通決議

(イ) アの(7)、(ウ)（監査役の解任に限る。）、(オ)、(カ)又は(ク)の場合 特別決議

(ウ) アの(エ)又は(キ)の場合 特殊決議

3 取締役及び代表取締役

(1) 取締役及び代表取締役に関する改正

ア 会社の代表及び業務執行

(7) 会社の代表

取締役は、原則として、各自会社を代表するが、他に代表取締役その他会社を代表する者を定めた場合には、その余の取締役は代表権を有しないとされた（会社法第349条第1項）。

なお、会社法では、各自代表の場合を含め、会社を代表する取締役を代表取締役というたされた（会社法第47条第1項）。

(イ) 会社の業務執行

a 取締役会設置会社以外の会社

取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、会社の業務を執行するとされた（会社法第348条第1項）。

取締役が2人以上ある場合には、会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定するとされ、取締役は、支配人の選任その他の会社法第348条第3項各号に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができないとされた（同条第2項、第3項）。

b 取締役会設置会社

代表取締役及び会社の業務を執行する取締役として選定された取締役は、会社の業務を執行するとされた（会社法第363条第1項）。

会社の業務執行は、取締役会において決定するとされ、取締役会は、支配人の選任その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないとされた（会社法第362条第2項第1号、第4項）。

イ 選任

(7) 取締役の選任

取締役は、株主総会又は種類株主総会の決議によって選任される（会社法第329条第1項、第347条第1項）。

(イ) 代表取締役の選任

取締役会設置会社以外の会社にあつては、取締役の中から代表取締役を定めないときは、各取締役が代表取締役となる（会社法第349条第1項本文）が、会社は、次の方法のいずれかにより、取締役の中から代表取締役を定めることができるたされた（同条第3項）。

a 定款

b 定款の定めに基づく取締役の互選

c 株主総会の決議

取締役会設置会社にあつては、会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない（会社法第362条第3項）。

(ウ) 補欠者の予選

(ア)の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の取締役を選任することができ、当該決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとされた（会社法第329条第2項、施行規則第96条第3項）。したがって、役員の補欠者をあらかじめ選任する旨の定款の定め（平成15年4月9日付け法務省民商第1078号法務省民事局商事課長回答参照）がなくても、補欠の取締役を選任することができる。

ウ 任期

(ア) 任期の上限

取締役の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、委員会設置会社を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた（会社法第332条第1項。定款又は株主総会の決議によって、これを短縮することはできる。）。補欠の取締役の任期についても、就任日ではなく、選任日が起算点となる。

公開会社でない会社（委員会設置会社を除く。）は、定款によって、任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで伸長することができる（会社法第332条第2項）。

なお、会社成立後最初の取締役の任期、ある種類の株主総会において選任された取締役の任期及び吸収合併存続会社等の取締役で合併前に就職したものの任期についての規律（旧商法第256条第2項、第3項、第257条ノ6、第361条、第374条ノ27、第414条ノ3参照）は、廃止された。

(イ) 任期の満了事由の創設

次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（会社法第332条第4項）。

- a 委員会を置く旨の定款の変更
- b 委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- c 発行する株式の全部の内容として譲渡制限の定めを廃止する定款の変更（委員会設置会社がするものを除く。）

(ウ) 任期に係る定款の変更

定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現任の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が満了しているときは、当該取締役は退任することとなる（昭和35年8月16日付け法務省民事四第146号法務省民事局第四課長心得回答参照）。

また、定款を変更して取締役の任期を伸長した場合には、現任の取締役の任期も、特別の事情がない限り伸長される（昭和30年9月12日付け法務省民事甲第1886号当職回答参照）。

エ 解任

累積投票によって選任された取締役以外の取締役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、特別決議ではなく、普通決議で足りるとされた（会社法第341条、第309条第2項第7号）。

(2) 取締役及び代表取締役に関する登記の手続

取締役会設置会社以外の会社における取締役及び代表取締役の登記の手続は、次のとおりとされた（取締役会設置会社については、4の(2)のア参照）。

ア 取締役及び代表取締役の就任による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役の氏名、代表取締役の氏名及び住所並びに就任年月日である。

取締役が各自会社を代表するときは、各取締役につき、取締役及び代表取締役の就任による変更の登記を要する。

(イ) 添付書面

添付書面は、次のとおりであり、改正前の有限会社の取締役及び代表取締役の就任による変更の登記と同様である。

- a 取締役を選任した株主総会又は種類株主総会の議事録（商登法第46条）
- b 取締役の中から代表取締役を定めたときは、次に掲げる書面のいずれか
 - (a) 定款によって代表取締役を定めたときは、定款又はその変更に係る株主総会の議事録（商登規第61条第1項、商登法第46条）
 - (b) 定款の定めに基づく取締役の互選によって代表取締役を定めたときは、定款及びその互選を証する書面（商登規第61条第1項、商登法第46条）
 - (c) 株主総会の決議によって代表取締役を定めたときは、株主総会の議事録（商登法第46条）
- c 代表取締役の選任を証する書面に係る印鑑証明書（商登規第61条第4項第1号、第2号）

次に掲げる印鑑につき、当該印鑑と変更前の代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならないとされた。

- (a) 取締役が各自会社を代表するときは、議長及び出席した取締役がaの議事録に押印した印鑑

- (b) 定款の定めに基づく取締役の互選によって取締役の中から代表取締役を定めたときは、取締役がbの(b)の互選を証する書面に押印した印鑑
- (c) 株主総会の決議によって取締役の中から代表取締役を定めたときは、議長及び出席した取締役がbの(c)の議事録に押印した印鑑

d 取締役及び代表取締役が就任を承諾したことを証する書面（商登法第54条第1項）

e 取締役の就任承諾書に係る印鑑証明書（商登規第61条第2項）

取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき、再任の場合を除き、市区町村長の作成した証明書を添付しなければならないとされた。なお、取締役の中から代表取締役を定めた場合における当該代表取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑については、別途印鑑証明書の添付を要しない。

イ 取締役及び代表取締役の退任による変更の登記

定款により任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長した会社において、取締役の任期満了による退任の登記の申請書に添付すべき退任の事実を証する書面（商登法第54条第4項）としては、具体的には、役員の改選の際の定時株主総会の議事録（任期満了の旨の記載があるもの）、定款（任期の記載があるもの）等がこれに該当する（昭和53年9月18日付け法務省民四第5003号法務省民事局第四課長回答参照）。

4 取締役会

(1) 取締役会に関する改正

ア 機関設計の在り方

公開会社、監査役会設置会社又は委員会設置会社は、取締役会を置かなければならず、取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）は、公開会社でない会計参与設置会社である場合を除き、監査役を置かなければならないとされた（会社法第327条第1項、第2項、1参照）。

イ 取締役会の議事録

取締役会の議事録は、出席した会計参与その他の役員の氏名又は名称等を内容とすることを要するとされ（施行規則第101条第3項）、出席した取締役及び監査役（監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合を含む。）は、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた（会社法第369条第3項）。

ウ 取締役会の決議の省略の制度の創設

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提

案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができるとされた（会社法第370条）。取締役会の決議があつたものとみなされる場合には、決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成するとされた（施行規則第101条第4項第1号）。

この場合には、登記の申請書に定款及び当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない（商登規第61条第1項、商登法第46条第3項）が、当該議事録をもって、当該場合に該当することを証する書面として取り扱って差し支えない。

(2) 取締役会に関する登記の手続

ア 取締役会設置会社における取締役及び代表取締役の登記

取締役会設置会社における取締役及び代表取締役の就任による変更の登記の登記すべき事項及び添付書面は、改正前の株式会社と同様であり、その退任による変更の登記の手続において留意すべき事項は、3の(2)のイと同様である。

イ 取締役会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会設置会社の定めを設定した旨及び変更年月日である。

なお、取締役会設置会社の定めの設定に伴い、新たに取締役の中から代表取締役を選定し、又はその余の取締役が会社を代表しないこととなった場合には、代表取締役の変更の登記を併せてしなければならない。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、取締役会設置会社の定めの設定の決議をした株主総会の議事録（(ア)のなお書きの場合にあつては、当該変更に係る添付書面を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第1項、第4項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（(ア)のなお書きの場合にあつては、更に、取締役の変更に係る登録免許税額を加算した額）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

ウ 取締役会設置会社の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、取締役会設置会社の定めを廃止した旨及び変更年月日

である。

なお、取締役会設置会社の定めの廃止に伴い、新たに代表取締役以外の取締役が会社を代表することとなり、又は代表取締役が辞任等により会社を代表しないこととなった場合には、代表取締役の変更の登記を併せてしなければならない。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、取締役会設置会社の定めの廃止の決議をした株主総会の議事録（(7)のなお書きの場合にあっては、当該変更に係る添付書面を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第1項、第4項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（(7)のなお書きの場合にあっては、更に、取締役の変更に係る登録免許税額を加算した額）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

5 特別取締役による議決の定め

(1) 特別取締役による議決の定め of 制度の創設

特例法上の大会社又はみなし大会社の機関である重要財産委員会の制度が廃止され、これに代わるものとして、取締役会の決議要件の特則として、特別取締役による議決の定め of 制度が創設された（会社法第373条）。

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）において、取締役の数が6人以上であり、かつ、取締役のうち1人以上が社外取締役である場合には、取締役会は、特別取締役による議決の定めを設けることができ、その場合には、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財についての取締役会の決議は、あらかじめ選定した3人以上の特別取締役のうち、議決に加わることができるものの過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うことができるとされた（会社法第373条第1項）。

(2) 特別取締役による議決の定めに関する登記の手続

ア 特別取締役による議決の定め of 設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①特別取締役による議決の定めを設けた旨、②特別取締役の氏名、③取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨及び④変更年月日である（会社法第911条第3項第21号）。

③の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

③についての申請書への記載は、既登記の取締役について社外取締役の登

記をするときは、「取締役何某は社外取締役である。」等の振り合いにより、社外取締役である取締役の就任の登記と共にするときは、「取締役（社外取締役）何某は平成何年何月何日就任」等の振り合いによるものとする（平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達参照）。

なお、社外取締役である旨が登記すべき事項となるのは、会社法第911条第3項第21号、第22号及び第25号の場合に限られるとされた。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 特別取締役による議決の定めを設定を決議し、特別取締役を選定した取締役会の議事録（商登法第46条）

b 特別取締役が就任を承諾したことを証する書面（商登法第54条第1項）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

イ 特別取締役の変更の登記

特別取締役の登記事項について変更が生じた場合の添付書面等については、特例法における重要財産委員の変更の場合（平成14年12月27日付け法務省民商第3229号当職通達参照）と同様である。

ウ 社外取締役の変更の登記

社外取締役が辞任等により取締役でなくなった場合及び社外取締役が社外取締役の要件に該当しなくなった場合の登記すべき事項、添付書面等については、平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達と同様である。

エ 特別取締役による議決の定めを廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、特別取締役による議決の定めを廃止した旨、特別取締役が退任した旨、特別取締役による議決の定めを廃止により社外取締役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、当該会社が委員会設置会社となる旨の登記をしたとき（会社法第911条第3項第22号イ）又は社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを登記があるとき（同項第25号）は、社外取締役の登記の抹消を要しない。

なお、登記官が特別取締役に関する登記を職権で抹消する取扱い（旧商登規第82条参照）は、しないとされた。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、特別取締役による議決の定めを廃止を決議した取締役会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第4項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

6 会計参与

(1) 会計参与の制度の創設

ア 会計参与

取締役と共同して計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成する会社の機関として、会計参与の制度が創設された（会社法第374条以下）。

会社は、機関設計の在り方にかかわらず、定款の定めによって会計参与を置くことができる（1参照）。

会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない（会社法第333条第1項）、取締役と共同して計算書類等を作成するほか、会計参与報告を作成し、計算書類等の承認をする取締役会に出席して意見を述べ、その事務所（会計参与設置会社の本店又は支店と異なる場所に限る。）に計算書類等を備え置き、株主及び債権者の閲覧請求又は謄抄本の交付請求に応ずる義務等を負うとされた（会社法第374条、第376条、第378条、施行規則第103条）。

イ 選任

会計参与は、株主総会の決議により選任される（会社法第329条第1項）。

役員が欠けた場合等に備えて補欠の会計参与を選任することができることは、取締役についてと同様である（会社法第329条第2項）。

ウ 任期

会計参与の任期の上限、任期の満了事由等は、取締役と同様である（会社法第334条第1項）。

ただし、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（会社法第334条第2項）。

エ その他

株主総会の決議による会計参与の解任及びその決議要件、会計参与が欠けた場合等において任期の満了又は辞任により退任した会計参与がなお会計参与としての権利義務を有すること等については、取締役についてと同様である（会社法第339条、第341条、第346条）。

(2) 会計参与に関する登記の手続

ア 会計参与設置会社の定めの設定による変更の登記

(7) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与設置会社の定めを設定した旨、会計参与の氏名又は名称、計算書類等の備置き場所及び変更年月日である。

なお、計算書類等の備置き場所は、会計参与の事務所の場所の中から定めなければならないとされた（施行規則第103条第2項）ため、会計参与が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書における事務所の記載と一致していなければならない。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第54条第2項）。

- a 会計参与設置会社の定めの設定を決議し、会計参与を選任した株主総会の議事録（商登法第46条）
- b 会計参与が就任を承諾したことを証する書面
- c 会計参与が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- d 会計参与が法人でないときは、公認会計士又は税理士であることを証する書面

公認会計士にあつては別紙3-1の証明書をもって、税理士にあつては別紙4の証明書をもって、資格者であることを証する書面として取り扱って差し支えない。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

イ 会計参与の変更の登記

(7) 会計参与の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与の氏名又は名称、計算書類等の備置き場所及び変更年月日である。

b 添付書面

会計参与設置会社の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ）。

(イ) 法人である会計参与の名称の変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与の名称変更の旨及び変更年月日である。

b 添付書面

登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない（商登法第54条第3項）。

c 登録免許税額

登録免許税額は、(7)と同様である。

(ウ) 計算書類等の備置き場所の変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、計算書類等の備置き場所の変更の旨及び変更年月日である。

b 添付書面

計算書類等の備置き場所の変更を証する書面の添付は、要しない。

c 登録免許税額

登録免許税額は、(7)と同様である。

(エ) 会計参与の退任による変更の登記

会計参与の退任による変更の登記は、取締役についてと同様である。

ウ 会計参与設置会社の定めの廃止による変更の登記

(7) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計参与設置会社の定めを廃止した旨、会計参与が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、会計参与設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第4項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

7 監査役

(1) 監査役に関する改正

ア 機関設計の在り方及び監査役の権限

取締役会設置会社（公開会社でない会計参与設置会社である場合を除く。）又は会計監査人設置会社は、委員会設置会社を除き、監査役を置かなければならないとされた（会社法第327条第2項、第3項、1参照）。

小会社の監査役の権限に関する特例が廃止され、監査役は、原則として、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査するが、公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会

社を除く。)は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができるとされた(会社法第381条, 第389条)。

監査役を置く会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。)又は会社法の規定により監査役を置かなければならない会社を監査役設置会社という(会社法第2条第9号)。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの有無にかかわらず、監査役を置く会社について、監査役設置会社である旨の登記をするとされた(会社法第911条第3項第17号)。

イ 選任

監査役の補欠者の予選については、取締役についてと同様とされた(会社法第329条第2項)。

ウ 任期

(ア) 任期の上限等

監査役の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた(会社法第336条第1項)。補欠の監査役の任期についても、就任日ではなく、選任日が起算点となる。

監査役の任期は、取締役と異なり、定款又は株主総会の決議によって短縮することができないが、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠者の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることはできる(会社法第336条第3項)。

なお、公開会社でない会社において伸長することができる任期の上限に関する規律の創設(会社法第336条第2項)並びに会社成立後最初の監査役の任期、ある種類の株主総会において選任された監査役の任期及び吸収合併存続会社等の監査役で合併前に就職したものの任期に関する規律(旧商法第273条第2項, 第280条, 第257条ノ6, 第361条, 第374条ノ27, 第414条ノ3参照)の廃止については、取締役についてと同様である。

(イ) 任期の満了事由の創設

次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた(会社法第336条第4項)。

- a 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
- b 委員会を置く旨の定款の変更
- c 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

d 発行する株式の全部の内容として譲渡制限の定めを廃止する定款の変更
エ 解任

監査役を解任する株主総会の決議は、取締役についてと異なり、旧商法と同様の特別決議を要する（会社法第309条第2項第7号）。

(2) 監査役に関する登記の手続

ア 監査役設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役設置会社の定めを設定した旨、監査役の氏名及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 監査役設置会社の定めの設定を決議し、監査役を選任した株主総会の議事録（商登法第46条）

b 監査役が就任を承諾したことを証する書面（商登法第54条第1項）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

イ 監査役設置会社の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役設置会社の定めを廃止した旨、監査役が退任した旨及び変更年月日とする。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役設置会社の定め廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第4項）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

8 監査役会

(1) 監査役会に関する改正

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、監査役会を置くことができるが、大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）は、監査役会を置かなければならないとされた（会社法第328条第1項、1参照）。

監査役会設置会社においては、特例法と同様に、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない（会社法第335条第3項）。

(2) 監査役会設置会社に関する登記の手続

ア 監査役会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①監査役会設置会社の定めを設定した旨、②監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨及び③変更年月日である（会社法第911条第3項第18号）。

②の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

②についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である（5の(2)のアの(ア)参照）。

なお、社外監査役である旨は、会社法第911条第3項第18号及び第26号の場合に、新たに登記すべき事項とされた。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役会設置会社の定めの設定を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については4万円、(ア)の②の登記を要しない会社については3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

イ 監査役会設置会社の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、監査役会設置会社の定めを廃止した旨、監査役会設置会社の定め廃止により社外監査役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、社外監査役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定め登記があるとき（会社法第911条第3項第26号）は、社外監査役の登記の抹消を要しない。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、監査役会設置会社の定め廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については4万円、社外監査役の登記の抹消を要しない会社については3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

9 会計監査人

(1) 会計監査人に関する改正

ア 機関設計の在り方

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、会計監査人を置くことができるが、大会社及び委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならないとされた（会社法第327条第5項、第328条、1参照）。

会計監査人は、特例法と同様に、公認会計士又は監査法人でなければならず、会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査し、監査報告を作成する（会社法第337条第1項、第396条）。

イ 選任

会計監査人は、株主総会の決議により選任される（会社法第329条第1項）。

会計監査人は、任期満了の際の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる（会社法第338条第2項）。

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合について、裁判所に対する選任申立ての制度はなく、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされた（会社法第346条第4項、第6項、第7項）。

ウ 任期

会計監査人の任期は、就任日ではなく選任日を起算点とし、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされた（会社法第338条第1項）。

ただし、会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（会社法第338条第3項）。

エ 解任

会計監査人は、いつでも、株主総会の普通決議によって解任することができる（会社法第339条第1項）。

また、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）は、会計監査人が職務上の義務に違反した場合等には、その全員の同意によって会計監査人を解任することができる（会社法第340条）。

(2) 会計監査人に関する登記の手続

ア 会計監査人設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置会社の定めを設定した旨、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第54条第2項）。

- a 会計監査人設置会社の定めの設定を決議し、会計監査人を選任した株主総会の議事録（商登法第46条）
- b 会計監査人が就任を承諾したことを証する書面
- c 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- d 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面（別紙3-2参照）

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

イ 会計監査人の変更の登記

(ア) 会計監査人の就任による変更の登記

a 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人の氏名又は名称及び変更年月日である。

b 添付書面

会計監査人設置会社の定めの設定の決議に係る部分を除き、アの(イ)と同様である。

一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の添付書面（商登法第55条第1項）も同様であるが、その場合の選任に関する書面（同項第1号）には、監査役の選任書等がこれに該当する。

なお、任期満了の際の定時株主総会において別段の決議がされなかったことにより、会計監査人が再任されたものとみなされる場合（会社法第338条第2項）の重任の登記の申請書には、商登法第54条第2項第2号及び第3号の書面並びに当該定時株主総会の議事録（同条第4項）を添付すれば足り、会計監査人が就任を承諾したことを証する書面の添付は要しない。

c 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ）。

(イ) 法人である会計監査人の名称の変更の登記

法人である会計監査人の名称の変更の登記については、法人である会計参与についてと同様である（6の(2)のイの(イ)参照）。

(ウ) 会計監査人の退任による変更の登記

会計監査人の退任による変更の登記については、取締役その他の役員についてと同様である（商登法第54条第4項）。

ウ 会計監査人設置会社の定めの廃止による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、会計監査人設置会社の定めを廃止した旨、会計監査人が退任した旨及び変更年月日である。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、会計監査人設置会社の定めの廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条、第54条第4項）。

(ロ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

10 委員会及び執行役

(1) 委員会及び執行役に関する改正

ア 機関設計の在り方

特例法上の大会社又はみなし大会社以外の会社でも、委員会を置くことができるとされた（会社法第326条第2項、1参照）。

委員会設置会社には、特例法の委員会等設置会社と同様に、取締役会及び会計監査人を置かなければならない（会社法第327条第1項、第5項）。

イ その他

委員会設置会社に関する規律は、原則として特例法の委員会等設置会社と同様であるが、次のような改正が行われた。

(ア) 委員会設置会社における取締役

委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼ねることができないとされた（会社法第331条第3項）。

(イ) 委員会設置会社の定めの設定又は廃止に伴う役員等の任期の満了

a 委員会設置会社の定めを設定した場合には、従前の取締役、会計参与及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（会社法第332条第4項、第334条第1項、第336条第4項）。

b 委員会設置会社の定めを廃止した場合には、取締役（委員を含む。）、会計参与及び執行役の任期は、当該定款の変更の効力発生時に満了するとされた（会社法第332条第4項、第334条第1項、第402条第8項）。

(2) 委員会及び執行役に関する登記の手続

委員会及び執行役に関する登記の手続は、大会社又はみなし大会社に関する部分を除き、原則として特例法の委員会等設置会社についてと同様である（平成1

4年12月27日付け法務省民商第3239号当職通達参照)が、次のような改正が行われた。

ア 委員会設置会社の定めの設定による変更の登記

(ア) 登記期間

委員会を置く旨の定款の定めを設けたときは、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない(会社法第915条第1項)。

委員会設置会社に関する規律が定款変更後最初に招集される定時総会の終結の時から適用される旨の取扱い(特例法第21条の38参照)は、廃止された。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①特例法の委員会等設置会社と同様の事項(代表執行役に関する共同代表の定めを除く。)、②従前の取締役等が退任した旨、③取締役等が就任又は重任した旨、④取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨及び⑤変更年月日である((1)のイの(イ)参照)。

④の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

④についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である(5の(2)のアの(ア)参照)。

なお、登記官が代表取締役、監査役及び特別取締役に関する登記を職権で抹消する取扱い(旧商登規第83条第1項参照)は、しないとされた。

(ウ) 添付書面

大会社又はみなし大会社に関する書面を除き、特例法の委員会等設置会社についてと同様である。

(エ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登税法別表第一第19号(一)ワ、カ)。

イ 委員等の変更

委員、執行役又は代表執行役の変更の登記については、特例法の委員会等設置会社についてと同様であるが、登録免許税額は、申請1件につき3万円(資本金の額が1億円以下の会社については、1万円)とされた(登税法別表第一第19号(一)カ)。

ウ 委員会設置会社の定め廃止による変更の登記

(ア) 登記期間

委員会設置会社の定めを廃止したときは、2週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない(会社法第915条第1項)。

委員会設置会社に関する規律が、資本の額が1億円以下になった時後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで適用される旨等の取扱い（特例法第21条の37参照）は、廃止された。

(イ) 登記すべき事項

登記すべき事項は、委員会設置会社の定めを廃止した旨、取締役（委員を含む。）、会計参与及び執行役が退任した旨、取締役等が就任又は重任した旨、委員会設置会社の定めを廃止により社外取締役の登記を抹消する旨並びに変更年月日である（(1)のイの(イ)参照）。ただし、当該会社が特別取締役による議決の定めの設定の登記をしたとき（会社法第911条第3項第21号ハ）又は社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるとき（同項第25号）は、社外取締役の登記の抹消を要しない。

なお、登記官が委員及び執行役に関する登記を職権で抹消する取扱い（旧商登規第83条第2項参照）は、しないとされた。

(ウ) 添付書面

登記の申請書には、委員会設置会社の定めを廃止を決議し、取締役等を選任した株主総会の議事録のほか、定款の変更後の機関設計に応じて必要となる添付書面（代表取締役の選定に係る取締役会議事録、就任承諾書等）を添付しなければならない（商登法第46条等）。

(エ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については、4万円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

11 役員等の損害賠償責任

(1) 役員等の損害賠償責任の免除又は制限に関する改正

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下11において「役員等」という。）の会社に対する任務懈怠責任について、次の方法により免除し、又は制限することができるとされ、ウ及びエの定款の定めが登記すべき事項とされた（会社法第911条第3項第23号、第24号）。

ア 総株主の同意による免除（会社法第424条）

イ 株主総会の決議による一部免除（会社法第425条）

ウ 定款の定めに基づく取締役等による一部免除

監査役設置会社（取締役が2人以上ある場合に限る。）又は委員会設置会社は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、一定の最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって免除することができる旨を定款で定め

ることができる」とされた（会社法第426条第1項）。

エ 定款の定めに基づく社外取締役等の責任の制限

会社は、社外取締役だけではなく、会計参与、社外監査役又は会計監査人の責任についても、これらの者（以下「社外取締役等」という。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる」とされた（会社法第427条第1項）。

(2) 役員等の責任の免除に関する規定の登記の手続

役員等の責任の免除に関する規定の登記の手続は、旧商法又は特例法における取締役、監査役又は執行役の責任の免除に関する規定の登記の手続と同様である（取締役又は監査役に関する平成14年4月25日付け法務省民商第1067号当職通達、執行役に関する同年12月27日付け法務省民商第3239号当職通達参照）。

なお、当該規定の設定による変更の登記は、監査役設置会社（取締役が2人以上ある場合に限る。）又は委員会設置会社でなければ、することができないが、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの有無については、添付書面から明らかな場合を除き、審査を要しないものとする。

(3) 社外取締役等の責任の制限に関する規定の登記の手続

ア 責任の制限に関する規定の設定による変更の登記

(ア) 登記すべき事項

登記すべき事項は、①社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を設けた旨、②取締役又は監査役のうち社外取締役又は社外監査役であるものについて社外取締役又は社外監査役である旨及び③変更年月日である（会社法第911条第3項第24号から第26号まで）。

②の登記は、既にその登記があるときは、重ねてすることを要しない。

②についての申請書への記載は、特別取締役による議決の定めを設けた場合における社外取締役である旨の登記についてと同様である（5の(2)のアの(ア)参照）。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、社外取締役等の責任の制限に関する規定の設定を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条）。

(ウ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社については4万円、(ア)の②の登記を要しない会社については3万円）であ

る（登税法別表第一第19号（一）カ、ネ）。

イ 責任の制限に関する規定の廃止による変更の登記

（ア）登記すべき事項

登記すべき事項は、社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を廃止した旨、責任制限規定の廃止により社外取締役又は社外監査役の登記を抹消する旨及び変更年月日である。ただし、特別取締役による議決の定め
の登記又は委員会設置会社に関する登記があるとき（会社法第911条第3
項第21号ハ、第22号イ）は、社外取締役の登記の抹消を要せず、監査役
会設置会社である旨の登記があるとき（同項第18号）は、社外監査役の登
記の抹消を要しない。

（イ）添付書面

登記の申請書には、社外取締役等の責任の制限に関する規定の廃止を決議
した株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第46条）。

（ウ）登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6万円（資本金の額が1億円以下の会社
については4万円、社外取締役及び社外監査役の登記の抹消を要しない会社
については3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ）。

第4 計算等

1 計算書類の公告

株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）の公
告義務を負い、公告方法を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする
会社は、その公告に代えて、その内容である情報を電磁的方法により開示する措置
をとることができる（会社法第440条第1項、第3項）が、これらの規律は、証
券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定により有価証券報告書
を内閣総理大臣に提出しなければならない会社については適用しないとされた（会
社法第440条第4項）。

有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社がする会社法第9
11条第3項第27号に掲げる事項（具体的には、ウェブページのアドレス）の廃
止による変更の登記について、当該会社に該当することを証する書面の添付は要し
ない。

2 資本金の額

（1）設立又は株式の発行の際の資本金の額

ア 設立時の資本金の額

設立時の資本金の額は、原則として株主となる者が払込み又は給付をした財
産の額（以下アにおいて「資本金等限度額」という。）であるが、その2分の

1 を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金とすることができる（会社法第 445 条第 1 項から第 3 項まで）。

資本金等限度額については、(7)の額から(イ)の額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とされた（計算規則第 74 条第 1 項）。

(7) 払込み又は給付を受けた財産の額

(イ) 設立に要した費用の額のうち、設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額

イ 株式の発行に際して増加すべき資本金の額

株式の発行に際して増加すべき資本金の額は、原則として株主となる者が払込み又は給付をした財産の額（以下イにおいて「資本金等増加限度額」という。）であるが、その 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上せず、資本準備金とすることができる（会社法第 445 条第 1 項から第 3 項まで）。

資本金等増加限度額については、募集株式を引き受ける者の募集を行う場合、新株予約権の行使があった場合、取得条項付新株予約権の取得と引換えに株式を交付する場合等の区分に応じ、その算定方法が定められ、原則として、払込み又は給付を受けた財産の額に株式発行割合（交付する株式の総数に占める新たに発行する株式の数の割合）を乗ずること等が定められた（計算規則第 36 条から第 43 条まで）。

ウ 組織再編に際して増加すべき資本金の額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して増加すべき資本金の額については、ア及びイにかかわらず、企業結合の会計上の分類（取得、持分の結合、共通支配下の取引等）に応じて定まる会計上の処理に対応して、その算定方法に関する規律が設けられた（会社法第 445 条第 5 項、計算規則第 58 条から第 69 条まで、第 76 条から第 83 条まで）。

具体的には、吸収型再編と新設型再編とを問わず、1 の会社が他の会社を新たに支配することとなる取得の分類に当たる場合（計算規則第 58 条等）には、原則として時価によって資産及び負債を評価し、増加すべき資本金の額の基礎を算出するとされた。他方、当事会社が対等な関係にある持分の結合の分類に当たる場合（計算規則第 61 条等）及び親子会社又は子会社同士の合併等のような共通支配下の取引の分類に当たる場合（計算規則第 59 条等）には、原則として簿価によって資産及び負債を評価し、増加すべき資本金の額の基礎を算出するとされた。

なお、新設合併の場合には、取得の分類に当たるときでも、新設合併を行う会社のうち 1 の会社については簿価によって評価し、その余の会社については時価によって評価するとされた（計算規則第 76 条）。

エ 登記の手續に関する改正

アからウまでによる設立の登記又は資本金の額の増加による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならないとされた（商登法第80条第4号，第81条第4号，第85条第4号，第86条第4号，第89条第4号，第90条第4号，商登規第61条第5項）。

(2) 貸借対照表上の計数の変更による資本金の額の増加

会社の資本金の額は、(1)のほか、準備金（資本準備金に限る。）又は剰余金（その他資本剰余金に係る部分に限る。）の額を減少する場合に限り、増加することができる（計算規則第48条第1項）。

ア 準備金の資本組入れ

(ア) 準備金の資本組入れの手續

a 決議機関

会社は、資本準備金の額を減少して、減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とすることができ、その場合には、取締役会の決議（旧商法第293条ノ3参照）ではなく、株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないとされた（会社法第448条第1項，計算規則第48条第1項第1号）。

(a) 減少する準備金の額

(b) 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額

(c) 準備金の額の減少の効力発生日

ただし、株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときは、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）で足りるとされた（会社法第448条第3項）。

b 債権者保護手續

準備金の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者に対し各別に催告する等の債権者保護手續を行わなければならないとされた（会社法第449条）。

(a) 当該準備金の額の減少の内容

(b) 会社の計算書類に関する事項（最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨が公告されている場合における官報の日付及び頁等。計算規則第180条）

(c) 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

ただし、定時株主総会において準備金の額のみの減少を決議した場合であって、減少する準備金の額が当該定時株主総会の日における欠損の額を超えないときは、債権者保護手続を要しないとされた（会社法第449条第1項ただし書、計算規則第179条）。

(イ) 準備金の資本組入れの登記の手続

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 株主総会の議事録（商登法第46条）。

b (7)のaのただし書の場合にあつては、株主総会の議事録に代えて、次に掲げる書面

(a) 取締役の過半数の一致を証する書面又は取締役会の議事録（商登法第46条第1項、第2項）

(b) 会社法第448条第3項に規定する場合に該当することを証する書面（商登規第61条第7項）

具体的には、代表者の作成に係る証明書（準備金の額の減少と同時にする株式の発行に際して計上する準備金の額を示す等の方法により、当該場合に該当することを確認することができるもの）等がこれに該当する。

c 減少に係る資本準備金の額が計上されていたことを証する書面（商登法第69条）

具体的には、代表者の作成に係る証明書等がこれに該当する。

なお、準備金の額は登記事項ではなく、準備金の額の減少に係る債権者保護手続を行ったことを証する書面の添付は要しない。

イ 剰余金の資本組入れ

(7) 剰余金の資本組入れの手続

会社は、剰余金（その他資本剰余金に係る部分に限る。）の額を減少して、資本金の額を増加することができ、その場合には、株主総会（定時株主総会に限られない。）の普通決議によって、減少する剰余金の額及び資本金の額の増加の効力発生日を定めなければならないとされた（会社法第450条、計算規則第48条第1項第2号）。

剰余金の額の減少には、債権者保護手続を要しない。

(イ) 剰余金の資本組入れの登記の手続

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 株主総会の議事録（商登法第46条）

b 減少に係る剰余金の額が計上されていたことを証する書面（商登法第6

9条)

(3) 資本金の額の減少

ア 資本金の額の減少の手続

(7) 決議機関

a 会社は、資本金の額を減少することができ、その場合には、株主総会の特別決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないとされた（会社法第447条第1項、第309条第2項第9号）。

(a) 減少する資本金の額

(b) 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

(c) 資本金の額の減少の効力発生日

ただし、資本金の額の減少を定時株主総会において決議する場合において、(a)の額が定時株主総会の日（会計監査人設置会社にあつては、取締役会による計算書類の承認があつた日）における欠損の額を超えないときは、その決議要件は、普通決議で足りるとされた（会社法第309条第2項第9号、施行規則第68条）。

b 株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときは、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）で足りるとされた（会社法第447条第3項）。

(イ) 債権者保護手続

資本金の額を減少する場合には、(2)のアのbと同様の債権者保護手続を行わなければならないとされた（会社法第449条）。

イ 資本金の額の減少の登記の手続

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(7) 株主総会の議事録（商登法第46条）

(イ) アの(7)のaのただし書の場合（定時株主総会の普通決議による場合）にあつては、一定の欠損の額が存在することを証する書面（商登規第61条第6項）

具体的には、代表者の作成に係る証明書等がこれに当たる。

(ウ) アの(7)のbの場合にあつては、株主総会の議事録に代えて、取締役の過半数の一致を証する書面又は取締役会の議事録（商登法第46条）

(エ) 債権者保護手続のための公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当

該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないことを証する書面（以下「債権者保護手続関係書面」という。商登法第70条）

なお、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5項）については、登記簿から、減少する資本金の額が効力発生日における資本金の額を超えないこと（会社法第447条第2項）を確認することができるため、添付を要しないものとする。

ウ その他

資本金の額は、会社法第447条の規定による場合に限って減少し、新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合等には減少しないとされ（計算規則第48条）、その場合の登記の回復についても、資本金の額に関する登記は回復しないとされた（商登規第70条）。

3 剰余金の配当等

(1) 剰余金の配当

会社は、純資産額が300万円以上である場合には、株主総会の決議によって何度でも剰余金の配当をすることができ、金銭その他の財産を配当財産とすることができる（会社法第453条、第454条、第458条）。取締役会設置会社は、定款の定めに基づき、1事業年度の途中において1回に限り、取締役会の決議によって金銭の中間配当をすることもできる。

また、会計監査人設置会社（取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であって監査役会設置会社でないものを除く。）においては、定款の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができるとされた（会社法第459条）。

(2) 配当等の制限

会社が株式を取得する一定の行為をする場合において、当該行為等により株主に対して交付する財産（会社の自己株式を除く。）の帳簿価額の総額は、当該行為の効力発生日における分配可能額（剰余金の額等から自己株式の帳簿価額等を減じて得た額）を超えてはならないとされた（会社法第461条等）。

アからウまでのとおり、登記すべき事項につき一定の分配可能額が存在することを要するときは、申請書にその事実を証する書面を添付しなければならないとされた（商登規第61条第6項、第2の6の(2)のアからウまで参照）。

ア 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記（会社法第166条第1項ただし書）

イ 取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記
(会社法第170条第5項)

ウ 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更
の登記(会社法第461条第1項第4号)

第5 解散及び清算

1 解散

(1) 解散の登記に伴う職権抹消

解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならないとされた(商登規第59条, 第72条)。

ア 取締役会設置会社である旨の登記並びに取締役、代表取締役及び社外取締役に
関する登記

イ 特別取締役による議決の定めがある旨の登記及び特別取締役に関する登記

ウ 会計参与設置会社である旨の登記及び会計参与に関する登記

エ 会計監査人設置会社である旨の登記及び会計監査人に関する登記

オ 委員会設置会社である旨の登記並びに委員、執行役及び代表執行役に関する
登記

カ 支配人に関する登記

(2) 休眠会社に関する改正

最後の登記後5年ではなく12年を経過した会社が休眠会社とされ、これにつ
いて、旧商法と同様の手続により解散したものとみなすとされた(会社法第47
2条)。

2 清算

(1) 清算の手続

ア 清算会社の機関

清算会社は、株主総会及び清算人のほか、定款の定めによって、清算人会、
監査役又は監査役会を置くことができ、機関の設置における定款自治の範囲が
拡大したが、解散前の会社におけるその余の機関に関する規律の適用はないと
された(会社法第477条第1項, 第2項, 第6項)。

ただし、一定の機関の設置義務がある場合として、監査役会を置く旨の定款
の定めがある清算会社は、清算人会を置かなければならないとされた(会社法
第477条第3項)。

また、清算開始時に公開会社又は大会社であった清算会社は、監査役を置か
なければならず、これに該当する委員会設置会社であった清算会社は、監査委
員が監査役となるとされた(会社法第477条第4項, 第5項)。

イ 清算人及び代表清算人

(7) 清算会社の代表及び業務執行

清算会社の代表及び業務執行の在り方は、解散前の会社における取締役及び代表取締役についてと同様である（第3の3参照）。

(イ) 員数

清算人は、1人以上で足りるが、清算人会設置会社においては3人以上でなければならないとされた（会社法第478条第6項、第331条第4項）。

(ウ) 清算人の選任

清算人には、旧商法と同様に、次に掲げる者になる（会社法第478条）。

- a 清算開始時の取締役（委員会設置会社であった清算会社にあつては、監査委員以外の取締役）（b及びcに掲げる者がある場合を除く。）
- b 定款で定める者
- c 株主総会の決議によって選任された者
- d 裁判所が選任した者

(エ) 代表清算人の選任

a 清算人会設置会社以外の清算会社

清算人の中から代表清算人を定めないときは、各清算人が代表清算人となる（会社法第483条第1項本文）。

ただし、(ウ)のaにより清算開始時の取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となり（会社法第483条第4項）、また、清算人会設置会社以外の清算会社は、次の方法のいずれかにより、清算人の中から代表清算人を定めることができる（同条第3項）。

(a) 定款

(b) 定款の定めに基づく清算人（裁判所が選任したものを除く。）の互選

(c) 株主総会の決議

なお、(ウ)のdにより裁判所が清算人を選任したときは、裁判所は、清算人の中から代表清算人を定めることができる（会社法第483条第5項）。

b 清算人会設置会社

(ウ)のaにより清算開始時の取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる（会社法第483条第4項）。

清算人会設置会社は、他に代表清算人があるときを除き、清算人会の決議により、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない（会社法第489条第3項）。

なお、裁判所が代表清算人を定めることができることは、aと同様である。

(オ) 任期

清算人については、旧商法と同様に、任期の上限はない。

(カ) 解任

清算人は、旧商法と同様に、裁判所が選任したものを除き、いつでも株主総会の普通決議で解任することができ、重要な事由があるときは、裁判所は、少数株主の申立てにより、清算人を解任することができる（会社法第479条）。

清算人の解任の裁判に対する不服申立てが可能になったことに伴い、解任の裁判があったときのみならず、当該裁判を取り消す裁判が確定したときも、裁判所書記官は、本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならないとされた（会社法第937条第1項第2号ハ、第3号イ、第938条第2項第2号、第3号）。

ウ 清算人会

清算人会の議事録及び清算人会の決議の省略の制度の創設については、取締役会についてと同様である（会社法第490条第5項、第369条第3項、施行規則第143条、第3の4参照）。

エ 監査役及び監査役会

清算会社の監査役及び監査役会については、一定の場合に機関の設置義務があること（ア参照）を除き、解散前の会社と変わらないが、任期の上限に関する規律が廃止された（会社法第480条第2項）。

また、解散前の会社と同様に、監査役の任期は、次に掲げる定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力発生時に満了するが、発行する株式の全部の内容として譲渡制限の定めを廃止する定款の変更をしても満了しないとされた（会社法第480条第1項）。

(ア) 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更（ただし、清算開始時に公開会社又は大会社であった清算会社は、監査役を置く旨の定款の定めを廃止することができない。会社法第477条第4項参照）

(イ) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

オ 清算会社についての適用除外等

清算会社は、次に掲げる行為等を行うことができないとされた（会社法第509条、第474条）。

(ア) 自己の株式の取得（無償で取得する場合その他施行規則第151条で定め

る場合を除く。)

- (イ) 資本金の額その他の貸借対照表上の計数の変更
- (ウ) 剰余金の配当
- (エ) 吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社となること。
- (オ) 株式交換及び株式移転

(2) 清算の登記の手続

ア 登記すべき事項

清算開始時の取締役が清算人となったときは解散の日から2週間以内に、清算人が選任されたときは就任の日から2週間以内に、本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならないとされた(会社法第928条第1項、第3項、第4項)。

(7) 清算人の氏名

(イ) 代表清算人の氏名及び住所

(ウ) 清算会社が清算人会設置会社であるときは、その旨

イ 清算人会設置会社以外の清算会社の清算人に関する登記の手続

(7) 清算人及び代表清算人の登記

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 定款(商登法第73条第1項)

b 清算人の選任を証する書面

定款によって定めたときは定款(商登規第61条第1項)を、株主総会の決議によって選任したときはその議事録(商登法第46条)を、裁判所が選任したときは裁判所の選任決定書等(商登法第73条第3項)を添付しなければならない。

c 清算人の中から代表清算人を定めたときは、その選定を証する書面

定款によって定めたときは定款(商登規第61条第1項)を、定款の定めに基づく清算人の互選によって定めたときは定款及びその互選を証する書面(同項、商登法第46条第1項)を、株主総会の決議によって定めたときはその議事録(同条第2項)を、裁判所が定めたときは裁判所の選任決定書等(商登法第73条第3項)を添付しなければならない。

d 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

定款又は株主総会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を、清算人(裁判所が選任したものを除く。)の中から代表清算人を定めたとき((1)のイの(エ)のa参照)は代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない(商登法第73条第2項)。

(イ) 清算人又は代表清算人の就任による変更の登記

登記の申請書には、(7)のbからdまでの書面を添付しなければならない。

(ウ) 清算人又は代表清算人の退任による変更の登記

登記の申請書には、退任の事由を証する書面を添付しなければならない(商登法第74条第2項)。

ウ 清算人会設置会社の清算人に関する登記の手続

(7) 清算人、代表清算人及び清算人会設置会社である旨の登記

a 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款(商登法第73条第1項)

(b) 清算人の選任を証する書面

清算人会設置会社以外の会社についてと同様である(イの(7)のb参照)。

(c) 代表清算人の選定を証する書面

清算人会が選定したときはその議事録(商登法第46条)を、裁判所が定めたときは裁判所の選任決定書等(商登法第73条第3項)を添付しなければならない。

(d) 清算人及び代表清算人が就任を承諾したことを証する書面

定款又は株主総会の決議によって清算人を選任したときは清算人の就任承諾書を、清算人会の決議によって代表清算人を選定したときは代表清算人の就任承諾書を添付しなければならない(商登法第73条第2項)。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9000円である(登税法別表第一第19号(四)イ)。

(イ) 清算人及び代表清算人の就任又は退任による変更の登記

清算人会設置会社における清算人及び代表清算人の就任又は退任による変更の登記の添付書面等は、改正前と同様である。

(ウ) 清算人会設置会社の定めの設定又は廃止による変更の登記

a 添付書面

登記の申請書には、清算人会設置会社の定めの設定又は廃止を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法第46条)。

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき6000円である(登税法別表第一第19号(四)ニ)。

エ その他

清算会社の監査役の登記（監査役設置会社の定めの登記を含む。）及び監査役会設置会社の定めの登記（社外監査役の登記を含む。）は、解散前の会社についてと同様である（第3の7及び8参照）。

3 清算の終了

清算事務が終了したときは、清算人は、旧商法と同様に、決算報告を作成し、これを株主総会に提出し、その承認を受けなければならない（会社法第507条）。

清算終了の登記の申請書には、決算報告の承認をした株主総会の議事録を添付しなければならないが、清算人会の議事録の添付は要しない（商登法第75条）。

第3部 有限会社

第1 旧有限会社の存続

整備法による有法の廃止後も、整備法の施行の際現に存する有限会社（以下「旧有限会社」という。）は、特段の手続を経ることなく、会社法の規定による株式会社として存続するとされた（整備法第2条第1項）。

これに伴い、旧有限会社の定款、社員、持分及び出資1口を存続する株式会社の定款、株主、株式及び1株とみなすとされ、旧有限会社の資本の総額を出資1口の金額で除して得た数を当該株式会社の発行可能株式総数及び発行済株式の総数とするとされた（整備法第2条第2項、第3項）。また、旧有限会社の定款における資本の総額、出資1口の金額、社員の氏名及び住所並びに各社員の出資の口数の記載は、存続する株式会社の定款に記載がないものとみなすとされ、旧有限会社について、資本確定の原則に代えて、授權資本制度を採用することが明らかにされた（整備法第5条第1項）。

なお、旧有限会社の設立（新設合併及び新設分割を含む。）について施行日前に行った手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う（整備法第4条、第8部の第2の3の(1)参照）ため、施行日以後に、新たに有限会社が設立されることはない。

第2 株式会社に関する会社法の規定の特則

1 特例有限会社についての特則

第1により存続する株式会社でその商号中に有限会社という文字を用いるもの（以下「特例有限会社」という。整備法第3条第2項）については、株式会社に関する会社法の規定の適用があるが、次の特則が定められ、これらについては、改正前の有限会社と同様の取扱いをすることが可能とされた。

(1) 商号

特例有限会社は、その商号中に有限会社という文字を用いなければならないとされた（整備法第3条第1項、有法第3条第1項参照）。

(2) 株式の譲渡制限の定め

特例有限会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として、次に掲げる

定めがあるものとみなし、これと異なる内容の定めを設ける定款の変更をすることができないとされた（整備法第9条，有法第19条第1項，第2項参照）。

ア 株式を譲渡により取得することについて当該特例有限会社の承認を要する旨

イ 当該特例有限会社の株主が株式を譲渡により取得する場合には，当該特例有限会社が承認をしたものとみなす旨

(3) 機関

ア 株主総会の特別決議の決議要件

特例有限会社の株主総会の特別決議について，株式会社の場合よりも決議要件が加重され，総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）であって，当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもってするとされた（整備法第14条第3項，有法第48条第1項参照）。

イ 株主総会以外の機関

特例有限会社は，1人以上の取締役を置かなければならないほか，定款の定めにより監査役を置くことができるとされ，取締役会，会計参与，監査役会，会計監査人又は委員会を置くことはできないとされた（整備法第17条，有法第25条，第33条第1項参照）。

ウ 取締役及び監査役の任期等

特例有限会社の取締役及び監査役の任期について，上限はないとされた（整備法第18条，有法第32条，第34条参照）。

(4) 計算書類の公告義務

特例有限会社は，貸借対照表の公告を要しないとされた（整備法第28条，有法第46条参照）。

(5) 解散及び清算

ア 休眠会社のみなし解散

特例有限会社については，休眠会社のみなし解散に関する規定は適用しないとされた（整備法第32条，有法第7章参照）。

イ 清算株式会社である特例有限会社の株主総会以外の機関

特例有限会社が清算会社となった場合には，1人以上の清算人を置かなければならないほか，定款の定めにより監査役を置くことができるとされ，清算人会又は監査役会を置くことはできないとされた（整備法第33条第1項，有法第75条第2項参照）。

ウ 特別清算

特例有限会社については，特別清算に関する規定は適用しないとされた（整備法第35条）。

(6) 組織再編

ア 合併及び会社分割

特例有限会社は、有限会社を設立することとなる新設合併又は新設分割をすることができない（整備法第4条参照）。

また、特例有限会社は、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社となることができないとされた（整備法第37条）。

イ 株式交換及び株式移転

特例有限会社については、株式交換及び株式移転に関する規定は適用しないとされた（整備法第38条）。

2 特例有限会社の登記の手続についての特則

(1) 特例有限会社の本店の所在地において登記すべき事項のうち、株式会社の設立の登記の登記すべき事項に相当するものは、次のとおりとされた（会社法第911条第3項、整備法第43条第1項）。取締役、代表取締役及び監査役に関する登記については、改正前の有限会社と同様であり、監査役設置会社の登記をすることは要しない。

ア 目的

イ 商号

ウ 本店及び支店の所在場所

エ 存続期間又は解散についての定款の定めがあるときは、その定め

オ 資本金の額

カ 発行可能株式総数

キ 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

ク 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数

ケ 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

コ 株券発行会社であるときは、その旨

サ 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

シ 新株予約権を発行したときは、新株予約権の数等（第2部の第1の2の(2)のアの(シ)参照）

ス 取締役の氏名及び住所

セ 代表取締役の氏名（特例有限会社を代表しない取締役がある場合に限る。）

ソ 監査役を置いたときは、監査役の氏名及び住所

タ 取締役又は監査役の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

チ 社外取締役又は社外監査役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

ツ チの定款の定めが社外取締役に関するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

テ チの定款の定めが社外監査役に関するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨

ト 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

ナ 電子公告を公告方法とするときは、ウェブページのアドレス等（第2部の第1の2の(2)のアの(ハ)参照）

ニ トの定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨

(2) 特例有限会社の本店の所在地における登記すべき事項のうち(1)以外のもの(会社法第916条から第918条まで、第920条、第926条、第927条、第929条等)は、株式会社の登記と同様であるが、合併及び会社分割の登記はすることができない場合（1の(6)のア参照）があり、株式交換及び株式移転の登記はすることができない。

また、清算人の登記において登記すべき事項は、改正前の有限会社と同様に、清算人の氏名及び住所並びに代表清算人の氏名（特例有限会社を代表しない清算人がある場合に限る。）とされ（整備法第43条第2項）、清算人会設置会社である旨の登記はすることができない。

第3 商号変更による通常の株式会社への移行

1 移行の手續

特例有限会社は、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができ、当該定款の変更の効力は、移行の登記によって生ずるとされた（整備法第45条）。

2 移行の登記の手續

(1) 登記期間等

特例有限会社が1の定款の変更をする株主総会の決議をしたときは、本店の所在地においては2週間以内に、支店の所在地においては3週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、商号の変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない（整備法第46条）。

これらの登記の申請は、組織変更による解散及び設立の登記と同様に、同時にしなければならない、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（整備法第136条第21項、第23項）。

(2) 商号の変更後の株式会社についてする設立の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、株式会社の設立の登記（第2部の第1の2の(2)参照）と同一の事項のほか、会社成立の年月日、特例有限会社の商号並びに商号を変

更した旨及びその年月日である（整備法第136条第19項）。

ただし、1の定款の変更と同時に、資本金の額の増加その他の登記事項の変更が生じた場合において、移行による設立の登記の申請書に当該変更後の登記事項が記載されたときは、組織変更による設立の登記と同様に、これを受理して差し支えない。

なお、移行による設立の登記においては、登記官は、職権で、すべての取締役及び監査役につきその就任年月日を記録するものとする。特例有限会社の取締役又は監査役が商号の変更の時に退任しない場合には、その就任年月日（会社成立時から在任する取締役又は監査役にあつては、会社成立の年月日）を移記し、取締役又は監査役が商号の変更の時に就任した場合には、商号の変更の年月日を記録しなければならない。

イ 添付書面

本店の所在地における移行による設立の登記の申請書には、1の定款の変更に係る株主総会の議事録及び商号の変更後の株式会社の定款（アのただし書の場合にあつては、当該変更に係る添付書面を含む。）を添付しなければならない（商登法第46条、整備法第136条第20項）。

ウ 登録免許税額

移行による設立の登記の登録免許税額は、組織変更による設立の登記と同様に、申請1件につき、本店の所在地においては資本金の額の1000分の1.5（商号変更の直前における資本金の額を超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7）、支店の所在地においては9000円である（登税法第17条の3、別表第一第19号（一）ホ、（二）イ）。

(3) 特例有限会社についてする解散の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日であり、この登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならないとされた（商登法第71条第1項、改正省令第4条第3項）。

イ 添付書面

添付書面を要しないとされた（整備法第136条第22項）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、組織変更による解散の登記と同様に、申請1件につき、本店の所在地においては3万円、支店の所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ、（二）イ）。

第4部 持分会社

第1 合同会社の制度の創設

社員間の人的信頼関係を基礎とする会社類型として、合名会社及び合資会社に加え、有限責任社員のみで構成される合同会社の制度が創設された。

合名会社、合資会社及び合同会社は、持分会社と総称され、基本的に同一の規定の適用がある（会社法第3編）。

第2 設立

1 設立の手續

(1) 定款の絶対的記載事項

定款には、目的、商号、本店の所在地、社員の氏名又は名称及び住所、社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準を記載しなければならないとされ、支店の所在地の記載を要しないとされた（会社法第576条第1項）。

(2) 社員の員数

合名会社及び合同会社は、社員を1人として設立することができるとされた（会社法第641条第4号参照）。

合資会社は、無限責任社員及び有限責任社員の存在が必要であり、社員を1人として設立することはできない（会社法第576条第3項参照）。

(3) 社員になることができる者

法人は、有限責任社員のみならず、無限責任社員にもなることができ、法人が業務執行社員であるときは、当該法人は、当該業務執行社員の職務を行うべき者（以下「職務執行者」という。）を選任しなければならないとされた（会社法第576条第1項第4号、第598条）。

会社以外の法人が持分会社の社員となるには、当該法人の目的の範囲内の行為である必要があるが、目的の範囲外であることが明らかな場合を除き、当該設立の登記を受理して差し支えない。なお、信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条）、信用金庫（信用金庫法（昭和26年法律第238号）第89条第1項）、労働金庫（労働金庫法（昭和28年法律第227号）第94条第1項）、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第12条の3）、保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第100条の4）等は、持分会社の無限責任社員又は業務執行社員になることができないとされた。

(4) 代表社員の選任等

社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行し、持分会社を代表する（会社法第590条、第599条第1項）が、持分会社は、定款又は定款の定めに基づく社員の互選によって、業務執行社員の中から代表社員を定めることができるとされた（同条第3項）。

したがって、有限責任社員も、代表社員又は業務執行社員になることができ（旧商法第156条参照）、代表社員の選任には、必ずしも総社員の同意を要しない（旧商法第76条ただし書参照）。

(5) 合同会社における設立の手續

合同会社を設立するには、社員になろうとする者は、定款の作成後、設立の登記をする時まで、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならないとされた（会社法第578条）。

なお、合同会社の設立時の資本金の額は、原則として、社員になろうとする者が履行した出資により払込み又は給付がされた財産の額の範囲内で、社員になろうとする者が定めた額（零以上の額に限る。）とされた（計算規則第75条第1項）。

2 設立の登記の手續

(1) 登記申請人

設立の登記を申請すべき会社を代表すべき社員が法人である場合には、登記の申請書には、職務執行者の氏名及び住所をも記載し、職務執行者又は代理人が記名押印しなければならないとされた（商登法第17条第2項）。

(2) 登記すべき事項

持分会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる区分に応じ、次の事項を登記してしなければならないとされた。

ア 合名会社（会社法第912条）

(ア) 目的

(イ) 商号

(ウ) 本店及び支店の所在場所

(エ) 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

(オ) 社員の氏名又は名称及び住所

登記記録における無限責任社員の資格については、旧商法と同様に、「社員」とすれば足りる。

(カ) 代表社員の氏名又は名称（会社を代表しない社員がある場合に限る。）

(キ) 代表社員が法人であるときは、当該社員の職務執行者の氏名及び住所

(ク) 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

(ケ) 電子公告を公告方法とするときは、ウェブページのアドレス等（株式会社の登記すべき事項に関する第2部の第1の2の(2)のアの(ハ)と同様）

(コ) (ク)の定款の定めがないときは、官報により掲載する方法を公告方法とする旨

イ 合資会社（会社法第913条）

(ア) 合名会社の登記すべき事項と同一の事項

(イ) 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれであるかの別

(ウ) 有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額

ウ 合同会社（会社法第914条）

(ア) 合名会社の登記すべき事項と同一の事項（アの(オ)及び(カ)を除く。）

(イ) 資本金の額

(ウ) 業務執行社員の氏名又は名称

(エ) 代表社員の氏名又は名称及び住所

なお、支店の所在地においては、本店の所在地における設立の登記をした日から2週間以内に登記をしなければならず、その登記すべき事項が支店登記事項に限られることは、株式会社についてと同様である（会社法第930条、第2部の第1の2の(2)のイ参照）。

(3) 添付書面

登記の申請書には、次に掲げる区分に応じ、次の書面を添付しなければならない。

ア 合名会社（商登法第93条、第94条）

(ア) 定款

(イ) 定款の定めに基づく社員の互選によって代表社員を定めたときは、その互選を証する書面及び代表社員の就任承諾書

(ウ) 代表社員が法人であるときは、次に掲げる書面

a 当該法人の登記事項証明書

b 当該法人の職務執行者の選任に関する書面

当該法人の業務執行の決定機関において選任したことを証する議事録等を添付しなければならない。具体的には、次のとおりである。

(a) 当該法人が株式会社である場合には、取締役が選任したことを証する書面（取締役会設置会社にあつては取締役会の議事録、委員会設置会社にあつては執行役が選任したことを証する書面。会社法第348条第1項、第2項、第362条第4項第3号、第418条）

(b) 当該法人が持分会社である場合には、社員が選任したことを証する書面（会社法第590条第1項、第2項、第591条第2項）

(c) 当該法人が学校法人その他の理事会が法定されている法人である場合には、理事会の議事録（私立学校法（昭和24年法律第270号）第36条第2項）

(d) 当該法人が民法法人その他の理事会が法定されていない法人である場合には、理事の過半数をもって選任したことを証する書面（民法（明治

29年法律第89号)第52条第2項)

c 当該法人の職務執行者が就任を承諾したことを証する書面

(e) 代表社員以外の社員が法人であるときは、(ウ)のaの書面

イ 合資会社

(ア) 合名会社についての添付書面と同様の書面(商登法第111条,第93条,第94条)

(イ) 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面(代表社員の作成に係る出資金領収書,財産の引継書等。商登法第110条)

ウ 合同会社

(ア) 合名会社についての添付書面と同様の書面(商登法第118条,第93条,第94条)

(イ) 出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面(商登法第117条)
具体的には、金銭の払込みについては、株式会社の発起設立の場合に添付すべき払込みがあったことを証する書面(第2部の第1の2の(3)のオ参照)等が、金銭以外の財産の給付については、財産の引継書等がこれに当たる。

(ウ) 設立時の資本金の額につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面(商登法第118条,第93条)

(エ) 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面(商登規第92条,第61条第5項)

(4) 登録免許税額

合名会社及び合資会社の設立の登記の登録免許税額は、改正前と同様に、申請1件につき、本店の所在地においては6万円、支店の所在地においては9000円である(登税法別表第一第19号(一)ロ、(二)イ)。

合同会社の設立の登記の登録免許税額は、申請1件につき、本店の所在地においては資本金の額の1000分の7(これによって計算した税額が6万円に満たないときは、6万円)、支店の所在地においては9000円である(登税法別表第一第19号(一)ハ、(二)イ)。

(5) 職務執行者による印鑑の提出

代表社員が法人である場合には、当該社員の職務執行者が登記所に印鑑を提出することとなる(商登法第20条,第17条第2項)が、その場合の取扱いにつき、次のとおりとされた。

ア 印鑑届出事項

印鑑届出事項は、持分会社の商号及び本店のほか、当該代表社員の資格、商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該職務執行者の氏名及び出生の年月日とされた(商登規第9条第1項第4号)。

イ 添付書面

代表社員の職務執行者が当該法人の代表者であるときは、登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面及び印鑑届書に押印した印鑑につき登記所の作成した印鑑証明書でいずれも作成後3か月以内のものを添付しなければならないとされた（商登規第9条第5項第4号）。

代表社員の職務執行者が当該法人の代表者でないときは、当該法人の代表者が職務執行者の印鑑に相違ないことを保証した書面（登記所に提出した当該法人の代表者の印鑑の押印を要する。）及び当該印鑑につき登記所の作成した証明書で作成後3か月以内のものを添付しなければならないとされた（商登規第9条第5項第5号）。

ただし、印鑑届書の提出を受ける登記所の管轄区域内に代表社員である法人の本店又は主たる事務所があるときは、代表者の資格証明書及び印鑑証明書の添付は要しないとされた（商登規第9条第5項ただし書）。

第3 社員の加入及び退社

1 社員の加入及び退社の手続

(1) 社員の加入

ア 新たな出資による場合

新たな出資による社員の加入は、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く。）によって当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる（会社法第604条第2項、第637条）。ただし、合同会社にあつては、新たに社員となろうとする者が定款の変更をした時に出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、社員となるとされた（会社法第604条第3項）。

社員が出資の履行をした場合には、持分会社の資本金の額は、原則として、当該出資により払込み又は給付がされた財産の額の範囲内で、持分会社が計上するものと定めた額が増加するとされた（計算規則第53条第1項第1号）。

イ 持分の譲受けによる場合

定款に別段の定めがない限り、社員の持分の譲渡については他の社員の全員の承諾が必要であるが、業務を執行しない有限責任社員の持分の譲渡（定款の変更を要する場合を含む。）については業務執行社員の全員の承諾で足りるとされた（会社法第585条）。

したがって、持分の譲受けによる社員の加入は、定款に別段の定めがない限り、総社員の同意によって当該社員に係る定款の変更をし、又は業務執行社員の全員の同意によって業務を執行しない有限責任社員の持分の譲受けに係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる（会社法第585条、第604条第2

項、第637条)。

(2) 社員の退社

旧商法と同様の退社事由が定められたほか、法人である社員は、合併による消滅又は解散によっても退社するとされた(会社法第606条、第607条第1項、第609条第1項、第642条第2項、第845条)。

なお、退社した社員は、その一般承継人が社員となった場合を除き、その持分の払戻しを受けることができる(会社法第611条第1項)。合同会社は、会社法第627条の債権者保護手続(会社法第635条第1項の場合には、同条の手続を含む。)を行って資本金の額を減少することができ、その場合には、資本金の額は、当該退社した社員の出資につき資本金の額に計上されていた額が減少するとされた(計算規則第53条第2項第1号)。

2 社員に関する登記の手続

(1) 社員(合同会社にあつては、業務執行社員。以下2において同じ。)の加入による変更の登記

ア 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(商登法第96条第1項、第111条、第118条)。

(ア) 新たな出資による場合

a 当該事実を証する書面

定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面等がこれに当たる。

b 法人である社員の加入にあつては、代表社員か否かの区分に応じ、第2の2の(3)のアの(ウ)又は(エ)の書面(以下「法人社員関係書面」という。)

c 合同会社にあつては、次に掲げる書面

(a) 出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面(商登法第119条)

(b) 資本金の額が増加したときは、増加すべき資本金の額につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面(商登法第118条、第93条)並びに資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面(商登規第92条、第61条第5項)

(イ) 持分の譲受けによる場合

a 当該事実を証する書面

持分の譲渡契約書及び定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面等がこれに当たる。

なお、業務を執行しない有限責任社員の持分の譲受けによる場合には、

持分の譲渡契約書のほか、譲渡された持分が業務を執行しない社員に係るものであることを証する書面（変更前の定款等）及び業務執行社員の全員の同意があったことを証する書面等を添付しなければならない。

ｂ 法人である社員の加入にあっては、法人社員関係書面

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請１件につき３万円（合名会社、合資会社及び資本金の額が１億円以下の合同会社については１万円（昭和４２年７月２２日付け法務省民事甲第２１２１号当職通達参照）とし、出資の履行により合同会社の資本金の額が増加した場合にあっては、更に、これに係る登録免許税額を加算した額）である（登税法別表第一第１９号（一）カ、ニ）。

(2) 法人である社員の商号又は本店の変更の登記

ア 添付書面

登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない（商登法第９６条第２項、第１１１条、第１１８条）。

イ 登録免許税額

登録免許税額は、申請１件につき３万円（合名会社、合資会社及び資本金の額が１億円以下の合同会社については、１万円）である（登税法別表第一第１９号（一）カ）。

(3) 代表社員の職務執行者の変更の登記

ア 添付書面

代表社員の職務執行者の就任による変更の登記の申請書には第２の２の(3)のアの(ウ)の書面を、退任による変更の登記の申請書には退任を証する書面を添付しなければならない（商登法第９７条、第１１１条、第１１８条）。

イ 登録免許税額

登録免許税額は、(2)と同様である。

(4) 社員の退社による変更の登記

ア 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 退社の事実を証する書面（商登法第９６条第１項、第１１１条、第１１８条）

(イ) 合同会社において資本金の額を減少した場合にあっては、次に掲げる書面

ａ 資本金の額の減少につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面（商登法第１１８条、第９３条）

ｂ 債権者保護手続関係書面（商登法第１２０条）

ｃ 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証す

る書面（商登規第92条，第61条第5項）

イ 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき3万円（合名会社，合資会社及び資本金の額が1億円以下の合同会社については1万円とし，合同会社の資本金の額が減少した場合にあっては，更に3万円を加算した額）である（登税法別表第一第19号（一）カ，ネ）。

第4 計算等

1 合同会社の設立時の資本金の額

設立時の出資の履行の手續及び資本金の額は，第2の1の(5)のとおりである。

2 合同会社の資本金の額の増加

(1) 合同会社の資本金の額は，次の場合に増加するとされた。

ア 社員が出資の履行をした場合（計算規則第53条第1項第1号）

(ア) 社員の新たな出資による加入

この場合の手續及び増加すべき資本金の額は，第3の1の(1)のアのとおりである。

(イ) 社員の出資の価額の増加

合同会社は，総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く。）によって，社員の出資の価額を増加する旨の定款の変更をすることができ，その効力は，当該社員が当該増加した出資に係る払込み又は給付を完了した時に生ずる（会社法第576条第1項第6号，第604条第3項参照）。

社員が出資の履行をした場合には，(ア)と同様に，合同会社の資本金の額は，当該出資により払込み又は給付がされた財産の額の範囲内で，会社が計上するものと定めた額が増加するとされた（計算規則第53条第1項第1号）。

イ 会社が社員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合（計算規則第53条第1項第2号）

ウ 会社が資本剰余金の額の全部又は一部を資本金の額とするものと定めた場合（計算規則第53条第1項第3号）

(2) 資本金の額の増加による変更の登記

ア (1)のアの(ア)の場合

(ア) 業務執行社員の新たな出資による加入に伴う資本金の額の増加の登記の手續は，第3の2の(1)のとおりである。

(イ) 業務執行社員以外の社員の新たな出資による加入に伴う資本金の額の増加の登記の手續は，次のとおりである。

a 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- (a) 加入の事実を証する書面（商登法第118条、第96条第1項）
- (b) 出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面（商登法第119条）
- (c) 増加すべき資本金の額につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面（商登法第118条、第93条）
- (d) 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条、第61条第5項）

b 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき増加した資本金の額の1000分の7（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ニ）。

イ (1)のアの(i)の場合

社員の出資の価額の増加による資本金の額の増加の登記の手続は、加入の事実を証する書面の代わりに、出資の価額を増加した定款の変更に係る総社員の同意があったことを証する書面（商登法第118条、第93条）を添付しなければならないほかは、アの(i)と同様である。

ウ (1)のイ又はウの場合

これらの場合における資本金の額の増加の登記の手続は、次のとおりである。

(7) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- a (1)のイ又はウの決定につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面（商登法第118条、第93条）。
- b 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条、第61条第5項）

(i) 登録免許税額

登録免許税額は、アの(i)と同様である。

3 合同会社の資本金の額の減少

- (1) 合同会社の資本金の額は、次の場合（会社法第627条の債権者保護手続を行った場合に限る。）に減少するとされた。

ア 退社する社員に対して持分の払戻しをする場合（計算規則第53条第2項第1号）

この場合の手続及び減少すべき資本金の額は、第3の1の(2)のとおりである。

イ 社員に対して出資の払戻しをする場合（計算規則第53条第2項第2号）

合同会社は、出資の払戻しのために資本金の額を減少することができ、その場合には、減少する資本金の額は、出資払戻額（出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額）から剰余金額を控除して得た額を超えてはならないとされた（会社法第626条、計算規則第192条）。

ウ 損失のてん補に充てる場合（計算規則第53条第2項第5号）

合同会社は、損失のてん補のために資本金の額を減少することができ、その場合には、減少する資本金の額は、損失の額として計算規則第190条の規定により算定される額を超えることができないとされた（会社法第620条）。

(2) 資本金の額の減少による変更の登記

ア (1)のアの場合

業務執行社員の退社による登記の手続は、第3の2の(4)のとおりである。

業務執行社員以外の社員の退社による資本金の額の減少の登記の手続も、同様である。

イ (1)のイ又はウの場合

これらの場合における資本金の額の減少の登記の手続は、次のとおりである。

(ア) 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

a 資本金の額の減少につき業務執行社員の過半数の一致があったことを証する書面（商登法第118条、第93条）

b 債権者保護手続関係書面（商登法第120条）

c 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条、第61条第5項）

(イ) 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ネ）。

第5 持分会社の種類の変更

1 種類の変更の手続

持分会社は、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合を除く。）によって、無限責任社員若しくは有限責任社員を加入させ、又はその社員の全部若しくは一部を無限責任社員若しくは有限責任社員とする旨の定款の変更をすることにより、他の種類の持分会社となるとされた（会社法第637条、第638条）。ただし、種類の変更により合同会社になる場合において、社員が出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、その効力を生ずるとされた（会社法第640条第1項）。

合資会社の無限責任社員又は有限責任社員の全部が退社した場合には、当該合資

会社は、解散せず（旧商法第162条第1項参照）、他の種類の持分会社となる定款の変更をしたものとみなすとされた（会社法第639条）。

2 種類の変更の登記の手續

(1) 登記期間等

持分会社が他の種類の持分会社となったときは、定款の変更の効力が生じた日から、本店の所在地においては2週間以内に、支店の所在地においては3週間以内に、種類の変更前の持分会社については解散の登記をし、種類の変更後の持分会社については設立の登記をしなければならない（会社法第919条、第932条）。

これらの登記の申請は、同時にしなければならず、いずれかにつき却下事由があるときは、共に却下しなければならない（商登法第106条、第113条、第122条）。

(2) 種類の変更後の持分会社についてする設立の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は、一般の設立の登記（第2の2の(2)参照）と同一の事項のほか、会社成立の年月日、種類の変更前の持分会社の商号並びに持分会社の種類を変更した旨及びその年月日である（商登法第104条、第113条、第122条）。

イ 添付書面

本店の所在地における設立の登記の申請書には、総社員の同意があったことを証する書面（商登法第93条、第111条、第118条）のほか、次に掲げる区分に応じ、次の書面を添付しなければならない。

(ア) 合名会社になる種類の変更の場合

定款（種類の変更後のもの。商登法第113条第1項、第122条第1項）

(イ) 合資会社になる種類の変更の場合

a 定款（種類の変更後のもの。商登法第105条第1項第1号、第122条第2項第1号）

b 有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面（商登法第105条第1項第2号、第122条第2項第2号）

c 合名会社が有限責任社員を加入させ、又は合同会社が無限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面（法人である社員の加入の場合にあっては、法人社員関係書面を含む。商登法第105条第1項第3号、第122条第2項第3号）

(ウ) 合同会社になる種類の変更

a 定款（種類の変更後のもの。商登法第105条第2項第1号、第113

条第2項第1号)

- b 会社法第640条第1項の規定による出資に係る払込み及び給付が完了したことを証する書面（商登法第105条第2項第2号，第113条第2項第2号）

合資会社の無限責任社員の全員の退社によって会社法第639条第2項の規定により合資会社が合同会社となった場合には，この書面の添付は要しない（商登法第113条第2項第2号）。

- c 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条，第61条第5項）

ウ 登録免許税額

種類の変更後の持分会社の設立の登記の登録免許税額は，本店の所在地においては，次に掲げる区分に応じ，申請1件につき，次のとおりである。

(7) 合名会社又は合資会社 6万円（登税法別表第一第19号（一）ロ）

(4) 合同会社 資本金の額の1000分の1.5（種類の変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については，1000分の7。ただし，これによって計算した税額が3万円に満たないときは，3万円。登税法別表第一第19号（一）ホ）

支店の所在地における設立の登記の登録免許税額は，申請1件につき9000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

(3) 種類の変更前の持分会社についてする解散の登記

ア 登記すべき事項

登記すべき事項は，解散の旨並びにその事由及び年月日であり，この登記をしたときは，その登記記録を閉鎖しなければならないとされた（商登法第71条第1項，商登規第89条，第80条第1項第3号）。

イ 添付書面

添付書面を要しないとされた（商登法第106条第2項，第113条，第122条）。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は，申請1件につき，本店の所在地においては3万円，支店の所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ，（二）イ）。

第6 解散及び清算

1 解散

(1) 持分会社の解散事由

持分会社は，社員が1人になっても解散せず（第2の1の(2)参照），社員が欠

けたときは解散するとされた（会社法第641条第4号）。

(2) 解散の登記等に伴う職権抹消

合名会社及び合資会社につき清算人の登記をしたときは、改正前と同様に、登記官は、職権で、代表社員に関する登記を抹消しなければならない（商登規第86条第1項）。

合同会社につき解散の登記をしたときは、登記官は、職権で、業務執行社員及び代表社員に関する登記を抹消しなければならないとされた（商登規第91条第1項）。

2 清算

(1) 清算の手續に関する改正

ア 清算人になることができる者

法人は清算人になることができ、その場合には、当該法人は、当該清算人の職務執行者を選任しなければならないとされた（会社法第654条第1項）。

イ 代表清算人の選任

持分会社の清算人となる者については、旧商法と同様であるが、清算会社は、定款又は定款の定めに基づく清算人の互選によって、清算人の中から代表清算人を定めることができるとされた（会社法第647条、第655条第3項）。

したがって、代表清算人の選任には、必ずしも総社員の同意を要しない（旧商法第129条第1項、第76条ただし書参照）。

ウ 清算会社についての適用除外等

清算会社は、次に掲げる行為等を行うことができないとされた（会社法第674条、第643条）。

(ア) 社員の加入

(イ) 会社法第606条、第607条第1項（死亡及び合併を除く。）又は第609条の規定による社員の退社

(ウ) 損失補てんのための資本金の額の減少

(エ) 出資の払戻し

(オ) 会社法第638条第1項第3号又は第2項第2号の規定による合同会社になる種類の変更

(カ) 吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社になること。

エ 合同会社における清算の手續

合同会社の清算は、合名会社及び合資会社と異なり、清算人による法定清算の手續によらなければならない、定款又は総社員の同意により財産の処分の方法を定める任意清算の手續によることはできないとされた（会社法第668条）。

(2) 清算の登記の手續に関する改正

ア 登記すべき事項

清算開始時の業務執行社員が清算人となったときは解散の日から2週間以内に、清算人が選任されたときは就任の日から2週間以内に、本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならないとされた（会社法第928条第2項から第4項まで）。

(7) 清算人の氏名又は名称及び住所

(イ) 代表清算人の氏名又は名称（清算会社を代表しない清算人がある場合に限る。）

(ウ) 代表清算人が法人であるときは、当該清算人の職務執行者の氏名及び住所

イ 清算人の登記

清算人の登記の申請書に添付すべき書面については、基本的に改正前と同様である（商登法第99条第1項、第111条、第118条）が、清算人が法人である場合について、次に掲げる区分に応じ、次の書面も添付しなければならないとされた。

(7) 清算開始時の業務執行社員である法人が清算人となった場合には、清算会社を代表する法人についての次に掲げる書面（商登法第99条第2項等、第2の2の(3)参照）

a 当該法人の登記事項証明書

b 当該法人の職務執行者の選任に関する書面

c 当該法人の職務執行者が就任を承諾したことを証する書面

(イ) 定款で定める法人が清算人となった場合には、次に掲げる書面（商登法第99条第3項等）

a 清算会社を代表する法人については、(7)の書面

b 清算会社を代表しない法人については、登記事項証明書

(ウ) 社員の過半数の同意によって定めた法人が清算人となった場合には、(イ)の書面（商登法第99条第3項等）

(エ) 裁判所が選任した法人が清算人となった場合には、清算会社を代表する法人についての(7)の書面（商登法第99条第2項等）

ウ 法人である清算人の商号又は本店の変更の登記等

法人である清算人の商号若しくは本店の変更の登記又は代表清算人の職務執行者の変更の登記の添付書面については、社員に関する変更の登記と同様である（商登法第100条第1項、第101条、第3の2の(2)及び(3)参照）。

3 清算の結了

合同会社は、2の(1)のエのとおり、法定清算の手続による必要があり、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員の承認を受けなければ

ばならないとされた（会社法第667条）。

合同会社の清算終了の登記の申請書には、当該社員の承認があったことを証する書面を添付しなければならない（商登法第121条）。

第5部 組織再編

第1 組織変更

1 組織変更の手続

(1) 当事会社

株式会社は組織変更をして持分会社となり、持分会社は組織変更をして株式会社となることができるとされた（会社法第2条第26号、第743条）。

(2) 株式会社の組織変更の手続

ア 組織変更計画の作成及び総株主の同意

株式会社が組織変更をする場合には、組織変更計画を作成して次の事項を定め、効力発生日の前日までに総株主の同意を得なければならないとされた（会社法第744条、第776条第1項）。

(ア) 組織変更後持分会社が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別

(イ) 組織変更後持分会社の目的、商号及び本店の所在地

(ウ) 組織変更後持分会社の社員についての次に掲げる事項

a 当該社員の氏名又は名称及び住所

b 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

c 当該社員の出資の価額

(エ) (イ)及び(ウ)のほか、組織変更後持分会社の定款で定める事項

(オ) 組織変更後持分会社が当該会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（組織変更後持分会社の持分を除く。）を交付するときは、その内容等

(カ) (オ)の場合には、当該金銭等の割当てに関する事項

(キ) 当該会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後持分会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

(ク) (キ)の場合には、当該金銭の割当てに関する事項

(ケ) 効力発生日

イ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

株券発行会社は、株式の全部について株券を発行していない場合を除き、株券提供公告等の手続を行わなければならないとされた（会社法第219条第1項第5号）。

新株予約権証券を発行している会社は、効力発生日までに新株予約権証券を

提出しなければならない旨を当該日の1か月前までに公告し、かつ、新株予約権者及び登録新株予約権質権者に各別に通知しなければならないとされた（会社法第293条第1項第2号）。

ウ 債権者保護手続

組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には各別に催告しなければならないとされ、債権者が(ウ)の期間内に異議を述べなかった場合には、組織変更について承認をしたものとみなされるが、異議を述べた場合には、組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該会社は、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされた（会社法第779条）。

(ア) 組織変更をする旨

(イ) 会社の計算書類に関する事項（最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨が公告されている場合における官報の日付及び頁等。施行規則第181条）

(ウ) 債権者が一定の期間（1か月を下ることができない。）内に異議を述べることができる旨

ただし、当該会社がこの公告を、官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするとき、各別の催告は要しないとされた（会社法第779条第3項）。

エ 効力発生日の変更

組織変更をする株式会社は、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）により、効力発生日を変更することができるとされた（会社法第780条、第348条第1項、第2項、第362条第2項第1号）。

オ 組織変更の効果

組織変更をする株式会社は、効力発生日に持分会社となり、その株主は、組織変更計画の定めに従い、組織変更後持分会社の社員となるとされた（会社法第745条第1項、第3項）。

当該会社の新株予約権は、効力発生日に消滅するとされた（会社法第745条第5項）。

カ 資本金の額

組織変更後持分会社の資本金の額は、組織変更の直前の株式会社の資本金の額とされた（計算規則第56条）。

(3) 持分会社の組織変更の手続

ア 組織変更計画の作成及び総社員の同意

持分会社が組織変更をする場合には、組織変更計画を作成して次の事項を定

め、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに総社員の同意を得なければならないとされた（会社法第746条、第781条第1項）。

(7) 組織変更後株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

(イ) (7)のほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

(ウ) 組織変更後株式会社の取締役の氏名

(エ) 組織変更後株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

(オ) 当該会社の社員が取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法等

(カ) (オ)の株式の割当てに関する事項

(キ) 組織変更後株式会社が当該会社の社員に対してその持分に代わる金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。）を交付するときは、その内容等

(ク) (キ)の場合には、当該金銭等の割当てに関する事項

(ケ) 効力発生日

イ 債権者保護手続

債権者保護手続については、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、株式会社の組織変更の場合と同様である。ただし、合名会社又は合資会社の組織変更にあつては、債権者に対する各別の催告を省略することはできないとされた（会社法第781条第2項、第779条）。

ウ 効力発生日の変更

組織変更をする持分会社は、社員の決定により、効力発生日を変更することができる（会社法第781条第2項、第780条、第590条第1項、第2項）。

エ 組織変更の効果

効力発生日に、組織変更をする持分会社は株式会社となり、その社員は、組織変更計画の定めに従い、組織変更後株式会社の株主となるとされた（会社法第747条）。

オ 資本金の額

組織変更後株式会社の資本金の額は、組織変更の直前の持分会社の資本金の額とされた（計算規則第57条）。

2 組織変更の登記の手続

(1) 登記期間等

会社が組織変更をしたときは、本店の所在地においては2週間以内に、支店の所在地においては3週間以内に、組織変更前の会社については解散の登記をし、組織変更後の会社については設立の登記をしなければならない（会社法第920

条，第932条)。

これらの登記の申請は，同時にしなければならず，いずれかにつき却下事由があるときは，共に却下しなければならない（商登法第78条等）。

(2) 登記すべき事項

組織変更後の会社の設立の登記の登記すべき事項は，一般の設立の登記と同一の事項のほか，会社成立の年月日，組織変更前の会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日である（商登法第76条等）。

組織変更前の会社の解散の登記の登記すべき事項は，解散の旨並びにその事由及び年月日である（商登法第71条第1項等）。

(3) 株式会社の組織変更

ア 持分会社についてする設立の登記

(ア) 添付書面

本店の所在地における持分会社の設立の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（商登法第77条）。

a 組織変更計画書

効力発生日の変更があった場合には，取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録も添付しなければならない（商登法第46条）。

b 定款

c 総株主の同意があったことを証する書面（商登法第46条）

d 債権者保護手続関係書面

e 当該会社が株券発行会社であるときは，株券提供公告等関係書面

f 当該会社が新株予約権を発行しているときは，新株予約権証券提供公告等関係書面

g 法人である社員の加入にあっては，法人社員関係書面

h 組織変更により合資会社となるときは，有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

なお，組織変更後の合同会社の資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条，第61条第5項）については，登記簿から組織変更の直前の株式会社の資本金の額を確認することができるため，添付を要しないものとする。

(イ) 登録免許税額

本店の所在地における持分会社の設立の登記の登録免許税額は，次に掲げる区分に応じ，申請1件につき，次のとおりである。

a 合名会社又は合資会社 6万円（登税法別表第一第19号（一）ロ）

b 合同会社 資本金の額の1000分の1.5（組織変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7。ただし、これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円。登税法別表第一第19号（一）ホ）

支店の所在地における登記の登録免許税額は、申請1件につき9000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

イ 株式会社についてする解散の登記

添付書面は、要しない（商登法第78条第2項）。

登録免許税額は、申請1件につき、本店の所在地においては3万円、支店の所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号（一）ソ、（二）イ）。

(4) 持分会社の組織変更

ア 株式会社についてする設立の登記

(7) 添付書面

本店の所在地における株式会社の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第107条、第114条、第123条）。

a 組織変更計画書

効力発生日の変更があった場合には、社員の過半数の一致があったことを証する書面も添付しなければならない（商登法第93条等）。

b 定款

c 総社員の同意があったことを証する書面（商登法第93条等）

d 組織変更後株式会社の取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

e 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

(a) 就任を承諾したことを証する書面

(b) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

(c) これらの者が法人でないときは、会社法第333条第1項又は第337条第1項に規定する資格者であることを証する書面

f 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

g 債権者保護手続関係書面（合名会社又は合資会社の組織変更にあつては、各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）

h 合名会社又は合資会社の組織変更にあつては、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第61条第5号）

合同会社の組織変更の場合には、登記簿から組織変更の直前の合同会社の資本金の額を確認することができるため、添付を要しないものとする。

(イ) 登録免許税額

本店の所在地における株式会社の設立の登記の登録免許税額は、申請1件につき資本金の額の1000分の1.5（組織変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7。ただし、これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円）である（登税法別表第一第19号（一）ホ）。

支店の所在地における登記の登録免許税額は、申請1件につき9000円である（登税法別表第一第19号（二）イ）。

イ 持分会社についてする解散の登記

添付書面及び登録免許税額は、株式会社の組織変更の場合と同様である（(3)のイ参照）。

第2 合併

1 合併の手続

(1) 当事会社

すべての種類の会社は、すべての種類の会社と合併することができ、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の種類も限定されないとされた（会社法第748条から第756条まで）。

(2) 吸収合併の手続

ア 合併契約

(ア) 株式会社が存続する場合

吸収合併存続会社が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第749条）。

a 当事会社の商号及び住所

b 吸収合併消滅会社の株主又は社員に対してその株式又は持分に代わる吸収合併存続株式会社の株式その他の金銭等を交付するときは、その内容等

c bの場合には、当該金銭等の割当てに関する事項

d 吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭の内容等

e dの場合には、当該新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

f 効力発生日

ただし、施行日から1年間は、bとして、吸収合併存続株式会社の株式以外の金銭等の交付を定めることはできない（会社法附則第4項）。

(イ) 持分会社が存続する場合

吸収合併存続会社が持分会社であるときは、吸収合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第751条）。

- a 当事会社の商号及び住所
- b 吸収合併消滅会社の株主又は社員が吸収合併存続持分会社の社員となるときは、当該社員の氏名、住所及び出資の価額等
- c 吸収合併存続持分会社が吸収合併消滅会社の株主又は社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等（吸収合併存続持分会社の持分を除く。）を交付するときは、その内容等
- d cの場合には、当該金銭等の割当てに関する事項
- e 吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続持分会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
- f eの場合には、当該金銭の割当てに関する事項
- g 効力発生日

ただし、施行日から1年間は、c及びdを定めることはできない（会社法附則第4項）。

イ 合併契約の承認

(ア) 吸収合併存続株式会社における承認

a 株主総会の特別決議

吸収合併存続株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、合併契約の承認を受けなければならない（会社法第795条第1項、第309条第2項第12号）。

b 種類株主総会の特別決議

合併対価として吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式を交付する場合には、吸収合併は、当該譲渡制限株式の種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第795条第4項、第324条第2項第6号）。

また、合併によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合も、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第322条第1項第7号、第324条第2項第4号）。

c 株主総会の決議を要しない場合

(a) 略式合併の制度の創設

吸収合併消滅会社が吸収合併存続株式会社の特別支配会社である場合（吸収合併存続株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る

割合を当該会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上を吸収合併消滅会社及びその完全子会社等が有している場合)には、株主総会の決議を要しないとされた(会社法第796条第1項本文)。

ただし、合併対価として吸収合併存続株式会社の譲渡制限株式を交付する場合であって、吸収合併存続株式会社が公開会社でないときは、株主総会の決議を省略することはできないとされた(会社法第796条第1項ただし書)。

(b) 簡易合併の要件の緩和

吸収合併消滅会社の株主又は社員に対して交付する株式等の価額の合計額が吸収合併存続株式会社の純資産額として施行規則第196条の規定により定まる額の5分の1(これを下回る割合を当該会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、株主総会の決議を要しないとされた(会社法第796条第3項本文)。

ただし、(a)のただし書の場合、吸収合併存続株式会社の承継債務額が承継資産額を超える場合又は合併対価の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合には、株主総会の決議を省略することはできないとされた(会社法第796条第3項ただし書)。

なお、施行規則第197条の規定により定まる数の株式を有する株主が合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社に対し通知したときも、株主総会の決議を省略することはできない(会社法第796条第4項)。

(イ) 吸収合併消滅株式会社における承認

a 株主総会の特別決議

吸収合併消滅株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって合併契約の承認を受けなければならない(会社法第783条第1項、第309条第2項第12号)。

b 総株主又は種類株主の全員の同意

合併対価が持分会社の持分その他権利の移転又は行使に債務者その他第三者の承諾を要するもの(譲渡制限株式を除く。)である場合には、総株主(種類株式発行会社にあっては、その割当てを受ける種類株主の全員)の同意を得なければならないとされた(会社法第783条第2項、第4項、施行規則第185条)。

c 株主総会又は種類株主総会の特殊決議

(a) 吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社以外の公開会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式等であるときは、株主総会の特殊決議を得なければならないとされた(会社法第309条第3項第2号)。

(b) 吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価が譲渡制限株式等であるときは、吸収合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主総会の特殊決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第783条第3項、第324条第3項第2号、施行規則第186条）。

d 種類株主総会の特別決議

合併によりある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、種類株主総会の特別決議がなければ、その効力を生じないとされた（会社法第322条第1項第7号、第324条第2項第4号）。

e 株主総会の決議を要しない場合

略式合併の制度として、吸収合併存続会社が吸収合併消滅株式会社の特別支配会社である場合には、株主総会の決議を要しないとされた（会社法第784条第1項本文）。ただし、cの(a)の場合には、株主総会の決議を省略することはできない（会社法第784条第1項ただし書）。

(ウ) 吸収合併存続持分会社における承認

吸収合併存続持分会社は、吸収合併消滅会社の株主又は社員が社員となるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに、合併契約について総社員の同意を得なければならないとされた（会社法第802条第1項）。

(エ) 吸収合併消滅持分会社における承認

吸収合併消滅持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに、合併契約について総社員の同意を得なければならないとされた（会社法第793条第1項）。

ウ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

吸収合併消滅株式会社がしなければならない株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続（第1の1の(2)のイの手続をいう。以下同じ。）については、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第219条第1項第6号、第293条第1項第3号）。

エ 債権者保護手続

(ア) 株式会社

吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社がしなければならない債権者保護手続については、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第789条、第799条、第1の1の(2)のウ参照）。

(イ) 持分会社

吸収合併存続持分会社及び吸収合併消滅持分会社がなければならない債

権者保護手続については、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、(7)と同様である。ただし、吸収合併存続会社が株式会社又は合同会社であるときは、合名会社又は合資会社である吸収合併消滅会社について、債権者に対する各別の催告を省略することはできない（会社法第793条第2項、第802条第2項）。

オ 効力発生日の変更

組織変更の場合と同様である（第1の1の(2)のエ、(3)のウ参照）。

カ 合併の効果

吸収合併の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（会社法第750条第1項、第752条第1項）。

(7) 株式会社が存続する場合

アの(7)のbの定めがあるときは、吸収合併消滅会社の株主又は社員は、効力発生日に、合併契約の定めに従い、吸収合併存続株式会社の株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第750条第3項）。

吸収合併消滅会社の新株予約権は、効力発生日に消滅し、アの(7)のdの定めがあるときは、その新株予約権者は、合併契約の定めに従い、吸収合併存続株式会社の新株予約権者となるとされた（会社法第750条第4項、第5項）。

(イ) 持分会社が存続する場合

アの(イ)のbの定めがあるときは、吸収合併消滅会社の株主又は社員は、効力発生日に、合併契約の定めに従い、吸収合併存続持分会社の社員となるとされた（会社法第752条第3項）。

吸収合併消滅会社の新株予約権は、効力発生日に消滅する（会社法第752条第5項）。

キ 資本金の額

吸収合併存続会社の資本金の額は、計算規則第58条から第62条までに定めるところによる。

ク 吸収合併存続株式会社の取締役等の任期

吸収合併存続株式会社の取締役等で合併前に就職したものの任期についての規律（旧商法第414条ノ3参照）は、廃止された。

(3) 新設合併の手続

ア 合併契約

(7) 株式会社が設立する場合

新設合併設立会社が株式会社であるときは、新設合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第753条）。

- a 当事会社の商号及び住所
- b 新設合併設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- c bのほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項
- d 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名
- e 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
- f 新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社の株主又は社員に対して交付するその株式又は持分に代わる新設合併設立株式会社の株式の数等並びに新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- g fの株式の割当てに関する事項
- h 新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社の株主又は社員に対してその株式又は持分に代わる新株予約権等を交付するときは、その内容等
- i hの新株予約権等の割当てに関する事項
- j 新設合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる新設合併設立株式会社の新株予約権又は金銭の内容等
- k jの場合には、当該新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
ただし、施行日から1年間は、h及びiを定めることはできない（会社法附則第4項）。

(イ) 持分会社を設立する場合

新設合併設立会社が持分会社であるときは、新設合併契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第755条）。

- a 当事会社の商号及び住所
- b 新設合併設立持分会社が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別
- c 新設合併設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地
- d 新設合併設立持分会社の社員についての次に掲げる事項
 - (a) 当該社員の氏名又は名称及び住所
 - (b) 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
 - (c) 当該社員の出資の価額
- e c及びdのほか、新設合併設立持分会社の定款で定める事項
- f 新設合併設立持分会社が新設合併消滅会社の株主又は社員に対してその株式又は持分に代わる新設合併設立持分会社の社債を交付するときは、そ

の金額等

g fの場合には、当該社債の割当てに関する事項

h 新設合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立持分会社が新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

j hの場合には、当該金銭の割当てに関する事項

ただし、施行日から1年間は、f及びgを定めることはできない（会社法附則第4項）。

イ 合併契約の承認

(7) 新設合併消滅株式会社における承認

a 株主総会の特別決議

新設合併消滅株式会社は、株主総会の特別決議によって合併契約の承認を受けなければならない（会社法第804条第1項、第309条第2項第12号）。

b 総株主の同意

新設合併設立会社が持分会社である場合には、総株主の同意を得なければならないとされた（会社法第804条第2項）。

c 株主総会又は種類株主総会の特殊決議

吸収合併の場合における吸収合併消滅株式会社と同様である（会社法第309条第3項第3号、第804条第3項、第324条第3項第2号、(2)のイの(イ)のc参照）。

d 種類株主総会の特別決議

吸収合併の場合における吸収合併消滅株式会社と同様である（会社法第322条第1項第7号、第324条第2項第4号、(2)のイの(イ)のd参照）。

(4) 新設合併消滅持分会社における承認

新設合併消滅持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、合併契約について総社員の同意を得なければならない（会社法第813条）。

ウ 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

新設合併消滅株式会社がしなければならない株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続については、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第219条第1項第6号、第293条第1項第3号、第1の1の(2)のイ参照）。

エ 債権者保護手続

(7) 株式会社

新設合併消滅株式会社がしなければならない債権者保護手続については、

株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第810条、第1の1の(2)のウ参照）。

(イ) 持分会社

新設合併消滅持分会社がしなければならない債権者保護手続については、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、(ア)と同様である。ただし、新設合併設立会社が株式会社又は合同会社であるときは、合名会社又は合資会社である新設合併消滅会社について、債権者に対する各別の催告を省略することはできない（会社法第813条第2項）。

オ 合併の効果

(ア) 株式会社を設立する場合

新設合併消滅会社の株主又は社員は、会社成立の日に、合併契約の定めに従い、新設合併設立株式会社の株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第754条第2項、第3項）。

新設合併消滅会社の新株予約権は、会社成立の日に消滅し、アの(ア)のjの定めがあるときは、その新株予約権者は、合併契約の定めに従い、新設合併設立株式会社の新株予約権者となるとされた（会社法第754条第4項、第5項）。

(イ) 持分会社を設立する場合

新設合併消滅会社の株主又は社員は、会社成立の日に、合併契約の定めに従い、新設合併設立持分会社の社員となるとされた（会社法第756条第2項）。

新設合併消滅会社の新株予約権は、会社成立の日に消滅する（会社法第756条第4項）。

カ 資本金の額

新設合併設立会社の資本金の額は、計算規則第76条から第79条までに定めるところによる。

2 合併の登記の手続

(1) 吸収合併による変更の登記

ア 株式会社が存続する場合の添付書面

本店の所在地における吸収合併存続株式会社の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第80条）。

(ア) 吸収合併契約書

効力発生日の変更があった場合には、吸収合併存続株式会社において取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録（商登法第46条）及び効力発生日の変更に係る当事会社の契約書（商登法第24条

第9号参照)も添付しなければならない。

(イ) 吸収合併存続株式会社の手続に関する次に掲げる書面

a 合併契約の承認に関する書面(商登法第46条)

合併契約の承認機関(1の(2)のイの(7)参照)に応じ、株主総会、種類株主総会若しくは取締役会の議事録又は取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

b 略式合併又は簡易合併の場合には、その要件を満たすことを証する書面(簡易合併に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、その有する株式の数が施行規則第197条の規定により定まる数に達しないことを証する書面を含む。)

略式合併の要件を満たすことを証する書面としては、具体的には、吸収合併存続株式会社の株主名簿等がこれに該当する。

c 債権者保護手続関係書面

d 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面

(ウ) 吸収合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面

a 吸収合併消滅会社の登記事項証明書

b 吸収合併消滅会社が株式会社であるときは、合併契約の承認機関(1の(2)のイの(イ)参照)に応じ、株主総会若しくは種類株主総会の議事録又は総株主若しくは種類株主の全員の同意があったことを証する書面(略式合併の場合にあっては、その要件を満たすことを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録)

c 吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続)があったことを証する書面

d 債権者保護手続関係書面(合名会社又は合資会社である吸収合併消滅会社について、各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。)

e 当該会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面

f 当該会社が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

イ 持分会社が存続する場合の添付書面

本店の所在地における吸収合併存続持分会社の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(商登法第108条第1項、第115条、第124条)。

(7) 吸収合併契約書

効力発生日の変更があった場合には、吸収合併存続持分会社において社員の過半数の一致があったことを証する書面（商登法第93条等）及び効力発生日の変更に係る当事会社の契約書（商登法第24条第9号参照）も添付しなければならない。

(イ) 吸収合併存続持分会社の手続に関する次に掲げる書面

a 合併契約の承認があったことを証する書面（商登法第93条等）

吸収合併消滅会社の株主又は社員が吸収合併存続持分会社の社員となる場合には総社員の同意があったことを証する書面を、その余の場合には社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

b 債権者保護手続関係書面

c 法人が当該持分会社の社員となるときは、法人社員関係書面

d 吸収合併存続会社が合資会社であるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

e 吸収合併存続会社が合同会社であるときは、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条、第61条第5項）

(ウ) 吸収合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面

a アの(ウ)のaからcまで、e及びfの書面

b 債権者保護手続関係書面（吸収合併存続会社が合同会社であるときは、合名会社又は合資会社である吸収合併消滅会社について、各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）

(2) 新設合併による設立の登記

ア 株式会社を設立する場合の添付書面

本店の所在地における新設合併設立株式会社の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第81条）。

(ア) 新設合併契約書

(イ) 新設合併設立株式会社に関する次に掲げる書面

a 定款

b 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

c 設立時取締役が設立時代表取締役を選定したときは、これに関する書面

d 新設合併設立株式会社が委員会設置会社であるときは、執行役の選任並びに設立時委員及び設立時代表執行役の選定に関する書面

e 設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（委員会設置会社にあつては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

- f 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
 - (a) 就任を承諾したことを証する書面
 - (b) これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (c) これらの者が法人でないときは、会社法第333条第1項又は第337条第1項に規定する資格者であることを証する書面
- g 特別取締役による議決の定めがあるときは、特別取締役の選定及びその選定された者が就任を承諾したことを証する書面
- h 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面
- (ウ) 新設合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面
 - a 新設合併消滅会社の登記事項証明書
 - b 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、合併契約の承認機関（1の(3)のイの(ア)参照）に応じ、新設合併契約の承認その他の手続があったことを証する書面（株主総会又は種類株主総会の議事録）
 - c 新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があったことを証する書面
 - d 債権者保護手続関係書面（合名会社又は合資会社である新設合併消滅会社について、各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）
 - e 当該会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面
 - f 当該会社が新株予約権を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等関係書面
- イ 持分会社を設立する場合の添付書面

本店の所在地における新設合併設立持分会社の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第108条第2項、第115条、第124条）。

 - (ア) 新設合併契約書
 - (イ) 新設合併設立持分会社に関する次に掲げる書面
 - a 定款
 - b 法人が当該持分会社の社員となるときは、法人社員関係書面
 - c 新設合併設立会社が合資会社であるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面
 - d 新設合併設立会社が合同会社であるときは、資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条、第

61条第5項)

(ウ) 新設合併消滅会社の手続に関する次に掲げる書面

- a アの(ウ)のa, c, e及びfの書面
- b 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、総株主の同意があったことを証する書面
- c 債権者保護手続関係書面（新設合併設立会社が合同会社であるときは、合名会社又は合資会社である新設合併消滅会社について、各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）

第3 会社分割

1 会社分割の手続

(1) 当事会社等

株式会社又は合同会社は、すべての種類の会社を吸収分割承継会社又は新設分割設立会社として、会社分割をすることができるとされた（会社法第757条、第762条）。

旧商法の人的分割の制度は廃止され、同様の実質は、分割会社が物的分割により交付された吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式を当該分割会社の株主に配当すること等により行うことができるとされた（会社法第758条第8号、第763条第12号等）。

(2) 吸収分割の手続

ア 分割契約

(ア) 株式会社に権利義務を承継させる場合

吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第758条）。

- a 当事会社の商号及び住所
- b 吸収分割承継株式会社が吸収分割により承継する権利義務に関する事項
- c 吸収分割により吸収分割株式会社又は吸収分割承継株式会社の株式を吸収分割承継株式会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- d 吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務に代わる吸収分割承継株式会社の株式等を交付するときは、その内容等
- e 吸収分割会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、その内容等
- f eの場合には、当該新株予約権の割当てに関する事項
- g 効力発生日
- h 吸収分割株式会社が効力発生日に旧商法の人的分割に相当する次の行為をするときは、その旨

- (a) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする吸収分割承継株式会社の株式等の交付
- (b) 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継株式会社の株式のみであるものに限る。）

ただし、施行日から1年間は、dとして、吸収分割承継株式会社の株式以外の金銭等の交付を定めることはできない（会社法附則第4項）。

(イ) 持分会社に権利義務を承継させる場合

吸収分割承継会社が持分会社であるときは、吸収分割契約において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第760条）。

- a 当事会社の商号及び住所
- b 吸収分割承継持分会社が吸収分割により承継する権利義務に関する事項
- c 吸収分割により吸収分割株式会社の株式を吸収分割承継持分会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- d 吸収分割会社が吸収分割承継持分会社の社員となるときは、当該社員の氏名、住所及び出資の価額等
- e 吸収分割承継持分会社が吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務に代わる金銭等（吸収分割承継持分会社の持分を除く。）を交付するときは、その内容等
- f 効力発生日
- g 吸収分割株式会社が効力発生日に次の行為をするときは、その旨
 - (a) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする吸収分割承継持分会社の持分等の交付
 - (b) 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継持分会社の持分のみであるものに限る。）

ただし、施行日から1年間は、eを定めることはできない（会社法附則第4項）。

イ 分割契約の承認

(7) 吸収分割承継株式会社における承認

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、種類株主総会の特別決議が必要な場合及び株主総会の決議を要しない場合（略式分割及び簡易分割）があるとされたことは、吸収合併の場合における吸収合併存続株式会社についてと同様である（会社法第795条第1項、第4項、第322条第1項第9号、第796条第1項、第3項、第2の1の(2)のイの(7)のaからcまで参照）。

(イ) 吸収分割株式会社における承認

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、種類株主総会の特別決議が必要な場合及び株主総会の決議を要しない場合（略式分割）があるとされたことは、吸収合併の場合における吸収合併消滅株式会社についてと同様である（会社法第783条第1項、第322条第1項第8号、第784条第1項、第2の1の(2)のイの(イ)のa、d及びe参照）。

なお、吸収分割株式会社について簡易分割の要件が緩和され、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として施行規則第187条の規定により定まる額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、株主総会の決議を要しないとされた（会社法第784条第3項）。

(ウ) 吸収分割承継持分会社における承認

吸収分割承継持分会社は、吸収分割会社がその社員となるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに、分割契約について総社員の同意を得なければならないとされた（会社法第802条第1項）。

(エ) 吸収分割合同会社における承認

吸収分割合同会社が権利義務の全部を承継させる場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに、分割契約について総社員の同意を得なければならないが、権利義務の一部を承継させる場合には、社員の過半数の一致で足りるとされた（会社法第793条第1項）。

ウ 新株予約権証券提供公告

吸収分割株式会社は、吸収分割に際してその新株予約権者に対し当該新株予約権に代わる吸収分割承継株式会社の新株予約権が交付される場合において、新株予約権証券を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等の手続を行わなければならないとされた（会社法第293条第1項第4号）。

エ 債権者保護手続

(ア) 株式会社

吸収分割承継株式会社がしなければならない債権者保護手続については、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第799条、第1の1の(2)のウ参照）。

吸収分割株式会社は、吸収分割後当該会社に対して債務の履行（吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者（旧商法の人的分割に相当するアの(ア)のhの定めがあるときは、すべての債権者）に対し、債権者保護手続を行わなければならないとされた。その手続の内容は、不法行為によって生じた吸収

分割株式会社の債務の債権者に対する各別の催告を省略することができないことを除き、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第789条、第1の1の(2)のウ参照）。

(イ) 持分会社

吸収分割承継持分会社及び吸収分割合同会社がしなければならない債権者保護手続については、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、(ア)と同様である（会社法第802条第2項、第793条第2項）。

オ 効力発生日の変更

組織変更の場合と同様である（第1の1の(2)のエ、(3)のウ参照）。

カ 分割の効果

吸収分割の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（会社法第759条第1項、第761条第1項）。

(ア) 株式会社に権利義務を承継させる場合

アの(ア)のdの定めがあるときは、吸収分割会社は、効力発生日に、分割契約の定めに従い、吸収分割承継株式会社の株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第759条第4項）。

アの(ア)のeの定めがあるときは、効力発生日に、吸収分割契約新株予約権は消滅し、その新株予約権者は、分割契約の定めに従い、吸収分割承継株式会社の新株予約権者となるとされた（会社法第759条第5項）。

(イ) 持分会社に権利義務を承継させる場合

アの(イ)のdの定めがあるときは、吸収分割会社は、効力発生日に、分割契約の定めに従い、吸収分割承継持分会社の社員となるとされた（会社法第761条第4項）。

キ 資本金の額

吸収分割承継会社の資本金の額は、計算規則第63条から第67条までに定めるところによる。

ク 吸収分割承継株式会社の取締役等の任期

吸収分割承継株式会社の取締役等で分割前に就職したものの任期についての規律（旧商法第374条ノ27参照）は、廃止された。

(3) 新設分割の手続

ア 分割計画

(ア) 株式会社を設立する場合

新設分割設立会社が株式会社であるときは、新設分割計画において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第763条）。

a 新設分割設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総

数

- b aのほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項
- c 新設分割設立株式会社の設立時取締役の氏名
- d 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社、監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称
- e 新設分割設立株式会社が承継する権利義務（新設分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- f 新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務に代わる新設分割設立株式会社の株式の数等並びに新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- g 共同新設分割をするときは、fの株式の割当てに関する事項
- h 新設分割設立株式会社が新設分割会社に対してその事業に関する権利義務に代わる新株予約権等を交付するときは、その内容等
- i hの場合において、共同新設分割をするときは、hの新株予約権等の割当てに関する事項
- j 新設分割株式会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容等
- k jの場合には、当該新株予約権の割当てに関する事項
- l 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に旧商法の人的分割に相当する次の行為をするときは、その旨
 - (a) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新設分割設立株式会社の株式等の交付
 - (b) 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）

ただし、施行日から1年間は、h及びiを定めることはできない（会社法附則第4項）。

(イ) 持分会社を設立する場合

新設分割設立会社が持分会社であるときは、新設分割計画において、次の事項を定めなければならないとされた（会社法第765条）。

- a 新設分割設立持分会社が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別
- b 新設分割設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地
- c 新設分割設立持分会社の社員についての次に掲げる事項

- (a) 当該社員の名称及び住所
- (b) 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
- (c) 当該社員の出資の価額
- d b及びcのほか、新設分割設立持分会社の定款で定める事項
- e 新設分割設立持分会社が承継する権利義務（新設分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項
- f 新設分割会社に対してその事業に関する権利義務に代わる新設分割設立持分会社の社債を交付するときは、その金額等
- g 共同新設分割をするときは、fの社債の割当てに関する事項
- h 新設分割株式会社が新設分割設立持分会社の成立の日に次の行為をするときは、その旨
 - (a) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新設分割設立持分会社の持分等の交付
 - (b) 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立持分会社の持分のみであるものに限る。）

ただし、施行日から1年間は、f及びgを定めることはできない（会社法附則第4項）。

イ 分割計画の承認

(ア) 株式会社

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、種類株主総会の特別決議が必要な場合があることは、新設合併の場合における新設合併消滅株式会社についてと同様である（会社法第804条第1項、第322条第1項第10号、第2の1の(3)のイの(ア)のa及びd参照）。

新設分割株式会社につき簡易分割の要件が緩和されたことは、吸収分割の場合における吸収分割株式会社についてと同様である（会社法第805条、(2)のイの(イ)参照）。

(イ) 合同会社

新設分割合同会社が権利義務の全部を承継させる場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、分割計画について総社員の同意を得なければならないが、権利義務の一部を承継させる場合には、社員の過半数の一致で足りるとされた（会社法第813条第1項）。

ウ 新株予約権証券提供公告

新設分割株式会社は、新設分割に際してその新株予約権者に対し当該新株予約権に代わる新設分割設立株式会社の新株予約権が交付される場合において、新株予約権証券を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等の手続を行

わなければならないとされた（会社法第293条第1項第5号）。

エ 債権者保護手続

(ア) 株式会社

新設分割株式会社は、新設分割後当該会社に対して債務の履行（新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者（旧商法の人的分割に相当するアの(ア)の1の定めがあるときは、すべての債権者）に対し、債権者保護手続を行わなければならないとされた。その手続の内容は、不法行為によって生じた新設分割株式会社の債務の債権者に対する各別の催告を省略することができないことを除き、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第810条、第1の1の(2)のウ参照）。

(イ) 合同会社

新設分割合同会社がしなければならない債権者保護手続については、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、(ア)と同様である（会社法第813条第2項）。

オ 分割の効果

(ア) 株式会社を設立する場合

新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日に、分割計画の定めに従い、その株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第764条第4項、第5項）。

アの(ア)のjの定めがあるときは、新設分割設立株式会社の成立の日に、新設分割計画新株予約権は消滅し、その新株予約権者は、分割計画の定めに従い、新設分割設立株式会社の新株予約権者となるとされた（会社法第764条第7項）。

(イ) 持分会社を設立する場合

新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日に、分割計画の定めに従い、その社員となるとされた（会社法第766条第4項）。

カ 資本金の額

新設分割設立会社の資本金の額は、計算規則第80条から第82条までに定めるところによる。

2 会社分割の登記の手続

(1) 吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記

ア 株式会社に権利義務を承継させる場合の添付書面

本店の所在地における吸収分割承継株式会社の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第85条）。

(7) 吸収分割契約書

効力発生日の変更については、吸収合併の場合と同様である（第2の2の(1)のアの(7)参照）。

(イ) 吸収分割承継株式会社の手続に関する次に掲げる書面

- a 分割契約の承認に関する書面（商登法第46条）
- b 略式分割又は簡易分割の場合には、その要件を満たすことを証する書面
a及びbは、吸収合併の場合における吸収合併存続株式会社についてと同様である。
- c 債権者保護手続関係書面
- d 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面

(ウ) 吸収分割会社の手続に関する次に掲げる書面

- a 吸収分割会社の登記事項証明書
- b 吸収分割会社が株式会社であるときは、分割契約の承認機関に応じ、株主総会又は種類株主総会の議事録（略式分割又は簡易分割の場合にあっては、その要件を満たすことを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録）
- c 吸収分割会社が合同会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があったことを証する書面（当該合同会社がその権利義務の一部を承継させる場合にあっては、社員の過半数の一致があったことを証する書面）
- d 債権者保護手続関係書面（不法行為によって生じた吸収分割会社の債務の債権者に対する各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）
- e 吸収分割株式会社が新株予約権を発行している場合において、その新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

イ 持分会社に権利義務を承継させる場合の添付書面

本店の所在地における吸収分割承継持分会社の変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第109条第1項、第116条、第125条）。

(7) 吸収分割契約書

効力発生日の変更については、アと同様である。

(イ) 吸収分割承継持分会社の手続に関する次に掲げる書面

- a 分割契約の承認があったことを証する書面（商登法第93条等）
吸収分割会社が吸収分割承継持分会社の社員となる場合には総社員の同

意があったことを証する書面を，その余の場合には社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

b 債権者保護手続関係書面

c 法人が当該持分会社の社員となるときは，法人社員関係書面

d 吸収分割承継会社が合資会社であるときは，有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面

e 吸収分割承継会社が合同会社であるときは，資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条，第61条第5項）

(ウ) 吸収分割会社の手続に関するアの(ウ)のaからdまでの書面

(2) 新設分割による設立の登記

ア 株式会社を設立する場合の添付書面

本店の所在地における新設分割設立株式会社の設立の登記の申請書には，次の書面を添付しなければならない（商登法第86条）。

(ア) 新設分割計画書

(イ) 新設分割設立株式会社に関する書面

新設合併による株式会社の設立の登記において添付すべき新設合併設立株式会社に関する書面と同様である（第2の2の(2)のアの(イ)参照）。

(ウ) 新設分割会社の手続に関する次に掲げる書面

a 新設分割会社の登記事項証明書

b 新設分割会社が株式会社であるときは，新設分割計画の承認があったことを証する書面（株主総会又は種類株主総会の議事録。簡易分割の場合には，その要件を満たすことを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録）

c 新設分割会社が合同会社であるときは，総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては，その定めによる手続）があったことを証する書面（当該合同会社がその権利義務の一部を承継させる場合にあっては，社員の過半数の一致があったことを証する書面）

d 債権者保護手続関係書面（不法行為によって生じた新設分割会社の債務の債権者に対する各別の催告をしたことを証する書面を省略することはできない。）

e 新設分割株式会社が新株予約権を発行している場合において，その新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは，新株予約権証券提供公告等関係書面

イ 持分会社を設立する場合の添付書面

本店の所在地における新設分割設立持分会社の設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第109条第2項，第116条，第125条）。

(7) 新設分割計画書

(i) 新設分割設立持分会社に関する書面

新設合併による持分会社の設立の登記において添付すべき新設合併設立持分会社に関する書面と同様である（第2の2の(2)のイの(i)参照）。

(ウ) 新設分割会社の手続に関するアの(ウ)のaからdまでの書面

第4 株式交換

1 株式交換の手続

(1) 当事会社

株式会社は，株式会社又は合同会社を完全親会社として，株式交換をすることができる（会社法第2条第31号）。

(2) 株式交換契約

ア 株式会社に発行済株式を取得させる場合

完全親会社が株式会社であるときは，株式交換契約において，次の事項を定めなければならないとされた（会社法第768条）。

(7) 当事会社の商号及び住所

(i) 完全子会社の株主に対してその株式に代わる完全親株式会社の株式その他の金銭等を交付するときは，その内容等

(ウ) (i)の場合には，当該金銭等の割当てに関する事項

(エ) 完全子会社の新株予約権者に対してその新株予約権に代わる完全親株式会社の新株予約権を交付するときは，その内容等（完全子会社の新株予約権者の有する新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは，完全親株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨等を含む。）

(オ) (エ)の場合には，当該新株予約権の割当てに関する事項

(カ) 効力発生日

ただし，施行日から1年間は，(i)として，完全親株式会社の株式以外の金銭等の交付を定めることはできない（会社法附則第4項）。

イ 合同会社に発行済株式を取得させる場合

完全親会社が合同会社であるときは，株式交換契約において，次の事項を定めなければならないとされた（会社法第770条）。

(7) 当事会社の商号及び住所

(i) 完全子会社の株主が完全親合同会社の社員となるときは，当該社員の氏名，

住所及び出資の価額等

(ウ) 完全親合同会社が完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（完全親合同会社の持分を除く。）を交付するときは、その内容等

(エ) (ウ)の場合には、当該金銭等の割当てに関する事項

(オ) 効力発生日

ただし、施行日から１年間は、(ウ)及び(エ)を定めることはできない（会社法附則第４項）。

(3) 株式交換契約の承認

ア 完全親株式会社における承認

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、種類株主総会の特別決議が必要な場合及び株主総会の決議を要しない場合（略式株式交換及び簡易株式交換）があるとされたことは、吸収合併の場合における吸収合併存続株式会社についてと同様である（会社法第７９５条第１項、第４項、第３２２条第１項第１２号、第７９６条第１項、第３項、第２の１の(2)のイの(ア)のaからcまで参照）。

イ 完全子会社における承認

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、総株主又は種類株主の全員の同意が必要な場合、株主総会又は種類株主総会の特殊決議が必要な場合、種類株主総会の特別決議が必要な場合及び株主総会の決議を要しない場合（略式株式交換）があるとされたことは、吸収合併の場合における吸収合併消滅株式会社についてと同様である（会社法第７８３条第１項から第４項まで、第３０９条第３項第２号、第３２２条第１項第１１号、第７８４条第１項、第２の１の(2)のイの(イ)のaからeまで参照）。

ウ 完全親合同会社における承認

完全親合同会社は、完全子会社の株主がその社員となるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、効力発生日の前日までに、株式交換契約について総社員の同意を得なければならないとされた（会社法第８０２条第１項）。

(4) 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

完全子会社がしなければならない株券提供公告等の手続については、株式会社の組織変更の場合と同様である（会社法第２１９条第１項第７号、第１の１の(2)のイ参照）。

完全子会社は、株式交換に際してその新株予約権者に対し当該新株予約権に代わる完全親会社の新株予約権が交付される場合において、新株予約権証券を発行しているときは、新株予約権証券提供公告等の手続を行わなければならないとされた（会社法第２９３条第１項第６号）。

(5) 債権者保護手続

ア 株式会社

完全親株式会社は、完全子会社の株主に対して交付する金銭等が完全親株式会社の株式等のみでない場合又は完全子会社の新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する場合には、債権者保護手続を行わなければならないとされた（会社法第799条）。

完全子会社は、その新株予約権付社債についての社債に係る債務を完全親株式会社に承継させるときは、その社債権者に対し債権者保護手続を行わなければならないとされた（会社法第789条）。

これらの手続の内容は、株式会社の組織変更の場合と同様である（第1の1の(2)のウ参照）。

イ 合同会社

完全親合同会社は、完全子会社の株主に対して交付する金銭等が完全親合同会社の持分等のみでない場合には、債権者保護手続を行わなければならないとされた（会社法第802条第2項）。この手続の内容は、計算書類に関する事項の公告を要しないことを除き、アと同様である。

(6) 効力発生日の変更

効力発生日の変更については、組織変更の場合と同様である（第1の1の(2)のエ、(3)のウ参照）。

(7) 株式交換の効果

株式交換の効力は、登記の日ではなく、効力発生日に生ずるとされた（会社法第769条第1項、第771条第1項）。

ア 株式会社に発行済株式を取得させる場合

(2)のアの(イ)の定めがあるときは、完全子会社の株主は、効力発生日に、株式交換契約の定めに従い、完全親会社の株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第769条第3項）。

(2)のアの(エ)の定めがあるときは、効力発生日に、株式交換契約新株予約権は消滅し、その新株予約権者は、株式交換契約の定めに従い、完全親株式会社の新株予約権の新株予約権者となるとされた（会社法第769条第4項）。

株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、完全親株式会社は、効力発生日に、当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継するとされた（会社法第769条第5項）。

イ 合同会社に発行済株式を取得させる場合

(2)のイの(イ)の定めがあるときは、完全子会社の株主は、効力発生日に、株式交換契約の定めに従い、完全親合同会社の社員となるとされた（会社法第7

71条第3項)。

(8) 資本金の額

完全親会社の資本金の額は、計算規則第68条又は第69条に定めるところによる。

(9) 完全親株式会社の取締役等の任期

完全親株式会社の取締役等で株式交換前に就職したものの任期についての規律(旧商法第361条参照)は、廃止された。

2 株式交換の登記の手続

(1) 完全親株式会社がする変更の登記の添付書面

本店の所在地における完全親株式会社の株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない(商登法第89条)。

ア 株式交換契約書

効力発生日の変更については、吸収合併の場合と同様である(第2の2の(1)のアの(7)参照)。

イ 完全親株式会社の手続に関する次に掲げる書面

(7) 株式交換契約の承認に関する書面(商登法第46条)

(イ) 略式株式交換又は簡易株式交換の場合には、その要件を満たすことを証する書面

(7)及び(イ)は、吸収合併の場合における吸収合併存続株式会社についてと同様である。

(ウ) 債権者保護手続関係書面

(エ) 資本金の額が会社法の規定に従って計上されたことを証する書面

ウ 完全子会社の手続に関する次に掲げる書面

(7) 完全子会社の登記事項証明書

(イ) 株式交換契約の承認機関に応じ、株主総会若しくは種類株主総会の議事録又は総株主若しくは種類株主の全員の同意があったことを証する書面(略式株式交換の場合にあっては、その要件を満たすことを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録)

(ウ) 債権者保護手続関係書面

(エ) 当該会社が株券を発行しているときは、株券提供公告等関係書面

(オ) 完全子会社が新株予約権を発行している場合において、その新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

(2) 完全親合同会社がする変更の登記の添付書面

本店の所在地における完全親合同会社の株式交換による変更の登記の申請書に

は、次の書面を添付しなければならない（商登法第126条）。

ア 株式交換契約書

効力発生日の変更については、(1)と同様である。

イ 完全親合同会社の手続に関する次に掲げる書面

(ア) 株式交換契約の承認に関する書面（商登法第118条，第93条）

完全子会社の株主が完全親合同会社の社員となる場合には総社員の同意があったことを証する書面を，その余の場合には社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

(イ) 債権者保護手続関係書面

(ウ) 法人が当該合同会社の社員となるときは，法人社員関係書面

(エ) 資本金の額が会社法及び計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規第92条，第61条第5項）

ウ 完全子会社の手続に関する(1)のウの(ア)から(エ)までの書面

第5 株式移転

1 株式移転の手続

(1) 当事会社

株式会社は，旧商法と同様に，株式会社を完全親会社として，株式移転をすることができる（会社法第2条第32号）。

(2) 株式移転計画

株式移転計画においては，次の事項を定めなければならないとされた（会社法第773条）。

ア 完全親会社の目的，商号，本店の所在地及び発行可能株式総数

イ アのほか，完全親会社の定款で定める事項

ウ 完全親会社の設立時取締役の氏名

エ 完全親会社が会計参与設置会社，監査役設置会社又は会計監査人設置会社である場合には，設立時会計参与，設立時監査役又は設立時会計監査人の氏名又は名称

オ 完全子会社の株主に対して交付するその株式に代わる完全親会社の株式の数等並びに完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

カ オの株式の割当てに関する事項

キ 完全子会社の株主に対してその株式に代わる完全親会社の新株予約権等を交付するときは，その内容等

ク キの新株予約権等の割当てに関する事項

ケ 完全子会社の新株予約権者に対してその新株予約権に代わる完全親会社の新株予約権を交付するときは，当該新株予約権の内容等

コ ケの場合には、当該新株予約権の割当てに関する事項

ただし、施行日から1年間は、キ及びクを定めることはできない（会社法附則第4項）。

(3) 株式移転計画の承認

原則として株主総会の特別決議によらなければならないが、株主総会又は種類株主総会の特殊決議が必要な場合及び種類株主総会の特別決議が必要な場合があることは、新設合併の場合における新設合併消滅株式会社についてと同様である（会社法第804条第1項、第3項、第309条第3項第3号、第322条第2項第13号、第2の1の(3)のイの(7)のa、c及びd参照）。

(4) 株券提供公告及び新株予約権証券提供公告

完全子会社がしなければならない株券提供公告等の手続及び新株予約権証券提供公告等の手続については、株式交換の場合と同様である（会社法第219条第1項第8号、第293条第1項第7号）。

(5) 債権者保護手続

完全子会社は、その新株予約権付社債についての社債に係る債務を完全親会社が承継するときは、その社債権者に対し債権者保護手続を行わなければならないとされた（会社法第810条）。その手続の内容は、株式会社の組織変更の場合と同様である（第1の1の(2)のウ参照）。

(6) 株式移転の効果

完全子会社の株主は、完全親会社の成立の日に、株式移転計画の定めに従い、親会社の株主、新株予約権者等となるとされた（会社法第774条第2項、第3項）。

(2)のケの定めがあるときは、完全親会社の成立の日に、株式移転計画新株予約権は消滅し、その新株予約権者は、株式移転計画の定めに従い、完全親会社の新株予約権者となるとされた（会社法第774条第4項）。

株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、完全親会社は、その成立の日に、当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継するとされた（会社法第774条第5項）。

2 株式移転の登記の手続

本店の所在地における完全親会社の株式移転による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない（商登法第90条）。

(1) 株式移転計画書

(2) 完全親会社に関する書面

新設合併による株式会社の設立の登記において添付すべき新設合併設立株式会社に関する書面と同様である（第2の2の(2)のアの(イ)参照）。

(3) 完全子会社の手続に関する書面

ア 完全子会社の登記事項証明書

イ 株式移転計画の承認機関に応じ、株主総会又は種類株主総会の議事録

ウ 債権者保護手続関係書面

エ 当該会社が株券発行会社であるときは、株券提供公告等関係書面

オ 完全子会社が新株予約権を発行している場合において、その新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる完全親株社の新株予約権を交付するときは、新株予約権証券提供公告等関係書面

第6部 外国会社

第1 外国会社に関する改正

1 日本における代表者の住所

外国会社の日本における代表者は、その全員が日本に住所を有する必要はなく、1人以上が日本に住所を有していれば足りるとされた（会社法第817条第1項）。

2 擬似外国会社

(1) 会社法第821条の趣旨

旧商法第482条は、日本法の適用を回避するために故意に外国法に従って会社を設立しようとする一種の脱法行為を防止する観点から、いわゆる擬似外国会社について、「日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ従フコトヲ要ス」と規定しているが、この「同一ノ規定」には、会社の設立に関する規定を含むとするのが判例（大審院大正7年12月16日決定・民録9巻24輯2326頁，東京地裁昭和29年6月4日判決・判例時報8号29頁）の考え方である。したがって、擬似外国会社は、日本法で定める手続に従って再設立の手続をしない限り、①法人格は認められず、②法人として取引をすることは一切できないので、擬似外国会社がこれに違反して取引をした場合には、原則としてその代表者が個人責任を負うことになる。

しかし、擬似外国会社について、日本法で定める手続に従って再設立されない限り、法人格が否認されるとすると、その取引の相手方が不測の損害をこうむるおそれがあり、法的安定性の観点から問題がある。そこで、会社法においては、旧商法第482条の趣旨を維持した第821条の規定が設けられたものの、その効果に関しては、①の点については、擬似外国会社であっても法人格が認められ、②の点については、旧商法において認められている効果を明確にするため、擬似外国会社は日本において取引を継続してすることができず、これに違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負うものとされた。

なお、会社法第821条は、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法行為を

禁止するという趣旨を有するにとどまるものであり、外国の事業体に対し、特定の会社形態を制限し、又は要求する趣旨のものではない。また、同条は、擬似外国会社の意義に一切の変更を加えないまま、擬似外国会社であっても法人格を認めている等、旧商法第482条に比して擬似外国会社にとって法律的に有利な内容を規定するものであるから、旧商法の下で適法に我が国で活動してきた外国会社に対し、この改正が何らの不利益を与えるものでもない。会社法第821条の規定が既存の外国会社及び我が国に対する外国会社を通じた今後の投資に何ら悪影響を与えるものではないことについては、参議院法務委員会の附帯決議において確認されている。

(2) 擬似外国会社の意義

擬似外国会社の意義については、「日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社」と規定された（会社法第821条第1項）。日本に本店を置く外国会社とは、外国会社の営業の統括地として当該外国会社が実際に定めている場所が日本に存在することを意味する。また、日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社とは、会社法第821条（旧商法第482条も同じ。）の規定が外国会社を利用した日本の会社法制の潜脱を防止する趣旨のものであることを踏まえると、日本における事業がその存立に必要不可欠であることを前提として設立された外国会社であり、もっぱら日本において事業を行うことを目的として設立された会社等がこれに当たる。

擬似外国会社に当たるか否かは、最終的には具体的な事実関係を踏まえて個別に判断されるが、次のような会社は、一般的には擬似外国会社には当たらない。

ア 設立の時点において、もっぱら日本において事業を行う目的があるとは認められない場合

目的とは、客観的な概念ではなく、主観的な概念であり、日本国内における事業と日本国外における事業の規模とを単純に比較して判断されるものではない。また、目的の有無は、会社法第821条の規定が外国会社を利用した日本の会社法制の潜脱を防止する趣旨のものであることを踏まえると、当該外国会社の設立時において判断されるべきものである。

次に掲げる場合のいずれかに該当するような外国会社は、一般的には、日本において事業を行うことを主たる目的とするという要件を満たさない。

(ア) 当初は外国における事業を中心としていたが、後に日本における事業規模が拡大し、現在は、その事業の大半が日本に移行している場合

(イ) 現在は日本においてのみ事業活動を行っているが、将来は、他の国における事業活動をも予定している場合

(ウ) 日本に加えて他の国でも事業を行うために設立されたが、他の国での事業

が不成功に終わり、現在のところ日本においてだけ事業を継続している場合
イ 事業の態様からみて、もっぱら日本において事業を行うことを目的としているとは認められない場合

事業の場所は、営業所や従業員の所在地で決定されるものではなく、顧客や仕入先の所在地、取引場所、取引の方式、資金調達場所等を考慮して実質的・総合的に判断される。

次に掲げる場合のいずれかに該当するような外国会社は、日本のみならず、外国においても事業を行うことを目的としていると認められ、一般的には、もっぱら日本において事業を行うことを目的とするという要件を満たさない。

(ア) 日本における商品の販売又は役務の提供による売上げが当該外国会社の売上げの100パーセントを占めるが、その取引商品若しくは原材料の相当部分を日本国外の取引先（当該外国会社の日本国外の関連会社を含む。）から調達する場合又は役務の提供のために必要な行為の相当部分を日本国外において行う場合

(イ) 日本において、取引商品若しくはその原材料の100パーセントを調達し、又は役務の提供のために必要な行為の100パーセントを行うが、日本国外においても営業活動が行われる結果、日本国外における商品の販売又は役務の提供による売上げが当該外国会社の売上げのうち相当部分を占める場合

(ウ) 日本における商品の販売又は役務の提供による売上げが当該外国会社の売上げの100パーセントを占めると同時に、日本国内において、その取引商品若しくは原材料の調達又は役務の提供のために必要な行為の100パーセントが行われるが、その営業資金を調達するために、日本国外で借入れや社債の発行等を行う場合

(エ) 日本における商品の販売又は役務の提供による売上げが当該外国会社の売上げの100パーセントを占めると同時に、日本国内において、その取引商品若しくは原材料の調達又は役務の提供のために必要な行為の100パーセントが行われるが、日本国外において事業を行っている他の会社を実質的に支配しており、当該外国会社が日本国外で事業を行っているとは評価することができる場合

(オ) 日本国外に役員が在住し、又は日本国外において役員会が開催されている場合

(3) 擬似外国会社の継続取引禁止

擬似外国会社は、日本において取引を継続してすることができないとされた(会社法第821条第1項)。

したがって、擬似外国会社に該当しても、日本において継続した取引に当たら

ない取引をすることはでき、次に掲げるような行為をすることは差し支えない。

ア 取引に当たるとはいえない市場調査又は情報収集の域を超えない活動をする
こと。

イ 1 回限りの個別的取引を行い、又は複数回の取引であっても、それぞれが個
別的な取引であり継続性のないものを行うこと。

ウ 日本における流動化スキームの一環として、日本において事業を行うことを
主たる目的として設立された外国会社が当初の契約に基づき資産の譲受け、金
銭の授受その他の取引を行う場合において、次のような方法により、外国会社
がいわゆるプログラム形式で継続的に資産を取得し、融資を受け、又はコマー
シャル・ペーパーを発行すること。

(ア) 特定の当事者間（外国会社、オリジネータ、融資をする金融機関、コマー
シャル・ペーパーの引受人、対象資産の賃貸人等）において、取得する資産
の範囲、コマーシャル・ペーパーの発行の総額、金利に関する事項（金利ス
ワップ契約を含む。）、発行手続等を定めた基本契約を締結し、その後の資産
の取得やコマーシャル・ペーパーの発行等を当該基本契約の履行の一環とし
て行う方法（実質的に1 個の契約が締結されたと認められる場合）

(イ) 同時に複数のオリジネータ等と基本契約を締結する方法（1 個の集団的な
基本契約が締結されたと認められる場合）

(4) 擬似外国会社の登記

旧商法では、擬似外国会社は、日本法で定める手続に従って再設立の手続をし
ない限り法人格が認められないため、外国会社の登記をすることはできなかった
が、会社法では、擬似外国会社も法人格が認められ、外国会社の登記をすること
ができる（会社法第9 3 3 条）。したがって、外国会社の登記の申請の受理に当
たっては、当該外国会社が擬似外国会社に当たるか否かを審査する必要はない。

第2 外国会社の登記に関する改正

1 外国会社の登記

外国会社は、日本における代表者の住所地（日本に営業所を設けた場合にあって
は、当該営業所の所在地）において、日本における同種の会社又は最も類似する会
社の種類に従い、会社法第9 1 1 条から第9 1 4 条までに掲げる事項を登記するほ
か、次の事項を登記しなければならないとされた（会社法第9 3 3 条第2 項）。

(1) 外国会社の設立の準拠法

(2) 日本における代表者の氏名及び住所

(3) 日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるときは、準拠
法の規定による公告方法

(4) (3)の場合において、貸借対照表を電磁的方法により開示するときは、ウェブ

ページのアドレス（株式会社の登記すべき事項に関する第2部の第1の2の(2)のアの(ト)と同様）

(5) 公告方法についての定めがあるときは、その定め

(6) 電子公告を公告方法とするときは、ウェブページのアドレス等（株式会社の登記すべき事項に関する第2部の第1の2の(2)のアの(ハ)と同様）

(7) (5)の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨

2 外国会社の支配人の登記

外国会社は、支配人を選任し又はその代理権が消滅したときは、支配人を置いた営業所のみならず、日本における営業所の住所地において、その登記をしなければならないとされた（会社法第933条第4項、第918条）。

第7部 商業登記に関するその他の改正

第1 類似商号規制の廃止等

1 類似商号規制の廃止

他人が登記した商号は同一市区町村内において同一の営業のために登記することができないとする類似商号規制（旧商法第19条、旧商登法第27条参照）は、廃止された。

既に登記されている会社と類似商号の関係に立つ会社の支店の所在地における登記の申請は、既に登記されている会社の商号と明らかに区別することができるものとして「(本店 東京都千代田区)」等の文字を商号に付加しない限り受理することができないとする取扱い（大正10年10月8日付け司法省民事第375号当職回答参照）は、廃止する。当該文字を付加した商号の登記につき、当該会社の代表者等の書面による申出があるときは、登記年月日欄に「平成何年何月何日本店の表示抹消」と記録した上、職権で当該文字を抹消して差し支えないものとする（昭和56年12月10日付け法務省民四第7430号法務省民事局第四課長回答参照）。

2 商号の仮登記制度の廃止

商号の仮登記制度（旧商登法第35条から第41条まで参照）は、廃止された（整備政令第1条第1号）。

ただし、施行日前にされた商号の仮登記（施行日前にされた申請に係るものを含む。）についての予定期間の伸長、商号の仮登記の抹消、供託金の取戻し及び国庫への帰属等については、なお従前の例によるとされた（整備法第136条第6項、整備政令第2条）。

3 同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止

商号の登記は、その商号が他人の既にした商号と同一であり、かつ、同一の営業所（会社にあつては、本店。以下3において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができないとされた

(商登法第27条, 第24条第13号)。

具体的な取扱いは, 改正前と同様である(昭和63年2月16日付け法務省民四第712号法務省民事局第四課長回答参照)。

第2 会社の目的の具体性

会社の設立の登記等において, 会社の目的の具体性については, 審査を要しないものとする。

第3 本店移転の登記等

1 本店移転の登記

(1) 本店移転の登記に関する改正

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記においては, 一般の設立の登記と同一の事項のほか, 会社成立の年月日並びに本店を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない(会社法第916条, 商登法第53条), 新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に既に支店の登記があるときは, その会社の登記記録を閉鎖しなければならないとされた(商登規第65条第4項)。

この場合において, 旧所在地を管轄する登記所の管轄区域内に当該会社の支店があるときは, 支店登記事項及び会社成立の年月日の登記並びに登記記録区にされた登記以外の登記事項を抹消しなければならないとされた(商登規第65条第5項)。

(2) 経過措置

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地及び旧所在地における登記の申請書が施行日前に旧所在地を管轄する登記所に提出された場合には, (1)にかかわらず, なお従前の例によるとされた(改正省令附則第6条)。

したがって, 新所在地を管轄する登記所において, その管轄区域内にある支店の登記につき, 旧所在地を管轄する登記所から申請書の送付を受ける前に支店登記事項以外の事項を抹消していたときは, 抹消された登記を回復して事件処理を行うものとする(商登規第99条第1項)。

2 管轄転属の場合の措置に関する改正

甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄に転属した場合の措置に関し, 甲登記所は, 当該登記所において登記の必要がある会社であって転属した地域内に支店のみがあるものについては, その登記記録中乙登記所の支店登記事項となるものにより移送すれば足り, 転属後の甲登記所の管轄区域内に支店のみがある会社については, 転属後の支店登記事項以外の登記事項を抹消しなければならない等とされた(商登規第11条)。

第4 支配人の登記

1 管轄登記所等

会社の支配人の登記は、これを置いた営業所の所在地（旧商法第40条参照）ではなく、本店の所在地においてしなければならないとされ、登記の申請書に登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない場合も存しなくなった（会社法第918条，旧商登法第53条第3項参照）。

2 登録免許税額

会社の支配人の選任，その登記事項の変更又はその代理権の消滅の登記の登録免許税額は，申請1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ヨ，ネ）。

3 営業所を移転した場合の支配人の登記の取扱い

(1) 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合

この場合には，本店の旧所在地における本店移転の登記の申請と本店の新所在地における本店移転の登記（支店に支配人を置いている会社にあつては，当該支配人に係る記録を含む。）の申請とを同時にしなければならない（会社法第916条，商登法第51条第2項），登録免許税額は，各登記につき3万円（合計6万円）である（登税法別表第一第19号（一）ヲ）。

(2) 支配人を置いた本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合

この場合には，本店の旧所在地における本店移転の登記の申請及び支配人を置いた営業所の移転の登記の申請と本店の新所在地における本店移転の登記の申請とを同時にしなければならない（会社法第916条，商登法第51条第2項，商登規第65条）が，本店の新所在地において，支配人を置いた営業所の移転の登記をすることは要しない。登録免許税額は，各登記につき3万円（合計9万円）である（登税法別表第一第19号（一）ヲ，ネ）。

(3) 支配人を置いた支店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合

この場合には，本店の所在地においては支店移転の登記の申請及び支配人を置いた営業所の移転の登記の申請を，支店の旧所在地及び新所在地においては支店移転の登記の申請をしなければならないが，本店の所在地における登記の登録免許税額は，各登記につき3万円（合計6万円）であり（登税法別表第一第19号（一）ヲ，ネ），支店の旧所在地及び新所在地における登記の登録免許税額は，各登記につき9000円である（同号（二）イ）。

4 一部事項証明書

一部事項証明書の請求に係る区が会社支配人区である場合において，一部の支配人について証明を求めるときは，当該支配人に係る証明書を交付することができる（商登規第19条第1項第4号，第30条第2項）。

第5 後見人の登記

1 後見人の登記の手續に関する改正

(1) 登記すべき事項

後見人が法人である場合の登記の手続が整備され、その名称を登記するとされた（商登法第40条第1項第1号）。

成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が共同して又は事務を分掌してその権限を行使すべきことを定めることができる（民法第859条）ため、当該定めがある場合にはその旨等を登記するとされた（商登法第40条第1項第5号、第6号）。

(2) 添付書面

後見人が法人である場合における後見人の登記又はその名称若しくは住所の変更の登記の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならないとされた（商登法第42条第1項第3号、第2項）。

2 後見人である法人の代表者による印鑑の提出

後見人である法人の代表者（代表者が法人である場合にあっては、その職務執行者）が登記所に印鑑を提出する場合の取扱いにつき、次のとおりとされた。

(1) 印鑑届出事項

印鑑届出事項は、後見人である旨並びに後見人である法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所のほか、後見人である法人の代表者の資格、氏名及び出生の年月日（後見人である法人の代表者が法人である場合にあっては、その資格、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びにその職務執行者の氏名及び出生の年月日）である（商登規第9条第1項第2号）。

(2) 添付書面

印鑑届書には、登記所の作成した後見人である法人の代表者の資格を証する書面及び印鑑届書に押印した印鑑につき登記所の作成した証明書でいずれも作成後3か月以内のものを添付しなければならないとされた（商登規第9条第5項第2号）。

(3) 印鑑カード及び印鑑証明書の交付請求

後見人である法人の代表者又はその職務執行者が印鑑カードの交付を請求し、又は印鑑の証明を申請するには、後見人である法人の登記事項証明書で作成後3か月以内のものを添付しなければならないとされた（商登規第9条の4第2項、第22条）。

(4) 印鑑の廃止の届出

後見人である法人の代表者又はその職務執行者であって印鑑の提出をしたものがその資格を喪失したときは、新たに後見人である法人の代表者又はその職務執行者となった者は、その旨の届出をしなければならず、その場合には、当該法人の登記事項証明書で作成後3か月以内のものを提出しなければならないとされた

(商登規第9条第9項)。

第6 登記の嘱託

1 裁判により登記の嘱託をすべき場合

(1) 次に掲げる裁判が確定した場合にも，登記の嘱託がされることとされた。

ア 新株予約権の発行の無効又は不存在の確認の訴えに係る請求を認容する判決
(会社法第937条第1項第1号ハ，ヘ)

イ 清算人の解任の裁判を取り消す裁判（会社法第937条第1項第3号イ，第938条第2項第3号，第2部の第5の2の(1)のイの(カ)参照）

ウ 組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決（会社法第937条第3項第1号）

(2) 会社の整理の制度及びこれに関する登記の嘱託の制度（旧商法第381条から第403条まで参照）は，廃止された。ただし，整備法の施行の際現に係属している会社の整理に関する事件については，なお従前の例によるとされた（整備法第107条）。

2 支店の所在地の登記所に対する登記の嘱託

支店の所在地における登記事項の簡略化に伴い，支店の所在地の登記所に対しては，その登記記録に変更を生じない場合には，登記の嘱託がされないこととされた（会社法第937条，第938条第1項，第2項，民事保全法（平成元年法律第91号）第56条ただし書，破産法（平成16年法律第75号）第257条等）。

第8部 経過措置

第1 株式会社に関する経過措置

1 整備法の施行の際現に存する株式会社（以下「旧株式会社」という。）の施行日以後の取扱い

(1) 役員の任期

整備法の施行の際現に取締役，監査役又は清算人である者の任期については，なお従前の例によるとされた（整備法第95条）。ただし，施行日後に役員の任期に係る定款の変更をした場合には，原則として，現任の役員の任期も，変更後の任期に従う（第2部の第3の3の(1)のウの(ウ)参照）。

(2) 他の登記事項に係る事項の取扱い

ア 取締役会設置会社及び監査役設置会社の定め

旧株式会社又は3により従前の例により施行日以後に設立された株式会社（委員会設置会社を除く。）の定款には，取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第76条第2項）。

イ 株券発行会社の定め

旧株式会社又は3により従前の例により施行日以後に設立された株式会社の

定款に株券を発行しない旨の定めがない場合には、当該会社の定款には、その株式に係る株券を発行する旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第76条第4項）。

ウ 種類株式の定め

(ア) 株式の買受け若しくは利益をもってする株式の消却についての種類株式、転換予約権付株式又は強制転換条項付株式等であって、整備法の施行の際現に発行されているもの又は新株予約権の目的であるものは、その内容に応じて、取得請求権付株式又は取得条項付株式とみなす等とされた（整備法第87条、経過措置政令第12条）。

(イ) 株主総会又は取締役会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議があることを必要とするものについての定款の定め（旧商法第222条第9項参照）は、新たに種類株式の内容であるとされた（会社法第108条第1項）。

エ 取得条項付新株予約権の定め

消却事由についての定めがある新株予約権であって、整備法の施行の際現に発行されているものは、その内容に応じて、取得条項付新株予約権とみなすとされた（経過措置政令第13条第1項）。

オ 社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨の定め

整備法の施行の際現に存する新株予約権付社債は、会社法の規定による新株予約権付社債とみなすとされ（整備法第103条第1項）、いわゆる代用払込型又は転換社債型の新株予約権付社債（旧商法第341条ノ3第1項第7号、第8号参照）は、新株予約権の内容として、社債を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とすることができる旨又は出資の目的とする旨の定めがあるものとされた。

(3) 特例法の規律に関する事項の取扱い

ア 監査役会設置会社及び会計監査人設置会社の定め

整備法の施行の際現に特例法上の大会社又はみなし大会社（ウの場合を除く。）である会社の定款には、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第52条）。この取扱いは、整備法の施行の際現に特例法の大会社特例規定の適用がある会社に限って行うものとして差し支えない。

イ 監査役の監査の範囲の定め

整備法の施行の際現に小会社である会社の定款には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなすとされた（整備法第53条）。ただし、当該会社が公開会社である場合には、監査役の監査の範囲

を限定することができない（会社法第389条）ため、上記の定めがあるものとみなすことができず、施行日に、従来の監査役は、任期満了により退任することとなる（会社法第336条第4項第3号参照）。

ウ 委員会等に関する定め

整備法の施行の際現に委員会等設置会社である会社の定款には、取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨等の定めがあるものとみなすとされた（整備法第57条）。この取扱いは、整備法の施行の際現に特例法の委員会等設置会社特例規定の適用がある会社に限って行うものとして差し支えない。

2 旧株式会社の登記の施行日以後の取扱い

(1) 職権による登記

1の(2)のア及びイによりみなされた事項については、施行日にその登記がされたものとみなされ、登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（整備法第113条第2項から第4項まで、第136条第12項）。

また、会社法において登記すべき事項でなくなった事項（代表取締役又は清算人の共同代表、株券を発行しない旨の定め等）については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第2条第1項第1号、第4号から第11号まで、第15号、第2項、第3項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

(2) 種類株式の定めの登記の申請

ア 登記すべき事項

1の(2)のウにより種類株式の定めとされた事項があるときは、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、本店の所在地において、次に掲げる事項の変更の登記をしなければならないとされた（整備法第113条第5項）。この場合において、変更年月日は、施行日とするものとする。

(ア) 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

(イ) 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

(ウ) 当該種類株式が新株予約権の目的とされているときは、新株予約権に関する事項

イ 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、添付書面を要しない。

申請書に記載された種類株式の定めの内容が既に登記されている1の(2)のウの内容と明らかに合致しない場合を除き、当該登記の申請を受理して差し支えない。

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ネ）。

(3) 取得条項付新株予約権の登記の申請

ア 登記すべき事項

1の(2)のエによりみなされた取得条項付新株予約権があるときは、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、本店の所在地において、当該新株予約権についての取得事由等の変更の登記をしなければならないとされた（経過措置政令第13条第2項、第3項）。この場合において、変更年月日は、施行日とするものとする。

イ 添付書面及び登録免許税額

(2)のイ及びウと同様である。

(4) 社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨の定め登記の申請

ア 登記すべき事項

1の(2)のオにより社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨の定めがあるとされたときは、本店の所在地において、当該新株予約権についての変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項、第911条第3項第12号ロ、第236条第1項第3号）。この場合においては、(3)のアの場合等と同様に、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に登記をしなければならないものとし、変更年月日は、施行日とするものとする。

イ 添付書面

登記の申請書には、旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に掲げる事項を決議した取締役会又は株主総会の議事録を添付するものとする。

ウ 登録免許税額

(2)のウと同様である。

(5) 特例法上の大会社又はみなし大会社（委員会等設置会社を除く。）による登記の申請

ア 登記すべき事項

整備法の施行の際現に特例法上の大会社又はみなし大会社（委員会等設置会社を除く。）である会社は、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、本店の所在地において、次に掲げる事項の登記をしなければならないとされた（整備法第61条第3項、第4項）。

(ア) 監査役会設置会社である旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

(イ) 会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称

なお、登記の申請書には、変更の原因及び年月日（監査役会の設定年月日、会計監査人の就任年月日等）の記載を要せず、登記記録には、登記すべき事項及び登記年月日のみを記録するものとする。

イ 添付書面

登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(7) 大会社又はみなし大会社であって委員会等設置会社でない場合に該当することを証する書面（整備法第136条第14項）

具体的には、最終の貸借対照表（負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上であるもの）、定款（特例法第2条第2項の定めがあるもの）等がこれに当たる。資本金の額が5億円以上である大会社については、登記簿からこれを確認することができるため、(7)の書面の添付は要しない。

(イ) 会計監査人の変更の登記に必要となる添付書面（商登法第46条、第54条第2項）

a 会計監査人を選任した株主総会の議事録等

b 会計監査人が就任したことを証する書面

c 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

d 会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面

ウ 登録免許税額

登録免許税額は、申請1件につき9万円（資本金の額が1億円以下の会社については、7万円）である（登税法別表第一第19号（一）ワ、カ、ネ）。

(6) 委員会設置会社による登記の申請

ア 登記すべき事項

整備法の施行の際現に委員会等設置会社である会社は、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、本店の所在地において、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称の変更の登記をしなければならないとされた（整備法第61条第3項第2号、第4項）。

イ 添付書面及び登録免許税額

(5)のイ（(7)を除く。）及びウと同様である。

(7) 公開会社である小会社による監査役の退任の登記の申請

1の(3)のイにより公開会社である小会社の監査役が施行日に任期満了により退任したときは、変更の登記をしなければならない（会社法第915条第1項）。この場合においては、(6)のアの場合等と同様に、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に登記をしなければならないものとする。

(8) 社外取締役の登記の抹消の猶予

社外取締役の登記をしている旧株式会社は、会社法の規定により当該登記の必要がなくなる場合であっても、当該社外取締役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しないとされた（整備法第113条第7項）。

3 経過措置

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によりとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によりとされた（整備法第136条第11項、第13項）。

- (1) 施行日前に旧商法第167条の認証を受けた定款に係る会社の設立（整備法第75条）
- (2) 施行日前に旧商法第213条第2項又は第4項の公告がされた場合における株式の消却及び施行日前に株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会の決議を要する株式の消却（整備法第83条）
- (3) 施行日前に株主総会の招集手続が開始された場合における株式の併合（整備法第84条）
- (4) 施行日前に取締役会の決議がされた場合における株式の分割（整備法第85条）
- (5) 施行日前に発行の決議があった場合における株式又は新株予約権の発行等（整備法第98条、第103条第6項）
- (6) 施行日前に株主総会の招集手続が開始された場合における株式の譲渡制限に関する定款の変更（整備法第104条）
- (7) 施行日前に合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書又は株式移転計画書が作成された合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（整備法第105条）
- (8) 施行日前に株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株主総会の決議を要する資本又は資本準備金若しくは利益準備金の減少（整備法第106条）
- (9) 施行日前に生じた事由により解散した場合における継続及び清算等（整備法第108条、第111条第5項）
- (10) 施行日前に旧商法第280条ノ36第2項又は第4項の公告又は通知がされた場合における新株予約権の消却（経過措置政令第13条第5項）
- (11) 上記のほか、施行日前に株主総会又は種類株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項（整備法第90条）

第2 特例有限会社に関する経過措置

1 旧有限会社の施行日以後の取扱い

(1) 発行可能株式総数及び発行済株式の総数

発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、旧有限会社の資本の総額を当該旧

有限会社の出資 1 口の金額で除して得た数とするとされた（整備法第 2 条第 3 項）。

(2) 株式の譲渡制限の定め

旧有限会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として、第 3 部の第 2 の 1 の(2)のア及びイの譲渡制限の定めがあるものとみなすとされた（整備法第 9 条第 1 項）。

(3) 公告方法

旧有限会社における法定準備金の減少、資本の減少、合併、会社分割又は組織変更のための公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってする旨の定款の定めは、存続する株式会社の定款における公告方法の定めとみなすとされた（整備法第 5 条第 2 項、第 3 項）。

ただし、旧有限会社が上記の公告について異なる 2 以上の方法の定款の定めを設けている場合には、施行日に、当該定款の定めはその効力を失うとされた（整備法第 5 条第 4 項）ため、この場合には、当該旧有限会社の公告方法は、官報に掲載する方法となる（会社法第 9 3 9 条第 4 項）。

(4) 種類株式の定め

整備法の施行の際旧有限会社の定款に現に次の事項についての別段の定めがある場合において、当該定めが持分の属性であるときは、当該定めに係る持分は、存続する株式会社における会社法第 1 0 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの定めがある種類の株式とみなすとされた（整備法第 1 0 条）。

ア 議決権を行使することができる事項（有法第 3 9 条第 1 項ただし書参照）

イ 利益の配当（有法第 4 4 条参照）

ウ 残余財産の分配（有法第 7 3 条参照）

2 旧有限会社の登記の施行日以後の取扱い

(1) 職権による登記

1 の(1)から(3)までによりみなされた事項については、施行日にその登記がされたものとみなされ、登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（整備法第 4 2 条第 3 項から第 7 項まで、第 1 3 6 条第 1 6 項）。

また、会社法において登記すべき事項でなくなった事項（取締役又は清算人の共同代表等）については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 2 号から第 1 5 号まで、第 2 項。平成 1 8 年 1 月 1 9 日付け法務省民商第 1 0 3 号当職通達参照）。

(2) 種類株式の定めの登記の申請

ア 登記すべき事項

特例有限会社は、1 の(4)によりみなされた種類の株式がある場合には、本

店の所在地において、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるときは、その時まで）に、次に掲げる事項の変更の登記をしなければならないとされた（整備法第42条第8項から第10項まで）。

(7) 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

(イ) 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

イ 添付書面

特例有限会社がするアの登記の申請書には、定款を添付しなければならないとされた（整備法第136条第18項）。

ウ 登録免許税額

特例有限会社がするアの登記の登録免許税額は、申請1件につき3万円である（登税法別表第一第19号（一）ネ）。

3 経過措置

(1) 施行日前に開始した設立手続等の失効

旧有限会社の設立、資本の増加、合併（吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が旧有限会社であるものに限る。）、新設分割、吸収分割（吸収分割承継会社が旧有限会社であるものに限る。）又は組織変更について施行日前に行った社員総会又は株主総会の決議その他の手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失うとされた（整備法第4条）。

(2) 従前の例による場合

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第136条第17項）。

ア 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する持分の消却に相当する株式の消却又は資本若しくは法定準備金の減少（整備法第13条、第29条）

イ 施行日前に生じた事由により解散した場合における特例有限会社の継続及び清算等（整備法第34条、第40条第3項、第4項）

ウ 施行日前に社員総会又は株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会又は株主総会の決議を要する合併（吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が株式会社であるものに限る。）及び吸収分割（吸収分割承継会社が株式会社であるものに限る。）（整備法第36条）

エ 上記のほか、施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその決議した事項（整備法第15条）

第3 合名会社及び合資会社に関する経過措置

1 整備法の施行の際現に存する合名会社又は合資会社（以下「旧合名会社等」とい

う。)の施行日以後の取扱い

旧合名会社等及び3により従前の例による合併により施行日以後に設立された合名会社又は合資会社における合併の公告方法の定款の定めは、当該会社の定款における公告方法の定めとみなすとされた（整備法第70条第2項、第3項）。

なお、合併の公告方法の定めがない場合には、当該会社の公告方法は、官報に掲載する方法とみなされる（会社法第939条第4項）。

2 旧合名会社等の登記の施行日以後の取扱い（職権による登記）

1によりみなされた公告方法の定めについては、施行日にその登記がされたものとみなされ、登記官が職権でその登記をしなければならないとされた（整備法第74条第2項から第4項まで、第136条第10項）。

また、会社法において登記すべき事項でなくなった事項（社員又は清算人の共同代表等）については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた（改正省令附則第2条第1項第1号から第3号まで、第15号、第2項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照）。

3 経過措置

次に掲げる行為については、その登記の登記事項を除き、なお従前の例によるとされ、その場合における添付書面その他の登記に関する手続についても、なお従前の例によるとされた（整備法第136条第9項）。

(1) 施行日前に合併の決議がされた合併（整備法第72条）

(2) 施行日前に生じた事由により解散した場合における会社の継続及び清算等（整備法第73条、第111条第4項）

第4 外国会社に関する経過措置

1 整備法の施行の際現に存する外国会社（以下「旧外国会社」という。）の施行日以後の取扱い

旧外国会社は、日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社である場合（旧商法第483条ノ2第1項参照）でなくても、公告方法として、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告の方法のいずれかを定めることができ、この定めがない旧外国会社の公告方法は、官報に掲載する方法となる（会社法第939条第2項、第4項）。

2 旧外国会社の登記の施行日以後の取扱い

(1) 内国会社の登記すべき事項と同一の事項

旧外国会社の登記については、日本における同種の会社又は最も類似する会社の区分に応じ、これらと同様の取扱いをすることとなる。

(2) 公告方法の登記の申請

旧外国会社は、施行日から6か月以内（最初に登記をすべき時が先であるとき

は、その時まで)に、1により定まる公告方法の登記をしなければならない(整備法第114条第2項)。

(3) 支配人の登記の申請

旧外国会社は、日本に設けた営業所に支配人を置いているときは、日本に設けた各営業所の所在地において、当該支配人の登記をしなければならない(第6部の第2の2参照)。

第5 支配人に関する経過措置

支配人の登記の施行日以後の取扱い(職権による登記)は、次のとおりである。

会社法において登記すべき事項でなくなった事項(支配人の共同代理)については、登記官が職権で抹消しなければならないとされた(改正省令附則第2条第1項第1号、第2項)。

会社の支配人の登記については、施行日前に支店の所在地でした登記は、その登記をした日に本店の所在地でしたものとみなされ、登記官が、職権で、当該登記及び印鑑に係る記録を本店の所在地を管轄する登記所に移さなければならないとされた(整備法第69条、第136条第7項、改正省令附則第2条第5項、第6項。平成18年1月19日付け法務省民商第103号当職通達参照)。

使 用 区 分 (○ 印)		会社法人用・登記用
払込金受入証明書		
払 込 金 額		
法 人 名		
証 明 書 発 行 の 目 的	☐ 株式会社 (発起設立 募集株式) ☐ 新株予約権 (募集 行使) ☐ 合同会社 (設立 社員の加入) ☐ 投資法人 (募集投資口) ☐ 有限責任事業組合 (設立 社員の加入) ☐ その他 ()	
摘 要		
当行は、払込取扱場所として、その払込事務を取扱い、上記のとおり払込金を受け入れたことを証明します。 平成 年 月 日 証明者 所在地 銀行名・店名 代 表 者 印		
注 1. この証明書は、払込期日・期限以後（当日を含む）の日をもって 2 通（会社法人用・登記用）作成し、当該会社・法人に交付する。 2. 払込金額はチェックライター等により記入する。 3. 目的欄の該当にレ点を付すとともに、設立等の該当個所に○を付す。 なお、目的欄に該当しない払込金を受け入れる場合には、「その他」に目的を記載する。		

使 区 (○ 印)	用 分 会 社 用 ・ 登 記 用
-------------------	-------------------------

株式払込金保管証明書

保 管 金 額	
払 込 期 間 ・ 払 込 期 日	払込期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 払込期日 平成 年 月 日
株 式 の 発 行 会 社 名	
払 込 株 数	
1 株 の 払 込 金 額	円
摘 要	

当行は、株式払込取扱場所として株式の払込事務を取扱い、上記のとおり、その払込金を保管していることを証明します。

平成 年 月 日

所 在 地

証明者 銀行名・店名

印

代 表 者

- 注 1. この証明書は、払込期日または払込期間末日以後（当日を含む）の日をもって2通（会社用・登記用）作成し、発行会社に交付する。
2. 保管金額はチェック・ライター等により記入する。
3. 「募集設立」の旨摘要欄に記載する。

別紙 3－1

(公認会計士・会計参与用)

公認会計士登録証明事務取扱要領第 1 号の 3

公認会計士の会計参与資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申 請 者
(住 所)
(氏 名)
(登録番号)

私は、

- 1 日本公認会計士協会に備える 公 認 会 計 士 名簿に登録された 公 認 会 計 士
外国公認会計士 であること。
- 2 会社法第 3 3 3 条第 3 項第 2 号の規定に該当しないこと。

につき証明願います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名

㊟

上記のとおり相違ないことを証明する。

公証 第 号
平成 年 月 日

日本公認会計士協会
事務総長

不要なものは削除すること

別紙 3－2
(公認会計士・会計監査人用)

公認会計士登録証明事務取扱要領第 1 号の 4

公認会計士の会計監査人資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申 請 者
(住 所)
(氏 名)
(登録番号)

私は、

- 1 日本公認会計士協会に備える 公 認 会 計 士 名簿に登録された 公 認 会 計 士
外国公認会計士 であること。

につき証明願います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名

㊞

上記のとおり相違ないことを証明する。

公証 第 号
平成 年 月 日

日本公認会計士協会
事務総長

不要なものは削除すること

別紙 4

税理士登録事務取扱規程第 45 号様式

(日本工業規格 A4)

平成 年 月 日

税理士資格証明書

住 所

氏 名

税理士登録番号

日本税理士会連合会
会長

貴殿について下記の事項を証明します。

記

- 1 日本税理士会連合会に登録された税理士であること。
- 2 会社法第 333 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当しないこと。

以上